平成27年 第1回定例会

浦臼町議会会議録

平成27年 3月10日 開会

平成27年 3月25日 閉会

浦臼町議会

浦臼町議会第1回定例会 第1号

平成27年3月10日(火曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 行政報告
- 5 議案第 3号 平成26年度浦臼町一般会計補正予算(第10号)
- 6 議案第 4号 平成26年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)
- 7 議案第 5号 平成26年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予 算(第2号)
- 8 議案第 6号 平成26年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
- 9 議案第 7号 教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 10 議案第 8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例等の一部を改正する条例について
- 1 1 議案第 9号 浦臼町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 等の一部を改正する条例について
- 12 議案第10号 公平委員会設置条例及び浦臼町公平委員会の委員の 服務の宣誓に関する条例を廃止する条例につい て
- 13 議案第11号 分収造林契約における造林費負担三者契約への変更 について
- 14 議案第12号 奈井江・浦臼町学校給食組合規約の一部を変更する 規約について
- 15 議案第13号 浦臼町いじめ問題対策連絡協議会設置条例の制定について
- 16 議案第14号 浦臼町いじめ問題審議会設置条例の制定について
- 17 議案第15号 浦臼町いじめ調査委員会設置条例の制定について
- 18 議案第16号 浦臼町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 19 議案第17号 浦臼町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定 について
- 20 議案第18号 浦臼町下水道条例の一部を改正する条例について
- 21 平成27年度町政執行方針
- 22 平成27年度教育行政執行方針

- 23 議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例について
- 24 議案第20号 浦臼町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正す る条例について
- 25 議案第21号 浦臼町税条例の一部を改正する条例について
- 2 6 議案第 2 2 号 浦臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を 改正する条例について
- 27 議案第23号 浦臼町道路占用条例の一部を改正する条例について
- 28 議案第24号 浦臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例につ いて
- 29 議案第25号 平成27年度浦臼町一般会計予算
- 30 議案第26号 平成27年度浦臼町国民健康保険特別会計予算
- 31 議案第27号 平成27年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算
- 32 議案第28号 平成27年度浦臼町下水道事業特別会計予算

○出席議員(9名)

議長	9番	阳	部	敏	也	君	副議長	8番	靜	Ш	広	巳	君
	1番	中	JII	清	美	君		2番	小	松	正	年	君
	3番	柴	田	典	男	君		4番	東	藤	晃	義	君
	5番	折	坂	美	鈴	君		6番	松	田	征	靖	君
	7 悉	쏴	息	良	和	君							

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町		長	斉	藤	純	雄	君
副	町	長	JII	畑	智	昭	君
教	育	長	浅	岡	哲	男	君
総 務	課	長	河	本	浩	昭	君
総 務	課主	幹	石	原	正	伸	君
くらし	応援課	:長	竹	内	富 美	代	君
くらし 主	応接	課 幹	横	井	正	樹	君
長寿福	福祉課	長	大	平	雅	仁	君
産業殖	建設 課	長	加賀	谷	隆	彦	君
産業建	設課主	幹	上	嶋	俊	文	君
産業建設派 遣 出推 進		良	田	村	泰	昭	君
出 納	室 主	幹	武	田	郁	子	君

教 育 委 員 会 事 務 局 次 县		大	平	英	祐	君			
農業委員会事務局長		宮	本	英	史	君			
教育委員会		今	田	厚	子	君			
農業委員会会長	曼	佐	藤	浩	司	君			
代表監查委員	Ę	星		和	行	君			
○出席事務局職員									
局	美	遠	山	敏	温	君			
書	己	日	出	華	代	君			

◎開会の宣告

〇議 長

おはようございます。

本日の出席人員は9名全員でございます。定足数に達しております。 ただいまから、平成27年第1回浦臼町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議 長

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

〇議 長

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、8番靜川議員、1番中川議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

〇議 長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの16日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議 長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月25日までの16日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般報告

の予算案が原案どおり可決をされております。

〇議 長

日程第3、諸般の報告をします。

初めに、平成26年第4回定例会以降きょうまでの議長政務報告をお手元 に配付してありますので、お目通し願い、主なもののみ報告いたします。

2月26、27と広域組合、広域連合の各定例会が開催されております。 議案の中身につきましては、補正予算あるいは条例改正、そして27年度

以上であります。

次に、監査委員より、平成26年12月分から平成27年2月分に関する 例月出納検査の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきますの で、報告済みといたします。

続いて、総務常任委員長より、所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですのでご承知願います。総務常任委員会所管事務調査は報告済みとします。

続いて、農林建設常任委員長より、所管事務調査の報告がありましたので、 その写しをお手元に配付のとおりですのでご承知願います。農林建設常任委 員会所管事務調査は報告済みとします。

続いて、斉藤町長から、平成27年2月7日付で、地方自治第180条第1項の規定において、町長において専決処分できる事項として指定した議会の議決を経て締結した建設工事の請負契約で、請負代金金額の増額もしくは減額が当該請負代金の10分の1を超えない変更契約について、お手元に配付のとおり専決処分した旨の報告がありました。

以上で、報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

〇議 長

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。 斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

皆さん、おはようございます。

平成27年第1回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告をさせていただきます。

本日をもって招集いたしました第1回定例会においては、議案26本を提出いたしております。各議案提出の際には詳細にご説明いたしますので、十分なご審議をいただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

この際、第4回定例会以降の行政報告についてお手元の配付資料をごらんいただき、主なもののみ口頭にて報告をいたします。

2月9日、平成26年度の石狩川流域圏会議が札幌市で開催をされております。流域46市町村すべてが加入をしている組織であり、観光や災害時の広域連携等について意見交換をしてきております。

当日は、昨年9月11日に発生した石狩地方、千歳、恵庭での集中豪雨災害での災害担当職員のアンケート調査からの基調講演があり、町の防災対策にも参考となる内容でありました。

3月2日には、札幌市にて、北海道日本ハムファイターズ地方応援大使決起集会と激励会に出席をしてまいりました。今年、武田勝選手、鍵谷陽平選手が浦臼町の応援大使であり、会場でお2人とごあいさつをし、記念撮影を

させていただきました。

シーズンオフには本町にも来てくれるようでありますので、野球教室や町 民ファンとの集いなどを企画し、交流を深めていきたいというふうに思って おります。

以上でございます。

〇議 長

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。 浅岡教育長。

○教育長 (浅岡哲男君)

おはようございます。

議長の発言のお許しがありましたので、第4回定例会以降の教育行政についてご報告申し上げます。

なお、あらかじめ報告書をお配りしておりますので、主なものについてご 報告させていただきます。

1月11日、浦臼町新成人のつどい、対象者17名を予定しておりましたが、14名の参加を得て、門出を祝福しております。

1月26日、浦臼中学校3年山水明衣さんが、中体連スキー大会回転において全国大会への出場を決め、町長への出場報告をしております。

結果につきましては、参加選手176名中16位と健闘して帰ってきてまいりました。

1月28日、第7回B&G全国サミットにおいて、優良センター表彰として浦臼町海洋センターが特A表彰を受けてまいりました。

この受賞は、財団施設の活用、指導員の配置、利用人数、町の姿勢などなど数十項目の評価がなされ、4カ年連続最高位の評価となりました。

この受賞により、現在計画しておりますプール上屋修繕に係る助成率が最もよい条件での支援を受けられるものでございます。支援助成には毎年プール上屋修繕の申請をしておりますが、今月の4日付で平成27年度の修繕助成の内示通知が届きました。

今後におきましても、適正な維持管理に努め、支援助成の最高評価を得られるよう努めてまいります。

以上でございます。

〇議 長

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 議案第3号

〇議 長

日程第5、議案第3号 平成26年度浦臼町一般会計補正予算(第10号) を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原主幹。

〇総務課主幹(石原正伸君)

議案第3号 平成26年度浦臼町一般会計補正予算(第10号)。

平成26年度浦臼町の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,333万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億8,761万5,000円とする。

2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後 の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

平成27年3月10日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

初めに、第2表繰越明許費の補正についてご説明申し上げますので、8ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費補正。

1、追加、表にお示しのとおりでございますが、事業名、農地整備事業浦 臼鶴沼地区事業、金額15万円、こちらは農地基盤整備事業の一部を繰越事 業として設定するものでございます。

続きまして、事業名、社会資本整備総合交付金事業、金額3,142万2,000円、こちらは公営住宅屋根及び外壁改修工事並びに耐力度調査につきまして、繰越事業として決定するものでございます。

次に、債務負担行為の補正でございます。 9 ページをお開きください。 第3表、債務負担行為補正。

1、追加、事業、町営バス運行業務委託、期間、26年度から27年度、限度額439万8,000円。

事項、ホームページ保守業務委託料、期間、26年度から27年度、限度額26万円。

続きまして、事項、ネットワーク機器等保守業務委託料、期間、26年度から27年度で、限度額105万9,000円。

事項、LGWAN・VPNルータ保守業務委託料、期間、26年度から27年度で、限度額26万6,000円。

事項、ごみ収集運搬業務委託料、期間、26年度から27年度で、限度額1,093万円。

事項、レセプトコンピュータ保守点検業務委託料、期間、26年度から27年度で、限度額39万5,000円。

事項、X線コンピュータ断層撮影装置保守点検業務委託料、期間、26年

度から27年度で、限度額81万円。

事項、鶴沼公園等管理業務委託料、期間、26年度から27年度で、限度額898万6,000円。

事項、町道等維持補修業務委託料、期間、26年度から27年度で、金額 1,179万2,000円。

各事業とも年度当初より実施する必要があることから、追加の補正となる ものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の補正について、歳出よりご説明申し上げます。 18ページをお開き願います。

なお、今回の補正予算の内容につきましては、大部分が決算見込みによります事業の確定等によるものでございますので、主なもののみ説明させていただきます。

2款総務費、1項1目一般管理費、補正額125万円の減額でございます。 主なものは13節委託料におきまして、行政センター耐震診断および実施設 計業務委託の執行残でございます。

2目財政管理費、補正額5,253万6,000円の追加でございます。 主なものは25節積立金につきまして、ふるさと応援寄付金としまして、27年2月27日までに4,616名の方々から合計で6,785万3,600円のご寄付をいただいております。その差額としまして、ふるさと応援基金に1,378万3,000円、財政健全化のための減債基金に3,885万1,000円を積み立てするものでございます。

4目財産管理費、補正額100万円の減額でございます。主なものは14 節使用料及び賃借料におきまして、印刷見込みによる枚数の減による複写機 の借り上げ料の減額でございます。

20ページをお開き願います。

5項3目農業委員会選挙費、補正額106万8,000円の減額でございます。農業委員会委員選挙の未執行によるものでございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、補正額75万4,000円の追加でございます。主なものは19節負担金補助及び交付金につきまして、社会福祉協議会補助金において、事務局長の人件費分として280万3,000円の減額。28節繰出金につきまして国民健康保険特別会計の決算見込みにより435万1,000円の追加でございます。

22ページをお開き願います。

5目障害者福祉費、補正額195万8,000円の追加でございます。主なものは23節償還金利子及び割引料につきまして、25年度の各種障害者支援に係る国庫負担金の確定に伴う返還金として128万3,000円の追加でございます。

3項1目老人福祉総務費、補正額290万4,000円の減額でございます。

24ページをお開き願います。

主なものにつきましては19節負担金補助及び交付金につきまして、空知中部広域連合負担金の減額によるものでございます。

2目後期高齢者医療費、補正額574万3,000円の減額でございます。 19節負担金補助及び交付金につきまして、平成25年度の療養給付費の精算により378万円の減額。28節繰出金につきまして、後期高齢者医療特別会計の決算見込みにより196万3,000円の減額でございます。

4款衛生費、1項2目予防費、補正額137万4,000円の減額でございます。主なものは13節委託料、各種健康業務委託料の実績に伴う減額でございます。

5目環境衛生費、補正額185万6,000円の減額でございます。主なものは19節負担金補助及び交付金につきまして、ミックス事業の建設事業の確定により142万1,000円の減額でございます。

26ページをお開き願います。

5 款農林水産業費、1項5目農業振興費、補正額65万3,000円の追加でございます。主なものは19節負担金補助及び交付金につきまして、経営開始型青年就農給付金として、半年分を前倒しし給付するものとして75万円を追加してございます。

11目基盤整備推進費、補正額116万1,000円の減額でございます。 19節負担金補助及び交付金につきまして、土地改良推進委員会の事務所経 費が減額となりまして、精算するものでございます。

6 款商工費、1項1目商工振興費、補正額125万4,000円の減額で ございます。主なものは19節負担金補助及び交付金につきまして、中小企 業振興資金利子補給額の確定によるものでございます。

28ページをお開き願います。

7款土木費、3項2目公営住宅整備費、補正額3,128万4,000円の追加でございます。主なものは13節委託料につきまして、鶴沼第2団地耐力度調査業務に係るものとして97万6,000円の追加、15節工事請負費につきまして、中央団地外部改修工事及び鶴沼第2団地屋根葺替工事に係るものとして3,044万6,000円を追加するものでございます。いずれも翌年度繰越事業として実施するものでございます。

4項1目下水道整備費、補正額335万9,000円の減額でございます。 28節繰出金につきまして、下水道事業特別会計の決算見込みによる減額で ございます。

8款消防費、1項1目消防費、補正額294万8,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金につきまして、主なものとして人事院勧告に基づく職員給与の改正及び消防団員用の防火衣の更新に伴う費用の追加でございます。

9款教育費、2項1目学校管理教育振興費、補正額6万円の追加でございます。主なものは小学校の教員1名分のパソコン及び机など備品購入に係るものとして18節備品購入費につきまして64万円を追加するものでござい

ます。

3項1目学校管理教育振興費、補正額15万9,000円の追加でございます。主なものは11節需用費につきまして、電気料の値上げにより61万円の追加及び、30ページをお開き願います。18節備品購入費につきまして、中学校の教員1名分のパソコン及び机等の備品に係るものとして43万6,000円を追加するものでございます。

6項1目保健体育総務費、補正額13万3,000円の追加でございます。 主なものは9節旅費につきまして、B&G海洋センタープール改修工事に係る協議が必要となり、職員2名分として20万8,000円を追加するものでございます。

- 32ページをお開き願います。
- 11款公債費、1項1目元金、補正額75万2,000円の追加。
- 2目利子、補正額224万5,000円の減額でございます。いずれも23節償還金利子及び割引料につきまして、10年起債の借入率の見直し及び前年度借入債の借入利率の確定によるものでございます。

歳出合計6,333万1,000円の追加でございます。

以上が、歳出の説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、10ページをお開き 願います。

歳入につきましても、ほとんどが額の確定による補正でございますので、 主なもののみご説明申し上げます。

1款1項2目法人分、補正額725万8,000円の追加でございます。 1節現年課税分で均等割については従業員の変更等に伴う法人の号区分の変 更による追加及び法人税割につきましては企業収益の増加によるものでござ います。

2項1目固定資産税、補正額569万2,000円の追加でございます。 1節現年課税分で事業主の設備投資等の増により償却資産の増加によるもの でございます。

9 款地方交付税、1項1目地方交付税、補正額136万円の追加でございます。普通交付税の確定に伴う追加となってございます。

- 12ページをお開き願います。
- 13款国庫支出金、2項3目土木費国庫補助金、補正額1,518万6,000円の追加でございます。1節住宅費補助金におきまして、公営住宅改修等に係る社会資本整備総合交付金を追加するものでございます。
- 6目総務費国庫補助金、補正額1,356万9,000円の追加でございます。主なものとして1節総務費補助金におきまして、社会保障・税番号制度システム整備費に係る補助金として301万9,000円の追加、町道本別線道路補修工事の財源として、がんばる地域交付金1,117万4,000円の追加でございます。
 - 14款道支出金、1項1目民生費道負担金、補正額550万2,000円

の追加でございます。主なものは国民健康保険基盤安定負担金の確定に伴う ものでございます。

- 14ページをお開き願います。
- 15款財産収入、1項1目財産貸付収入、補正額82万7,000円の減額でございます。町職員住宅2棟の解体により住宅貸付料が減額となるものでございます。
- 16款寄付金、1項2目ふるさと応援寄付金、補正額1,378万3,0 00円の追加でございます。27年2月27日までの受領額として差額分を 追加するものでございます。
 - 16ページをお開き願います。
- 19款町債、1項3目衛生債、補正額150万円の減額でございます。し 尿処理施設ミックス事業の建設負担確定により減額となるものでございます。

歳入合計、歳出と同じ6,333万1,000円の追加となってございます。

以上が、議案第3号 平成26年度浦臼町一般会計補正予算(第10号) の内容でございます。十分ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。

議事の進行上、歳出から進めたいと思います。予算書の18ページをお開きください。2款総務費から26ページ、5款2項2目町有林管理費まで質疑を受けます。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

次に、26ページ、6款商工費から最後まで質疑を受けます。質疑ありませんか。

8番、靜川議員。

○8番(靜川広巳君)

27ページの農業振興費の青年就農給付金の関係ですけれども、前倒しの 部分での補正なのですが、この前倒しをした理由といいますか、できた理由 というのでしょうか、しなければならなかった理由なのか、その理由をちょ っと教えていただきたいです。

○議 長

加賀谷課長。

〇産業建設課長 (加賀谷隆彦君)

靜川議員のご質問にお答えいたします。

就農給付金につきましては、当初、本人申し立て7月からの開始という形になります。その関係で半年度支払いが想定されるわけですけれども、今回の補正につきましては7月から12月分までの6カ月間分の補正という形に

なっております。

なお、この就農給付金につきましては、3月31日までの支出ということ になってございますので、今回補正をさせていただいている次第でございま す。

以上です。

〇議 長

ほかに質疑ありますか。

7番、牧島議員。

○7番(牧島良和君)

27ページですが、観光費、道の駅つるぬまサイフォン漏水調査検討業務の委託料ですが、その作業は終わったということでの結果でありますが、この結果については、簡単に事の問題がなかった、漏水はなかったという理解でよろしいのか。

〇議 長

加賀谷課長。

〇産業建設課長 (加賀谷隆彦君)

牧島議員のご質問にお答えいたします。

調査の結果、問題はなかったということでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

5番、折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

先ほどの靜川議員の質問のお答えなのですけれども、8月から12月分のものを前倒しで支払うということが、ちょっと意味がわかりませんが、27年の分の8月から12月分、前倒しの意味がわかりません。

〇議 長

加賀谷課長。

〇産業建設課長 (加賀谷隆彦君)

大変申しわけございません。

26年の7月から12月分の支払いが3月の31日までに実施しなければいけないということになってございます。ちょうど6か月分75万円の支出という形になります。

以上です。

○議 長

加賀谷課長。

○産業建設課長(加賀谷隆彦君)

申しわけございません。

27年度の前倒し分という形になります。ちょっと勉強不足で申しわけございませんでした。

○5番(折坂美鈴君)

その分の前倒ししなければいけない理由というのを、靜川議員は聞かれた と思うのですけれども。

○議 長

加賀谷課長。

○産業建設課長 (加賀谷隆彦君)

前倒し分につきましては、国の政策におきまして、前倒しするということ になってございますので、そのために前倒しするものとなってございます。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

1番、中川議員。

○1番(中川清美君)

29ページの消防費の関係で、負担金が294万8,000円の内訳なのですが、職員給与の改正と防火衣の負担分だということなのですが、その給与の部分と防火衣の分の金額の明細を教えていただきたい。

○議 長

石原主幹。

〇総務課主幹(石原正伸君)

ただいまのご質問にお答えいたします。

給与の改正分の増額として、おおよそ170万円で、防火衣の更新としまして99万円となってございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

「「なし」と言う人あり〕

○議 長

それでは、歳出全款にわたって質疑を受けます。質疑ありませんか。 2番、小松議員。

○2番(小松正年君)

21ページの13番委託料の社会保障・税番号制度システム、この社会保障・税番号制度という概要をちょっと説明をお願いしたいです。

〇議 長

答弁願います。

竹内課長。

○くらし応援課長(竹内富美代君)

これは一般にマイナンバーと言われている事業でございまして、今年の10月に皆様のところに番号の通知を差し上げまして、それの総合システムとかいろいろな番号をつけるシステムの改修の費用になります。

わかりやすい資料をちょっとここに持っていないものですから、後で詳しいものを資料で差し上げてよろしいでしょうか。

〇議 長

ほかに質疑ありますか。

8番、靜川議員。

〇8番(靜川広巳君)

13ページのがんばる地域交付金が1,117万4,000円の追加になっているのですが、これはある程度用途といいますか、限られたような使い分もあると思うのですが、この追加された補正の部分が今回の歳出の部分でどこか反映されているのかどうかをお聞きしたいと思います。

〇議 長

答弁願います。

石原主幹。

〇総務課主幹(石原正伸君)

ただいまのご質問にお答えいたします。

今回追加させていただきました1,117万4,000円につきましては、 町道本別線の舗装工事の財源として充てさせていただいております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

では、次に歳入に入ります。 10ページをお開きください。歳入全款にわたり質疑を受けます。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

それでは、歳入歳出全款にわたって質疑を受けます。質疑ありませんか。 7番、牧島議員。

○7番(牧島良和君)

予算額の掌握ですが、29ページに中学校費で柔道のかかわりで講師謝礼 が減額になっております。

全体のプログラムの中で5万円の位置がどうなのかというのは、ちょっと 私も正確にわからないところなのですけれども、回数で何回のうち今回この 回数が多分減ったのだというふうには思うので、それはどんな理由なのかと いうところで教えていただきたいと思います。

○議 長

答弁願います。

大平次長。

○教育委員会事務局次長 (大平英祐君)

牧島議員の質問にお答えします。

減額の理由でございますけれども、実日数は計画どおりにやっていまして、 道の補助が旅費等に支給されたということになりまして、その分の減額とさ せていただいております。

以上です。

〇議 長

牧島議員。

○7番(牧島良和君)

予算としては、そうすると旅費の分は道の方では見ていない数字が市町村 に示されていたというふうに理解してよろしいのですか。

〇議 長

大平次長。

○教育委員会事務局次長 (大平英祐君)

当初におきましては、道の方も確定で旅費等について支給しますよという答えがありませんでしたので、実績に基づいて道も配分して、件数が多ければそれも減りますので、そういう道の予算のとらえ方がありますので、実績をもって今回補正を上げさせていただきました。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

1番、中川議員。

○1番(中川清美君)

29ページの水防費の関係で、防災パトロール車の57万5,000円の減ということなのですが、これは納車の残金の余りというか、購入費用の余りということでとらえてよろしいですね。

それで、この防災パトロール車は、これ青パトロール車なのか、それで青パトの場合、運転手の登録が必要かなと思うのだけれど、これは防災課で交通防災で登録できたのかどうか。3点。

○議 長

河本課長。

〇総務課長 (河本浩昭君)

ただいまの中川議員のご質問にお答えいたします。

まず、これにつきましては、この57万5,000円と申しますのは、入 札執行による減額でございます。

これにつきましては、町に配置しておりますパトロールカー、これの更新になりまして、青色灯を回して走る場合には、運転する人が研修を受けていなければ、青色灯は回せないということになっていまして、既に何名かの方、あるいは職員については登録をしてございます。

今、砂川警察署から職員の方に来ていただいて、簡単な研修の方を受ける ことによって運転できるようになりますので、今後運転できる職員について もふやしていきたいというふうに考えております。

以上です。

〇議 長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり〕

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第3号 平成26年度浦臼町一般会計補正予算(第10号) を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、議案第3号 平成26年度浦臼町一般会計補正予算(第10号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号

○議 長

日程第6、議案第4号 平成26年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

横井主幹。

○くらし応援課主幹(横井正樹君)

議案第4号 平成26年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

平成26年度浦臼町の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に 定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ976万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,624万9,000円とする。

2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後 の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月10日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

補正の内容について説明申し上げます。

歳出より説明いたしますので、10ページをお開きください。

なお、今回の補正につきましては、決算見込み及び額の確定に伴うもので ございますので、主なもののみ説明申し上げます。 1 款総務費、1項1目一般管理費142万円の減額でございます。職員の 異動に伴う減でございます。

1款2項1目賦課徴収費3万4,000円の減額でございます。

2 款空知中部広域連合納付金、1項1目空知中部広域連合納付金1,12 2万2,000円の追加でございます。医療費をもとに算出されます広域連合の賦課金の追加の増によるものでございます。

歳出合計976万8,000円の追加でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。6ページをお開きください。 歳入につきましても、決算見込み及び額の確定に伴うものが主なものでご ざいますので、主なもののみ説明させていただきます。

1 款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税369万4,000円の減、2目退職被保険者国民健康保険税130万7,000円の減、それぞれ決算見込みによる減でございます。

2 款財産収入、1項1目利子及び配当金2万1,000円の追加でございます。

3款繰越金、1項1目繰越金109万7,000円の追加でございます。

4款諸収入、3項4目過年度収入2,550万5,000円の追加でございます。平成25年度国民健康保険に係る賦課金の確定に伴う返還金でございます。

5 款繰入金、1項1目一般会計繰入金435万1,000円の追加でございます。平成26年度分の賦課金の額の確定に伴い一般会計から繰り入れるためでございます。

次のページをお開きください。

2項1目基金繰入金1,620万5,000円の減でございます。平成25年度分の返還金がございましたので、基金からの繰り入れを減するものでございます。

歳入合計、歳出と同じ976万8,000円の追加となっております。

以上が、議案第4号 平成26年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)の内容でございます。よろしくご審議いただき、議決賜りますよ うお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり]

〇議 長

「「なし」と言う人あり〕

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第4号 平成26年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、議案第4号 平成26年度浦臼町国民健康保険特別会計補正 予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号

〇議 長

日程第7、議案第5号 平成26年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

横井主幹。

○くらし応援課主幹(横井正樹君)

議案第5号 平成26年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

平成26年度浦臼町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から158万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,511万1,000円とする。

2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後 の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月10日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

補正の内容について説明申し上げます。

歳出より説明いたしますので、8ページをお開きください。

なお、今回の補正予算につきましては、決算見込み及び額の確定に伴うも のでございますので、主なもののみ説明させていただきます。

1款総務費、1項1目一般管理費82万2,000円の減でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金75万8,000円の減でございます。

歳出合計158万円の減となってございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。6ページをお開きください。 歳入につきましても、決算見込み及び額の確定に伴うものでございます。 主なもののみ説明させていただきます。 1 款後期高齢者医療保険料、1項2目普通徴収保険料9万1,000円の 追加でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金196万3,000円の減でございます

5 款繰越金、1項1目繰越金29万2,000円の追加でございます。 歳入合計、歳出と同じ158万円の減額となっております。

以上が、議案第5号 平成26年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の内容でございます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

〇議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし]と言う人あり]

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第5号 平成26年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正 予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、議案第5号 平成26年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補 正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第6号

〇議 長

日程第8、議案第6号 平成26年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算 (第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加賀谷課長。

〇産業建設課長 (加賀谷隆彦君)

議案第6号 平成26年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算(第2号)。 平成26年度浦臼町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から177万6、000円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8、077万9、000円とする。

2、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる 事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成27年3月10日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

内容についてご説明を申し上げます。

まず、初めに債務負担行為についてご説明を申し上げます。 6 ページのほうをお開きください。

追加事項といたしまして、マンホールポンプ所管理業務委託料、期間は平成26年度から平成27年度まで、限度額86万4,000円でございます。

内容につきましては、浦臼地区4カ所、鶴沼地区1カ所のマンホールポンプ所の管理業務を円滑に行うためでございます。

次に、歳入歳出についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、決算見込みによるものでございます。主なもののみご説明をさせていただきます。

まず、歳出からご説明いたします。 9ページ、10ページをお開きください。

1款1項1目総務管理費2万6,000円の減額でございます。各節とも 執行残による減額となってございます。

1款1項2目下水道建設費14万4,000円の減額で、石狩川流域下水 道事業負担金の確定による減額となってございます。

1款1項3目下水道維持管理費109万3,000円の減額でございます。 委託料、使用料、賃借料、各節とも執行残によるものでございます。19節 負担金補助交付金につきましては、ミックス事業での下水道施設分の建設費 が事業完了により精査し、平成26年度建設負担分合計104万円が減額と なってございます。

2款1項1目元金26万8,000円の減額でございます。23節償還金 利子及び交付金、長期債務還元金26万8,000円の追加で、利子改定に よる追加となってございます。

2款1項2目利子78万1,000円の減額でございます。長期債の償還利子の額の確定による減額となってございます。

以上が歳出でございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。 7 ページ、8 ページをお開き ください。

1款1項1目受益者分担金3,000円の追加でございます。滞納繰越分3,000円の追加となってございます。

2款1項1目下水道使用料62万5,000円の追加で、使用料増加に伴

うもの及び下水道使用料滞納繰越分14万1,000円の追加でございます。 3款1項1目一般会計繰入金335万9,000円の減額でございます。 一般会計につきましては歳入歳出決算による減額となってございます。

4款1項1目繰越金16万3,000円の追加でございます。繰り越しにつきましては平成25年度の歳入歳出決算によるものとなってございます。

5款1項1目雑入85万1,000円の追加でございます。平成25年度 石狩川流域下水道事業分担金の精算によるものとなってございます。

6款1項1目土木債20万円の減額でございます。石狩川流域下水道事業 債の額の確定によるものとなってございます。

以上、議案第6号 平成26年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

〇議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

2番、小松議員。

○2番(小松正年君)

10ページの13番委託料の汚水管渠洗浄業務委託料なのですが、この業務の内容、本管の洗浄だとは思うのですけれども、どんな内容でやっていられるのか、概要を教えていただけますか。

○議 長

加賀谷課長。

〇産業建設課長 (加賀谷隆彦君)

小松議員のご質問にお答えをいたします。

今、本管の中で高圧洗車機によりまして中の洗浄ですとか、汚物等のひっかかりものがございましたら、そういうものの撤去と、そういうことを実施してございます。

以上です。

〇議 長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第6号 平成26年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算 を採決いたします。 本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、議案第6号 平成26年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。会議の再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時00分 再開 午前11時10分

〇議 長

そろいましたので、会議を再開します。

◎日程第9 議案第7号

○議 長

日程第9、議案第7号 教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に 関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河本課長。

〇総務課長(河本浩昭君)

議案第7号 教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例 の制定について。

教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を次のように 制定する。

平成27年3月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長は特別職となり、地方公務員法第35条の職務専念義務の適用外となりますが、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条におきまして、教育長の職務専念義務の規定が追加され、条例により特例を定めることができることとされたため、本条例を制定しようとするものでございます。

次ページをお開き願います。

第1条では、本条例の目的を定めており、教育長の職務に専念する義務の 特例に関し、必要な事項を定めることとしております。

第2条では、職務に専念する義務の免除について定めており、第1号の研修を受ける場合、第2号の厚生に関する計画の実施に参加する場合、第3号の教育委員会規則で定める場合としてございます。

第3条では、本条例に定めのない事項の教育委員会規則への委任を定めて

ございます。

本条例の施行期日につきましては、附則第1項におきまして、平成27年4月1日と定めておりますが、附則第2項において、本条例の施行の際、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育長が改正法の規定に基づき、引き続き在職する間は本条例の規定を適用しないこととしてございます。

以上が、議案第7号 教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についての内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

「「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第7号 教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、議案第7号 教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例 に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第8号

〇議 長

日程第10、議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁 償に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河本課長。

○総務課長 (河本浩昭君)

議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例ついて。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38 年浦臼町条例第12号)等の一部を次のように改正する。

平成27年3月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によります教育委員会制度の見直しに伴う所要の改正をしようとするものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げますので、参考資料の1ページをお開き 願います。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正では、別表1の教育委員会委員の欄から委員長と委員の区分欄を、また報酬の欄から委員長の金額を削る改正でございます。

次ページをお開き願います。

浦臼町長等の給与等に関する条例の一部改正につきましては、町長、副町長に加え教育長の給料月額の規定を加える改正となってございます。

次ページをお開き願います。

浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部改正につきましても、町長、 副町長に加え、教育長の平成28年6月までの給料月額の特例の規定を加え る改正となってございます。

次ページをお開き願います。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正につきましては、題名を教育委員会教育長の勤務時間及び休暇等に関する条例に改め、第2条の教育長の給与、第3条の給料、第4条の期末手当、第5条の寒冷地手当、第6条の旅費、第7条の支給方法の規定を削り、第8条の勤務時間の規定に休暇の規定を加え、同条を第2条とする改正となってございます。

議案書の11ページにお戻り願います。

第5条につきましては、浦臼町教育委員会教育長の給与に関する特例措置 条例を廃止する規定でございます。

本条例の施行期日につきましては、附則第1項におきまして、平成27年4月1日と定めておりますが、附則第2項におきまして、本条例の施行の際、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育長が改正法の規定に基づき、引き続き在職する間は本条例の規定を適用しないこととしてございます。

以上が、議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についての内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

〇議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁 償に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決され ました。

◎日程第11 議案第9号

〇議 長

日程第11、議案第9号 浦臼町人事行政の運営等の状況の公表に関する 条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河本課長。

〇総務課長 (河本浩昭君)

議案第9号 浦臼町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部 を改正する条例について。

浦臼町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年浦臼町条例第3号)等の一部を次のように改正する。

平成27年3月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由につきましては、平成14年4月1日、奈井江町ほか3団体公平 委員会規約により、共同して公平委員会を設置しており、それに伴う所要の 改正を行おうとするものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げますので、参考資料の6ページをお開き 願います。

浦臼町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、公平委員会の報告時期を定める第4条において、「公平委員会」を「奈井江町ほか3団体公平委員会(以下「公平委員会」という。)」に改める改正でございます。

次ページをお開き願います。

職員の定年等に関する条例の一部改正につきましては、定年による退職の特例を定める第4条第2項において、勤務の再延長を承認する期間を公平委員会から町長に定める改正でございます。

次ページをお開き願います。

職員団体の登録に関する条例の一部改正につきましては、第2条の登録の申請先を、奈井江町ほか3団体公平委員会(以下「公平委員会」という。) に改める改正でございます。

次ページをお開き願います。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 につきましては、別表1の職種別の欄から公平委員会を削る改正でございま す。

この条例につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第9号 浦臼町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 等の一部を改正する条例についての内容でございます。よろしくご審議の上、 ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

〇議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、靜川議員。

○8番(靜川広巳君)

ちょっと教えていただきたいのですが、今回の特別職の公平委員の部分の 条例改正で、公平委員の名称をなくして新になるのですが、これが公布の日 の施行になっていますね。公布の日ですね。

さきの教育委員の給与を削った部分での条例改正では、4月1日から施行するというふうになっていますが、この辺の条例の見方をどういうふうにとらえたらいいのか、ちょっと教えていただければと思います。

〇議 長

河本課長。

〇総務課長 (河本浩昭君)

ただいまの靜川議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、教育委員等の施行日につきましては、法律もそうなのですけれども、 施行期日が27年4月1日となってございまして、それに本条例の施行につ きましても合わせるような内容となってございます。

この公平委員会の関係の条例の改正でございますけれども、本来であれば公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用するといううたい方もあるのかもしれませんけれども、かなりもう年数が過ぎておりますので、運用につきましては3団体公平委員会でやっておりまして、既に浦臼町公平委員会の動きというか、活動自体はなくなってございます。

公布の日といたしましたのは、条例を告示した即日からこの条例について は適用されますよというような中身となっております。

以上です。

〇議 長

ほかに質疑ありますか。

靜川議員。

○8番(靜川広巳君)

そうなると、町条例の条例として出てくるのは、どういう形で出てくるのですか。これでいうと。

要は、教育委員長の給料を削った部分での公平委員というのは、公平委員はここではのっていますけれども、あとの今の部分では公平委員が消されて、まだ教育委員会委員の給与はのった形になっていますけれども、その部分は条例としてはどういうふうに整理されるのですか。

〇議 長

河本課長。

○総務課長 (河本浩昭君)

ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、それぞれのその条例改正によって改正されますので、最終的には教育委員長の部分もなくなりますし、公平委員の分もなくなります。

ただ、教育委員の部分につきましては、旧教育長が在職する間はこの規定は適用しないということになってございますので、まだ未施行という形で、教育委員長の欄につきましては、当分の間残るような形になります。

公平委員会の委員につきましては、公布によって、その欄から削除される ような形になります。

以上でございます。

〇議 長

ほかに質疑ありますか。

2番、小松議員。

○2番(小松正年君)

平成14年、私、以前公平委員をちょっとやっていたのですけれども、浦 臼町にあって、それから奈井江町との3団体ということで、私もその入れか わりの時期にちょうどいましたけれども、報酬については、奈井江町からそ のときは入っていたような気がするのです。

そこら辺の浦臼町にそういうものがないとすれば、その報酬についての扱いというか、その部分はどんなふうになるのでしょうか。

〇議 長

河本課長。

〇総務課長(河本浩昭君)

ただいまの小松議員のご質問にお答えいたします。

奈井江町ほか3団体公平委員会の規約によりまして、報酬等につきまして は奈井江町の条例に基づいて支払うというような中身になってございます。

会議が年間何回開催されるかにもよるのですけれども、その分の負担金につきましては、浦臼町もその応分の負担が請求が来るような形になってございます。

以上です。

〇議 長

ほかに質疑ありますか。

「「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第9号 浦臼町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第9号 浦臼町人事行政の運営等の状況の公表に関する 条例等の一部を改正する条例については、可決されました。

◎日程第12 議案第10号

○議 長

日程第12、議案第10号 公平委員会設置条例及び浦臼町公平委員会の 委員の服務の宣誓に関する条例を廃止する条例についてを議題といたしま す。

提案理由の説明を求めます。

河本課長。

○総務課長 (河本浩昭君)

議案第10号 公平委員会設置条例及び浦臼町公平委員会の委員の服務の 宣誓に関する条例を廃止する条例について。

公平委員会設置条例(昭和26年浦臼町条例第10号)及び浦臼町公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例(昭和43年浦臼町条例第16号)を 廃止する条例を次のように制定する。

平成27年3月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由につきましては、平成14年4月1日、奈井江町ほか3団体公平委員会規約により、共同して公平委員会を設置しており、その段階で今回廃止しようとする条例につきましては効力を失っておりますが、既に10年を経過しており、共同設置が定着しておりますので、廃止しようとするものでございます。

次ページをお開き願います。

廃止する条例につきましては、公平委員会設置条例と浦臼町公平委員会の

委員の服務の宣誓に関する条例の二つでございます。

この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第10号 公平委員会設置条例及び浦臼町公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例を廃止する条例についての内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

〇議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

「「なし」と言う人あり〕

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第10号 公平委員会設置条例及び浦臼町公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第10号 公平委員会設置条例及び浦臼町公平委員会の 委員の服務の宣誓に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可 決されました。

◎日程第13 議案第11号

〇議 長

日程第13、議案第11号 分収造林契約における造林費負担三者契約への変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加賀谷課長。

〇産業建設課長 (加賀谷隆彦君)

議案第11号 分収造林契約における造林費負担三者契約への変更について。

独立行政法人森林総合研究所と契約している分収林契約について、次のと おり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の 議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に より議会の議決を求める。

記、1、分収造林契約の種類の変更、分収造林契約(費用負担二者契約) を、そらち森林組合を造林義務者とする費用負担三者契約へ変更したい。

- (1) 持ち分譲渡しようとする造林地の土地の表示。森林契東北第624 号、札的内。北海道樺戸郡浦臼町字浦臼内578番地の1、ほか12筆。
- (2) 持ち分譲渡の相手方の住所及び氏名。住所、樺戸郡新十津川町字中央302番地1。氏名、そらち森林組合、代表理事組合長、乗松政勝。
- (3)分収割合。浦臼町50%、独立行政法人森林総合研究所40%、そらち森林組合10%。

平成27年3月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

資料の10ページをお開きください。

分収林造林契約の概要につきましては、昭和46年5月19日に森林開発公団、現在の独立行政法人森林総合研究所と町が契約を結び、森林造成や整備を行ってまいりましたが、今回議案を提出いたしました三者契約の変更によりまして、それまで町が造林地所有者でありましたが、新たに造林者を選定することによりまして、より専門的知識が必要な業務である植栽、保育、火災予防、境界測量、その他、森林整備において各事業展開も含め、立木の管理がなされるものでありまして、町といたしましても、将来にわたり計画的な管理がなされ、持続的かつ安定的に収入を見込めるものと考えて、今回三者契約を提出させていただいております。

内容につきましては、資料のほうをお目通しいただきたいというふうに思ってございます。

以上、議案第11号 分収造林契約における造林費負担三者契約への変更 についてのご説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろし くお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第11号 分収造林契約における造林費負担三者契約への変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、議案第11号 分収造林契約における造林費負担三者契約へ

の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第12号

○議 長

日程第14、議案第12号 奈井江、浦臼町学校給食組合規約の一部を変 更する規約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平次長。

○教育委員会事務局次長 (大平英祐君)

議案第12号 奈井江、浦臼町学校給食組合規約の一部を変更する規約について。

地ほう自治法第286条第1項の規定により、奈井江、浦臼町学校給食組合規約を次のとおり変更する。

平成27年3月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、本規約の一部を 変更いたしたいとするものでございます。

参考資料11ページ、奈井江、浦臼町学校給食組合規約新旧対照表をごらんください。

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 教育長は、各町の教育長の中から組合長がこの組合の議会の同意を得て任命する。

第9条中「第16条」を「第14条第2項」に改め、「委員会の」次に「教育長及び」を加える。

第10条に次の1項を加える。

2 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長または委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附則といたしまして、

(施行期日)

- 1 この規約は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定の適用がある場合における教育委員会の組織については、改正後の第8条第3項及び第10条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

以上が、議案第12号 奈井江、浦臼町学校給食組合規約の一部を変更する規約の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

〇議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第12号 奈井江、浦臼町学校給食組合規約の一部を変更 する規約についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第12号 奈井江、浦臼町学校給食組合規約の一部を変 更する規約については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第13号

〇議 長

日程第15、議案第13号 浦臼町いじめ問題対策連絡協議会設置条例の 制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平次長。

○教育委員会事務局次長 (大平英祐君)

議案第13号 浦臼町いじめ問題対策連絡協議会設置条例の制定について。

浦臼町いじめ問題対策連絡協議会設置条例を次のように制定する。

平成27年3月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由でございます。

いじめ防止対策推進法の施行に伴い浦臼町いじめ問題対策連絡協議会を設置するため、本条例を制定いたしたいとするものでございます。

次ページをお開きください。

浦臼町いじめ問題対策連絡協議会設置条例でございます。

第1条におきまして、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項をこの 条例で定めるものであります。

第2条におきましては、連絡協議会の設置を定めるものであります。

第3条におきましては、連絡協議会における協議事項を定めるものであります。

第4条におきましては、連絡協議会委員の委嘱を教育委員会が行うものと

定めるものであります。

第5条におきましては、会議は会長が招集することを定めるものであります。

第6条におきましては、連絡協議会の運営に関し必要な事項は教育委員会 が別に定めるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

以上が、議案第13号 浦臼町いじめ問題対策連絡協議会設置条例の制定の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第13号 浦臼町いじめ問題対策連絡協議会設置条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、議案第13号 浦臼町いじめ問題対策連絡協議会設置条例の 制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第14号

〇議 長

日程第16、議案第14号 浦臼町いじめ問題審議会設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平次長。

〇教育委員会事務局次長 (大平英祐君)

議案第14号 浦臼町いじめ問題審議会設置条例の制定について。

浦臼町いじめ問題審議会設置条例を次のように制定する。

平成27年3月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由でございます。

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、浦臼町いじめ問題審議会を設置するため、本条例を制定いたしたいとするものでございます。

次のページをお開きください。

浦臼町いじめ問題審議会設置条例でございます。

第1条におきまして、審議会の組織及び運営に関し必要な事項をこの条例で定めるものであります。

第2条におきまして、審議会の設置を定めるものであります。

第3条におきまして、教育委員会からの諮問に応じ、意見を述べることを 定めるものであります。

第4条におきましては、審議会委員の委嘱を教育委員会が行うものと定めるものであります。

第5条におきましては、会議は会長が招集することを定めるものであります。

第6条におきましては、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が 別に定めるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

以上が、議案第14号 浦臼町いじめ問題審議会設置条例の制定の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。 以上です。

〇議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第14号 浦臼町いじめ問題審議会設置条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第14号 浦臼町いじめ問題審議会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程17第 議案第15号

〇議 長

日程第17、議案第15号 浦臼町いじめ調査委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平次長。

○教育委員会事務局次長 (大平英祐君)

議案第15号 浦臼町いじめ調査委員会設置条例の制定について。

浦臼町いじめ調査委員会設置条例を次のように制定する。

平成27年3月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由でございます。

いじめ防止対策推進法の施行に伴い浦臼町いじめ調査委員会を設置するため、本条例を制定いたしたいとするものでございます。

次ページをお開きください。

浦臼町いじめ調査委員会設置条例でございます。

第1条におきまして、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項をこの 条例で定めるものであります。

第2条におきましては、調査委員会の設置を定めるものであります。

第3条におきましては、委員長及び委員の構成についてのことを定めるものであります。

第4条におきましては、会議は委員長が招集することを定めるものであります。

第5条におきましては、調査委員会の庶務は総務課にて行うものを定める ものでございます。

第6条におきましては、調査委員会の運営に関し必要な事項は、調査委員会に諮って定めるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

以上が、議案第15号 浦臼町いじめ調査委員会設置条例の制定の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。 以上です。

〇議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第15号 浦臼町いじめ調査委員会設置条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、議案第15号 浦臼町いじめ調査委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第16号

〇議 長

日程第18、議案第16号 浦臼町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河本課長。

〇総務課長 (河本浩昭君)

議案第16号 浦臼町行政手続条例の一部を改正する条例について。

浦臼町行政手続条例(平成9年浦臼町条例第1号)の一部を次のように改 正する。

平成27年3月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由につきましては、行政不服審査法等の改正にあわせまして、平成26年6月13日に行政手続法の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月1日から施行されることとなりました。

その法律の施行に伴いまして、本町におきましても法律の趣旨にのっとり、 行政運営における公正の確保、透明性の向上を図り、もって町民の権利、利 益の保護に資するため、法律と同じ趣旨の内容での整備及びその他の整備を 行う必要があることから、本条例を改正しようとするものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げますので、参考資料の93ページをお開き願います。

第3条の改正につきましては、この改正により追加する第4章の2の規定 につきましても、本条に定める適用除外とする改正となってございます。

第33条の改正につきましては、行政指導の根拠等の提示義務の追加でご ざいます。

行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等を する権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すとき につきましては、相手方に対してその根拠となる法令の条項、当該条項に規 定する要件及び権限の行使がその要件に適合する理由を示さなければならな いことといたします。

第34条の2の改正につきましては、行政指導の中止等の求めの規定の追

加でございます。

法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が 当該法律または条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行 政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止、そ の他必要な措置をとることを求めることができることとしてございます。

また、申し出を受けた場合は、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止、その他必要な措置をとることとしております。

第4章の2の改正につきましては、処分等の求めに関する規定の追加でございます。

第34条の3において、何人も法令に違反する事実がある場合において、 その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていない場合は、当 該処分をする権限を有する行政庁また当該行政指導をする権限を有する行政 機関に対し、その旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求め ることができることとしてございます。

また、申し出を受けた行政機関は必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分または行政指導を行います。

本条例につきましては、平成27年4月1日から施行しようとするもので ございます。

また、浦臼町税条例及び浦臼町国民健康保険税条例におきまして、浦臼町 行政手続条例を引用しており、本改正により項ずれが生じるため、附則2項 及び第3項の規定により整理するものでございます。

以上が、議案第16号 浦臼町行政手続条例の一部を改正する条例についての内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

〇議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり〕

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第16号 浦臼町行政手続条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、議案第16号 浦臼町行政手続条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第17号

〇議 長

日程第19、議案第17号 浦臼町保育の必要性の認定基準に関する条例 の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内課長。

○くらし応援課長(竹内富美代君)

議案第17号 浦臼町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について。

浦臼町保育の必要性の認定基準に関する条例を次のように制定する。

平成27年3月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由につきましては、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育 の必要性に応じて支給認定を行うこととされたため、その認定基準を定める ものでございます。

次ページをお開きください。

浦臼町保育の必要性の認定基準に関する条例。

第1条におきまして、この条例は、子ども・子育て支援法第20条の規定 による保育の必要性の認定基準を定めることを目的とするということを趣旨 といたします。

第3条において、保育の必要性の認定を受けるためには、町長に申請書を 提出しなければならないとします。

その申請書の様式、認定決定通知書等、詳細につきましては別に規則等で 定めます。

第4条において、保育を受けることのできる認定基準を定めます。1号から12号までの規定は、子ども・子育て支援法施行規則に基づき、町が定める認定の条件となります。

次ページをお開きください。

第13号において、町長が認める場合は1号から12号に当てはまらない 児童であっても、保育が必要である者に対しては認定することとしておりま す。

また、既存の浦臼町保育の実施に関する条例に定めのありました保育の実施基準に7号から12号が加わり、保護者が就業以外の場合、また児童虐待やDV等による規定、育児休業に関することを新たに定められた条項となっております。

第5条、その他必要な事項は別に定めることとします。

附則、1項、この条例は平成27年4月1日から施行する。

2項、この条例の施行に伴い、浦臼町保育の実施に関する条例は廃止いた します。

以上が、議案第17号 浦臼町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第17号 浦臼町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第17号 浦臼町保育の必要性の認定基準に関する条例 の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第18号

〇議 長

日程第20、議案第18号 浦臼町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加賀谷課長。

〇産業建設課長 (加賀谷隆彦君)

議案第18号 浦臼町下水道条例の一部を改正する条例について。

浦臼町下水道条例(平成13年浦臼町条例第33号)の一部を次のように 改正する。

平成27年3月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案の理由でございます。

下水道法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第364号)が平成26年12月1日に制定されたことによります本条例の一部を改正するも

のとなってございます。

参考資料の12ページをお開きください。

新旧対照表にてご説明を申し上げます。

浦臼町下水道条例の一部を改正する条例。

浦臼町下水道条例(平成13年浦臼町条例第33号)の一部を次のように 改正する。

第10条第1項の表中「カドミウム0.1ミリグラム」を「カドミウム0.31ミリグラム」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上、議案第18号 浦臼町下水道条例の一部を改正する条例についての 内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し 上げます。

以上でございます。

〇議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第18号 浦臼町下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、議案第18号 浦臼町下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。午後は午後1時半より会議を 再開いたします。

> 休憩 午後 0時00分 再開 午後 1時30分

〇議 長

予定時間少し前でありますけれども、全員そろっておりますので、休憩を 閉じ会議を再開いたします。 ◎日程第21 平成27年度町政執行方針

〇議 長

日程第21 平成27年度町政執行方針を行います。 町政執行方針についての説明を求めます。 斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

平成27年第1回浦臼町議会定例会にあたり、新年度の町政執行に臨む所信と主な施策を申し上げ、町民の皆様並びに町議会議員の各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年4月に町民の皆様から付託を受け、町長としての大役を仰せつかり、町政執行の責任を負わせていただいて以来、多くの皆様のご意見に耳を傾けながら、町民が今何を望んでいるのか、町の課題をどう解決すべきか、町民一人一人の声をいかに実現していくか、さらには将来へ希望の持てるまちづくりを目標に、さまざまな課題に全力で挑んでまいりました。

今年度は、早いもので今任期の締めくくりの年であります。初心を忘れることなく、町民の安全・安心な暮らしを守り、さらに未来へ引き継いでいけるように、より一層、職員一丸となって必要な事業に積極的に取り組んでまいる所存であります。

昨年を振り返ると、国内では広島県における大規模な土砂崩れや御嶽山の噴火によって多数の死傷者が出て、またこの冬、道東では爆弾低気圧による 暴風雪災害が多く発生するなど、自然災害の脅威と日ごろの備えの重要性を 改めて認識する次第です。

また、海外では、日本人2名が殺害されるなど、ISによるテロ活動が世界じゅうに拡散する中、ウクライナ問題、ギリシャの財政問題など、流動的で不安定な状況を憂慮するとともに、世界が安定し、争いのない平和が訪れることを期待するところであります。

国内景気については、4月の消費税増税が大きく影響し、国は10%については先送りをしたところでありますが、急激な円安と、ここへきて株価の上昇などから、大企業を中心に大きく業績を伸ばし、春の賃金交渉でも大幅な賃上げ実現などの期待感が高まってきております。

昨年暮れの国政選挙によって、第3次の安倍内閣が発足し、アベノミクスの集大成としての経済対策、地方の人口減少対策としての地方創生、さらには改革断行国会として、農協改革、教育改革、選挙権・成人年齢の引き下げ、 憲法改正など、拙速過ぎるほどの変革を推し進めております。

国の平成27年度予算は、史上最高の96兆円の規模となっておりますが、 その40%近くが借金であり、国と地方の借金は1,000兆円を超えるな ど、日本の財政運営はいまだに綱渡り状態であります。

また、地方においては、経済回復の影響が津々浦々まで届いておらず、人口減少や少子高齢化がより一層進み、都市部への人口流出が鮮明となる中、国は地方創生の総合戦略を地方自治体に強く押しつけてきています。

本町におきましては、財政改革による取り組みの効果により、少しの回復傾向はあるものの、基幹産業である農業では、米価下落による農家収入の落ち込みが激しく、TPP交渉の不透明感についても懸念されるところであります。

このような先行き不透明な時代ではありますが、いつの時代も町民の暮らしを守るのは、地方自治体の務めであります。町民がいつまでも安心してふるさとで暮らせるまちづくりを目指し、地方創生元年を積極的に未来へ希望の持てる町へと果敢に挑戦する「チャレンジ年」にしたいと考えております。

皆様には、なお一層のご支援、ご協力をお願いをするところであります。 その基盤づくりに向けた、平成27年度の主要施策の一端を申し上げます。 1点目は、産業振興についてであります。

本町の基幹産業である農業については、昨年4年連続の豊作とは裏腹に、 未熟米・青死米が大量発生し、また米余りから大幅な米価下落など、農家経 営に大きく影響した年でありました。

農家の高齢化や後継者不足も進んでおり、地域経済への影響も大きくなってきています。

TPP交渉も大詰めを迎えているようですが、何としても国には、大きな打撃にならないような交渉と、その対策がなされるよう、関係機関・JAなどと連携しながら、国への要望等を行っていきます。

基幹産業である農業の将来像、農業者が将来に向かって活力と魅力のある 農業農村の実現に向けて、担い手育成対策として、ヘリコプターによる防除 作業に要する免許取得費用に対して補助をしてまいります。

また、道営土地改良事業では、今年度予算が当初計画の約40%と、大幅 に削減されたことに伴い、事業行程も当初見込みより長期化されますが、予 算を増額し、町として事業完了まで支援を継続してまいります。

徳富ダムの完成によって、今シーズンから農業用水の安定的供給が始まりますが、農家の負担軽減のために、当分の間、年間200万円の支援をしてまいります。

2点目は、商工・観光業についてであります。

市街地の商店が1店、また1店と閉店するなど、商工業の衰退は、買い物 難民の発生などを大きく危惧する事態であり、極めて深刻な状況にあります。

商工会の活性化支援のため、平成21年度から6年続けてきたプレミアム 付商品券発行事業を、今年度は国の予算を活用して、25%のプレミアムつ きとして行ってまいります。

また、町内各種イベントへの支援として、毎年好評をいただいております ぼたんそば収穫祭が今年15周年を迎えることから、その記念事業に50万 円を計上、より一層の発展に努めていきます。

2015年、日本ハムファイターズの応援大使として、武田勝、鍵谷陽平 両選手が決定し、選手を活用した特産品のPRや地域との交流実現のため、 日本ハムファイターズ浦臼後援会と連携しながら、アイデアを出してまいり ます。

そのほか、昨年、予想以上に多くのご寄付をいただいたふるさと納税については、今年も地域産品のPR事業とし、新たな記念品を考えて、さらに多くの効果が出るよう積極的に取り組んでまいります。

道の駅つるぬま整備事業については、検討委員会による検討結果をもとに、 基本計画・実施計画の策定を経て、ようやく今年度建設を始めます。

総工費 5 億円規模にもなる大事業となりますが、この事業が地方創生の起 爆剤となるよう取り組んでまいります。

農産物の直売所をはじめ、町内でとれた新鮮食材を使用したお食事処、さらには神内ファーム21の出店も見込み、にぎわいと雇用創出を結びつけるよう、全町一体となって盛り上げていきたいと思います。

工期は、今年9月以降、来年5月のオープンを目指してまいります。

3点目は、福祉政策と保健事業についてであります。

町民の健康増進につきましては、健康長寿を願いつつ、町の健康づくり計画に沿って、各種事業を進めてまいります。

特に、早期発見、早期予防のいわゆる予防医学の観点から、生活習慣病予防対策や特定健診・特定保健指導事業、各種がん検診について、事業の有効性と必要性の理解を促し、健康づくりへの意識を高めつつ、受診率の向上を目指してまいります。

また、これまで全額自己負担だった20歳から39歳の健診を若者健診と 位置づけ、40歳以上の特定健診受診者と同様、1人1,000円の負担で 受診できるように助成してまいります。

一方、少子化対策の一環として、特定不妊治療費の助成事業を行います。 道の事業と連携して、6回分で1人につき60万円を限度に助成してまいり ます。

さらに、高齢化に伴って、認知症疾患の方が増加傾向にあることから、浦 臼町とゆかりのある東京女子医大の大塚名誉教授のご協力をいただきなが ら、「ゆうゆう健診」事業を展開し、町民の方々に症状の把握や理解をして いただくとともに、将来的には地域医療機関との連携により、その効果を高 めていきたいと考えております。

なお、基本的には65歳以上の町民を対象として実施し、受診者の費用負担はありません。

また、介護保険制度の改正により、地域支援事業が大幅に見直され、住みなれた地域で安心して暮らすことができる体制づくりが求められており、ゆうゆう健診事業と連携しながら、地域全体で高齢者を支えることができるよう、介護予防事業等の推進も図ります。

そのほか、これまで同様に高齢者等の冬の生活支援助成事業で、福祉灯油 支援券発行を1人7,000円分とし、オール電化住宅も対象として実施し てまいります。

障害者福祉対策については、これまで同様に障害のある方が、地域で自立

した日常生活及び社会生活を営むことができるように、さまざまな福祉サービスの充実に努めます。

また、福祉施策の一環として実施してきた福祉バス運行事業ですが、昨今の海外観光客の増加などによるレンタル大型バスの需要拡大によって、町内のさまざまな団体や組織が、バス借り上げに苦労する状況にかんがみ、これまでの福祉バスの活用範囲を広げ、宿泊も可能とし、利用可能な人員・距離を拡大するなど、利用者の利便性を高めてまいります。

4点目は、安全・安心のまちづくりについてであります。

自然災害の多い昨年でしたが、いつ発生してもおかしくない災害に、日ごろからの備えをしっかりとしていただけるよう、町民の意識高揚を図ってまいります。

過去2年にわたって、全町で災害時の災害訓練を実施してまいりましたが、 今年度は防災マップやハンドブックを全戸配布し、また北海道の防災計画の 見直し等に対応し、町の防災計画も見直してまいります。

公共施設の耐震化については、災害時の重要な避難場所でもあり、災害対策本部となる行政センターの耐震工事を実施、また農村センターの耐震診断を行ってまいります。

さらには、防災備蓄品の整備にも努めてまいります。

砂川広域消防組合奈井江・浦臼統合支署の庁舎が、いよいよ本年9月完成し、新たな場所での消防防災活動がスタートします。

昨年、本町では3件の火災が発生しておりますが、迅速な消火活動によって大事は至っておりません。

庁舎完成により、これまでよりも到着時間も短縮されますので、浦臼町民の安心度が増すものと思っており、その効果を大いに期待するところであります。

今年の冬は、過去に例がないぐらい暖かく少雪の冬となりましたが、本来、 降雪量の多い本町の除雪体制を維持していくため、今年度除雪ロータリー車 及びダンプ車、各1台を更新いたします。

ダンプ車については、納車まで24カ月以上かかるため、今年度発注し、 平成29年度に予算計上してまいります。

5点目は、生活対策についてであります。

公営住宅の建設については、本年度、鶴沼地区公営住宅建設が始まります。 工期は5月からで、翌年3月から入居可能となります。3棟12戸を予定しており、完全バリアフリー住宅になっております。

また、合併浄化槽設置補助事業は、昨年同様今年も継続してまいります。 次に、定住促進事業でありますが、リフォーム補助事業につきましては、 昨年も多くの方々にご利用いただいておりますが、住宅以外にも使用できる ようにとの要望に対し、今年は倉庫・納屋まで対象を拡大し、推進してまい ります。

最後に、子育て支援事業についてであります。

4月より、新子育て支援法が施行されることに伴い、浦臼町においても昨年、子ども子育て支援計画を策定し、この計画に沿ってさまざまな取り組みを実施してまいります。

保育機能が欲しいとの強い要望を受け、町としても現在のみどり幼稚園の園舎の老朽化、耐震等においても問題があることから、今年度より認定こども園整備について、関係機関や団体と連携・相談を密にし、浦臼町にとって一番よい形を目指し、積極的に検討してまいります。

人口減少、子供が減少する中、幼稚園の入園料の廃止、低所得者世帯及び 多子世帯の保育料の軽減など、法律に沿って本町としても実施してまいりま す。

そのほか、放課後こども広場の夏休み、冬休み期間中の利用拡大に向け、 取り組みを進めてまいります。

18歳までの医療費助成、高校生への通学支援、出産祝い金など、昨年同様取り組んでまいります。

以上、施策の一端を述べさせていただきました。

人口減少・少子高齢化の対策として、地方創生総合戦略5カ年計画を今年 1年かけて策定することが大きな仕事であります。

課題が目の前に迫ってくる中、また厳しい環境の中、このようなピンチのときこそチャンスに変える発想を持って、知恵を出し、町民一丸となってチャレンジしてまいります。

課題解決のため、議会議員をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の町政執行方針といたします。

◎日程第22 平成27年度教育行政執行方針

〇議 長

日程第22、平成27年度教育行政執行方針を行います。

教育行政執行方針についての説明を求めます。

浅岡教育長。

○教育長 (浅岡哲男君)

はじめに、平成27年第1回浦臼町議会定例会にあたり、浦臼町教育委員 会が所管します教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

現代社会が急速に変化する中、グローバル化への対応や少子高齢化による 地域活力の低下などの問題が生じており、地域生活にもさまざまな影響を及 ぼしています。

経済の再生に向けても、さまざまな取り組みで穏やかな回復傾向を見せ、明るい社会に向かって変化していくことを願う中、浦臼町の確かなる力、財産となる心豊かでたくましく生きる力を持った強い人材の育成が重要であります。

平成27年4月からは、子ども・子育て支援新制度がスタートし、すべて の子供・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子供・子育て支援の 質と量を充実させることを目指し、総合的な施策が講じられ、地域での支援体制の重要性が増すとともに、教育行政においても、この4月から新教育委員会制度が施行され、教育委員会における責任の明確化や首長との連携を図る総合教育会議設置などの見直しがなされ、教育行政への関心、期待が高まり、教育に対する役割がさらに重要となってまいりました。

そのためには、これまでの主要施策の評価・点検を図り、教育に携わる者がそれぞれの役割を責任と自覚を持って継続していく必要があります。

浦臼町の子供が国際社会に立ち向かっていくために、学校・家庭・地域が一体となり、基礎、基本となる学力・知識を身につけ、我が町の歴史、風土を理解し、ふるさと愛と郷土に誇りを持てる子供たちにし、浦臼町の将来に確かなる力となる心優しい人づくりに努めてまいります。

2、基本方針。

浦臼町教育理念である、「知・徳・体に調和のとれた人間形成」に向けた 取り組みを継続し、教育基本法の教育理念を踏まえ、生きる力を育成し、浦 臼町の確かなる力、財産となる、心優しい人づくりを推進いたします。

3、重点施策。

学校教育の充実。

1、社会に立ち向かっていける力の育成。確かなる学力の定着。

心豊かでたくましく生きる力を持った強い人材の育成のために、就学援助制度、高校生通学等支援助成、昨年から取り組んでおります中学校修学旅行に合わせたふるさと教育の継続をしてまいります。

教育課程について、教育の理念を踏まえ、生きる力を支える確かなる学力、 豊かな心、健やかな体の調和を重視し、伝統文化を尊重、郷土に誇りを持ち 愛する心を持てるよう幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の忠実な実 施に努めてまいります。

言語活動を重視した教育、さらには直接文化芸術に触れ学べる機会を設け、 子供たちの才能発見、学習意欲につながる教育を進めます。

また、学習指導要領に基づく教科における国旗・国歌の適切な指導実施を通して、子供たちの国や郷土を愛する心、国際社会を理解する人間としての態度を育成するよう意を配します。

学習指導について、平成26年度の全国学力・学習状況調査結果は、小学校では国語、算数の知識では全国平均値、活用と合わせると北海道平均値にあり、中学校では全道平均値を下回った結果となりました。

この結果を真摯に受けとめ、明確な目標を持ち、基礎的な知識、技能をしっかりと身につけさせるため、校内一体的な学習指導体制の確立を図り、放 課後などには学びの習慣化を図り、基礎学力の向上に努めます。

また、長期休業期間には、子供朝活での地域、学生ボランティア支援のもと、学習サポートを利用した学習会、地域・家庭との連携を通し、望ましい 学習の習慣づくりを継続してまいります。

小1プロブレム、中1ギャップの未然防止等、幼小中連携教育の推進、特

別支援教育の適切な指導・支援に努めてまいります。

地域連携教育については、人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的 倫理観や社会的・職業的自立の基盤となる能力や態度を育てるため、家庭学 習サポート企業との連携を図り、キャリア教育と社会的マナーを身につける ことの促進に努めてまいります。

英語教育については、経済や社会のグローバル化を担う人材育成のため、ALTの活用と充実を図り、英語力の向上と国際感覚を身につけるため、外国語に接する機会をふやすべく対策を講じます。

ふるさと教育については、郷土を愛し、浦臼町の魅力の多くを知ることで、町の発展意識をはぐくむため、引き続き浦臼町の開拓の礎を築いてくれた友好町である本山町を訪問し、互いの歴史、文化、自然を見聞、比較し、ともにふるさとの深み、よさを学び、ふるさと愛をはぐくみます。

2、健やかで、人の優しさ痛みのわかる心の育成。豊かな心と健やかな体。 道徳教育については、副読本「私たちの道徳」「はあとふる・2」を活用 し、道徳的価値についてみずから考え、実際に行動できるようになることを ねらいとし、心に響く道徳指導の充実・推進に努めてまいります。

生徒指導・教育相談の充実として、日常の生活における生徒の言動や行動において、身近な指導・観察・相談活動を通して、児童生徒の心の変化をとらえ、好ましい人間関係づくりを推進してまいります。

いじめについて、いじめられた者の苦しみ痛みははかり知れない、人間として絶対に許されない行為であるという認識に立ち、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、本年度からいじめ防止対策推進法にのっとり、浦臼町いじめ防止基本方針を制定し、学校、教育関連団体の連携強化のため、いじめ問題対策連絡協議会の設置を図り、さらには重大な事態の調査を行うため、教育委員会の付属機関とし、いじめ問題審議会の設置、町長が行う再調査の付属機関とし、いじめ調査委員会を設置し、未然防止・早期発見・早期対応し、いじめられている子供を守ることを基本に、学校との連携を密にし、適切な対応に努めてまいります。

不登校について、慢性化した児童にならぬよう、日常的な指導と把握、学校のみならず家庭・地域・関係機関団体と連携を図り、健全化に向けた取り組みをしてまいります。

有害情報から子供を守るために、有害情報に対する取り組みの周知や保護者に対し啓発リーフレットの配布、情報の提供をし、ネット書き込みに対し、ネットパトロールを実施し、学校と保護者の緊密な連携を図り、家庭でのルールを明確にし、フィルタリングの利用の確認など、子供を有害サイトから守る、子供を加害者にしない、ネット依存にさせないよう取り組んでまいります。

健やかな体力の向上について、学校では体育授業や部活動の工夫を通し、 地域において体育的事業を通し連携を深め、継続的な運動習慣づくりを進め、 健やかでたくましい体の育成に努めてまいります。 学校保健について、児童を対象にし、虫歯予防のため、幼稚園、学校におけるフッ化物洗口の普及や、違法薬物乱用防止の啓蒙に取り組んでまいります。

食育については、奈井江・浦臼町学校給食組合と連携を図り、栄養教諭を 計画的に活用し、栄養豊かで安全・安心な給食の提供と地元食材の活用及び 食育の推進に努め、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせ るため、日々の生活習慣づくりに努めてまいります。

3、安全・安心な学校。信頼される学校づくり。

学校運営については、全職員による学校経営方針の実現と経営の改善・充実を図り、学校関係者評価の実施と結果の公表を通し、保護者や地域に開かれた学校づくりの推進に努めてまいります。

また、教職員の校内研修を充実させ、さらには町内教職員で構成する教育 振興会において研究会、研究発信、情報交換をすることにより、小中の連携 交流を深め、相乗効果による資質の向上と職員の服務規律の徹底、規範意識 の向上に努めてまいります。

体罰の防止について、体罰は児童生徒の心身に深刻な悪影響を与えます。 体罰に関する認識を深め、体罰によらない指導や感情を適切にコントロール するなどをして、体罰を未然に防止する組織的な取り組み、徹底した実態把 握、体罰が起きたときの早期対応、再発防止に努めます。

子供たちの安全確保については、火災や地震などの発生時に適切な行動がとれるよう、避難訓練などの防災教育の推進や事件・事故に対する危険予測、危機回避能力を身につけさせる防犯教育を進め、登下校の校外における対策として、通学路の安全確保や不審者対応など、行政、PTA連合会・浦臼防犯協会との連携を密に安全確保に努めてまいります。

学習環境の整備。

小学校では、耐震改修・大規模改修に取りかかり、平成27年度には安全・安心な学校に変わります。

幼稚園においては、ブロック造の建物で、経年による劣化や耐震性に課題があること、さらには保育スペースが十分な環境にないことから、早急なる対策が必要であります。

本年、子ども・子育て計画が策定される方向性が示されますので、教育と保育をあわせ持った認定こども園の実現に向け、所管課と連携を図り、早期改善に努めてまいります。

新たな体制までは、預かり、延長保育を継続し、保育料などについても、 新制度に準拠した形で見直しし、子育て支援を図り、平成27年度も施設環境に十分気を配り継続してまいります。

社会教育の推進。

4、地域社会における連携と見守り。家庭・地域における教育力の向上。 地域の教育力については、安全・安心な触れ合い、学び、居場所づくりと して、放課後子ども広場の継続、27年度から小学生児童を対象に、長期休 業中、安全・安心な居場所、学びの場の提供に努めます。

異年齢の仲間との交流を通じて、さまざまな体験を通し、情操や人間性を 高め、教育力の向上に努めてまいります。

世代間の交流を深め、地域ぐるみで学校の支援を進めてまいります。

地域の教育力は、本来、家庭の教育力を支え、相互に影響し合う関係にあることから、地域行事への参加促進を図るため、学校との連携や保護者等への情報提供に努めます。

乳幼児には、ブックスタート事業や読み聞かせボランティア活動への支援 の充実に努めてまいります。

家庭教育におきましては、生活のルールをしつける大切な場であります。 親が子供たちの教育に積極的に向き合っていける情報の提供に努め、早寝・ 早起き・朝ごはん運動を推進し、幼児期からの基本的生活習慣の確立に努め ます。

5、笑顔で活き生き学べる社会の実現。生涯学習の振興。

関係施設の利用管理については、広域連携による1市3町の公共施設の相互利用を通し、住民サービス・利便性の向上や住民間の交流を促進し、施設の有効利用を図っております。

今後においては、施設の利用状況、利用料等を検証し、運営の見直しも必要と考えております。

芸術、文化について、すぐれた文化・芸術に直接触れる機会の提供、読書活動の推進を図り、豊かな心と潤いのある生活の実現を目指します。

スポーツの振興。

スポーツについては、少子高齢が進み、スポーツから遠ざかる傾向にある ため、子供から高齢者、障害者など、年齢、体力、技術に応じた多様な軽ス ポーツと場を提供し、いつ、どこでも親しめる生涯スポーツを目指し、だれ もが笑顔で汗を流せる場の提供に努めます。

スポーツ推進委員と連携し指導者の育成を図り、結果我が町の子供たちが各種大会などの参加の機会を得たときには、積極的に支援を図り、町全体のスポーツ普及拡大に努めてまいります。

社会教育の振興。

社会教育関連団体については、高齢化に伴い活動が難しくなってきておりますが、自主的・自発的活動の支援に努め、文化活動など地域活動の取り組みを推進してまいります。

文化財については、郷土史料館を中心とした保護・保存、並びに郷土の歴 史を学び、子供たちに伝承することにより、ふるさとを愛し、誇りの持てる 子供の育成に引き続き努めてまいります。

また、アイヌ遺跡や浦臼の入植地、開拓者への頌徳碑等劣化が進んでいる ことから、保全対策を継続してまいります。

我が町には、坂本龍馬ゆかりの地として、坂本家にまつわる貴重な資料も 数多くあることから、町民皆さんにより深く知っていただき、新たな資源と なる積極的な活動を続けてまいります。

結びに、浦臼町での求める人間像は、先人の創造した文化と開拓精神を受け継ぎ、人間的な英知と真理を重んじ、大きな理想と創造的行動力を持って未来を見つめ浦臼を愛し、明るく健康的な心身をもって社会の発展に貢献することのできる人をはぐくむ教育を継承し、学校・家庭・地域がともに支え合い、浦臼町の確かなる力、財産となる心優しい人づくりを推進いたします。

学校はもとより、関係機関とこれまで以上の連携を図り、浦臼の未来を担 うみどりん子の育成や、町民皆が楽しく笑顔で学び暮らす生涯学習社会を目 指し、全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに議員各位のご理解ご協力を心からお願い申し上げ、27 年度の教育行政執行方針といたします。

〇議 長

以上で、執行方針を終わります。

◎日程第23 議案第19号~日程第32 議案第28号 (一括議題)

〇議 長

お諮りします。

次に提案されます日程第23、議案第19号から日程第32、議案第28号までの案件につきましては、関連がございますので一括提案としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と言う人あり〕

〇議 長

異議なしと認めます。

したがって、日程第23、議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第24、議案第20号 浦臼町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、日程第25、議案第21号 浦臼町税条例の一部を改正する条例について、日程第26、議案第22号 浦臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、日程第27、議案第23号 浦臼町道路占用条例の一部を改正する条例について、日程第28、議案第24号 浦臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について、日程第29、議案第25号 平成27年度浦臼町一般会計予算、日程第30、議案第26号 平成27年度浦臼町医健康保険特別会計予算、日程第31、議案第27号平成27年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算、日程第32、議案第28号 平成27年度浦臼町下水道事業特別会計予算の10件につきましては、一括議題とすることに決定いたしました。

これより、日程第23より順次提案内容の説明を求めます。

議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例についてを提案及び説明を求めます。 大平次長。

〇教育委員会事務局次長 (大平英祐君)

議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年浦臼町条例第12号)の一部を次のように改正する。

平成27年3月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由でございます。

浦臼町いじめ問題対策連絡協議会及び浦臼町いじめ問題審議会の条例制定に伴い、所要の改正をいたしたいとするものでございます。

参考資料 1 3 ページ、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。1 4 ページ、改正後の欄をごらんください。

別表 2 職種別欄中、「(23) 文化財保護委員」の次に、「(24) いじめ問題対策連絡協議会委員」及び「(25) いじめ問題審議会委員」を加える。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するもので ございます。

以上が、議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。ご審議いただき、 議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

〇議 長

次に、議案第20号 浦臼町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、提案及び説明を求めます。

河本課長。

○総務課長(河本浩昭君)

議案第20号 浦臼町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例 について。

浦臼町職員等の旅費に関する条例(平成元年浦臼町条例第23号)等の一部を次のように改正する。

平成27年3月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由につきましては、現在、行財政改革集中プランにより実施しております日当及び費用弁償の不支給をさらに5年間継続するため、本条例を改正しようとするものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げますので、参考資料の16ページをお開き願います。

まず、浦臼町職員等の旅費に関する条例の一部改正につきましては、附則 第5項の日当に関する特例において、日当に関する規定を適用しない期間を、 平成27年4月1日から平成32年3月31日までに改める改正となってございます。

次ページをお開き願います。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 につきましては、附則第3項の会議出席費用弁償に関する経過措置において、 会議出席費用弁償に関する規定を適用しない期間を、平成27年4月1日か ら平成32年3月31日までに改める改正でございます。

次ページをお開き願います。

証人等の実費弁償に関する条例の一部改正につきましては、附則2、日額手当等に関する経過措置として、日額手当及び日当に関する規定は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの間、適用しない規定を加える改正でございます。

本条例につきましては、平成27年4月1日から施行しようとするもので ございます。

以上が、議案第20号 浦臼町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正 する条例についての内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定を賜り ますようお願い申し上げます。

以上です。

〇議 長

次に、議案第21号 浦臼町税条例の一部を改正する条例について、提案 及び説明を求めます。

竹内課長。

○くらし応援課長(竹内富美代君)

議案第21号 浦臼町税条例の一部を改正する条例について。

浦臼町税条例(昭和25年浦臼町条例第13号)の一部を次のように改正する。

平成27年3月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由につきましては、地方税法の一部改正による改正及び行財政改革 の見直しによる税率改正並びに条文の文言整理等による改正でございます。

次ページをお開きください。

浦臼町税条例の一部を改正する条例。

第1条、浦臼町税条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表によりご説明いたしますので、参考資料の33ページをお開き ください。

第62条、固定資産税の税率100分の1.5を100分の1.4といた します。

36ページをお開きください。

第82条、軽自動車税の税率を、改正前下線部分を改正後の下線部分といたします。

原動機付自転車、次ページの軽自動車及び次のページの小型特殊自動車の 税率をそれぞれ改正いたします。

4.4ページから8.2ページまでの附則を制定附則として、本則の後に加え、 改正附則に一緒に掲載されていたものを本則の次に掲載する改正を行いま す。

第2条の浦臼町税条例の一部改正につきまして、83ページをお開きください。

改正附則に一緒に掲載されていた制定附則部分を削除することにより、改 正の附則のみとなる改正を行います。

第3条の浦臼町税条例の一部改正につきまして、次ページをお開きください。

附則第16条を、軽自動車の税率の特例といたしまして、最初に車両番号の指定を受けてから14年を経過した軽自動車について、第82条の税率の表の税額を右端の税額といたします。

参考資料 1 9 ページから 4 3 ページまでのその他の改正につきましては、 準則に合わせた文言整理等でございます。

議案書71ページにお戻りください。

附則。第1条、この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第62条、固定資産税率の改正、第82条、軽自動車税率の改正 については、平成27年4月1日から、附則第16条の改正規定は平成28 年4月1日から施行する。

第2条、第62条の固定資産税の税率改正は、平成27年度以後の年度分について適用し、平成26年度までについては、なお従前の例による。

第3条、第82条の軽自動車税の税率改正は、平成27年度以後の年度分について適用し、平成26年度までについては、なお従前の例による。

第4条、附則第16条の改正規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車について適用する。

次ページをお開きください。

2項、平成15年10月14日前に登録した軽自動車については、登録した年の12月に登録したものといたします。

第5条、平成27年3月31日以前に登録されている軽自動車の平成27年度からの軽自動車税は、第82条附則第16条の規定の税額について、表の左側の条項の中欄の字句は右欄の字句といたします。

以上が、議案第21号 浦臼町税条例の一部を改正する条例の説明でございます。ご審議いただき、議決くださいますようお願いいたします。

〇議 長

次に、議案第22号 浦臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を 改正する条例について、提案及び説明を求めます。

竹内課長。

○くらし応援課長(竹内富美代君)

議案第22号 浦臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成15年浦臼町条例第2号)の一部を次のように改正する。

平成27年3月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由は、し尿及び浄化槽汚泥の処理が平成27年4月より、石狩川流域下水道奈井江浄化センターで行うことに伴い、浄化槽汚泥の処分に係る施設使用料徴収事務を町で行うため、手数料を条例により定めるため及び文言整理等でございます。

次ページをお開きください。

浦臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

浦臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。 新旧対照表により説明いたしますので、参考資料86ページをお開きください。

第23条、廃棄物の処理手数料を定めた別表第1中、手数料の種類に浄化槽汚泥処分手数料を加え、廃棄物の区分処理方法は浄化槽汚泥の処分とし、 基礎単位10リットル、単価を14円といたします。

同表の処理方法欄「自ら搬入し処分する場合」欄から、及び浦臼町地力増 進施設に関する項目を削除いたします。

ほか85ページ、88ページの改定につきましては、法改正の項番号の整理及び文言整理でございます。

議案書76ページにお戻りください。

附則、この条例は、浄化槽汚泥の手数料につきましては平成27年4月1日から施行し、その他の改正につきましては公布の日から施行するものといたします。

以上が、議案第22号 浦臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部 を改正する条例の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお 願いいたします。

以上です。

○議 長

次に、議案第23号 浦臼町道路占用条例の一部を改正する条例について、 提案及び説明を求めます。

加賀谷課長。

○産業建設課長(加賀谷隆彦君)

議案第23号 浦臼町道路占用条例の一部を改正する条例について。 浦臼町道路占用条例(昭和60年浦臼町条例第15号)の一部を次のよう に改正する。

平成27年3月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由でございますが、道路法施行令の改正によるものとなってございます。

浦臼町道路占用条例の一部を改正する条例。

浦臼町道路占用条例(昭和60年浦臼町条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように定める。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

内容についてご説明申し上げます。参考資料の89ページをお開きください。

浦臼町道路占用条例新旧対照表にてご説明を申し上げます。

本町の道路占用料につきましては、道路法施行令に準拠していることから、 このたび改正をするものでございます。

左側の現行の道路占用料の額については、右側の道路占用料の額に改める ものとなってございます。全金額が変更という形になってございます。

また、次のページ、90ページで令第7条第1号に掲げる物件の幕、令7条第2号を令第7条第4項に改めるものでございます。

令第7条第1号に掲げる物件の次に、新たに令第7条第2号に掲げる工作物、令第7条第3号に掲げる施設を追加いたします。

現行の令第7条第2号及び第3号は、第4号、5号に改め、第4号、第5号は、第6号、第7号に改めます。

また、令第7条第8号に掲げる施設、上空、トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの、その他のものを新たに追加するものでございます。

現行の第7条第6号に掲げる施設は、令第7条第9号に掲げる施設に改め、 現行第7条第7号は削除いたします。

さらに、令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場、建築物、その 他のものを新たに追加いたします。

現行の令第7条第8号を、第11条に改め、現行の令第7条第9号を12号に改め、現行令の第7条第10号は削除いたします。

現行令第7条第11号を、令第7条13号に改めるものでございます。

以上、議案第23号 浦臼町道路占用条例の一部を改正する条例の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〇議 長

次に、議案第24号 浦臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について、提案及び説明を求めます。

大平次長。

○教育委員会事務局次長 (大平英祐君)

議案第24号 浦臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について。 浦臼町立幼稚園設置条例(平成3年浦臼町条例第23号)の一部を次のよ うに改正する。

平成27年3月10日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由でございます。

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、低所得世帯の保護者負担軽減へ の取り組みをいたしたいとするものでございます。

参考資料 9 2 ページ、浦臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例新旧 対照表をごらんください。

第4条第1項中「及び入園料」を削り、同条第2項を次のように改める。

2、保育料は、園児1人につき月額6,000円とする。ただし、市町村 民税非課税世帯(所得税非課税世帯を含む)は3,000円とし、生活保護 世帯は無料とする。

第5条中第2項を削り、第3項を同条第2項とする。

第6条を次のように改める。

(保育料の軽減)

第6条、浦臼町教育委員会(以下「委員会」という。)は、多子世帯の家庭の保育料を軽減することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子供が健やかに生まれ育つ環境づくりを推進するため、保育料を軽減するものとする。軽減については、別に定めるものとする。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するもので ございます。

以上が、議案第24号 浦臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の 内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。 以上です。

○議 長

ここで、暫時休憩といたします。会議の再開を2時40分とします。

休憩 午後 2時30分 再開 午後 2時40分

〇議 長

時間前でありますけれど、全員そろっておりますので、会議を再開をいた します。

町長並びに副町長から、平成27年度予算大綱についての説明のため発言 を求められておりますので、これを許します。

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

平成27年第1回浦臼町議会定例会の開会にあたり、平成27年度一般会計予算案の大綱についてご説明申し上げます。

我が国の現下の経済状況については、大胆な金融政策、機動的な財政政策、

民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢の一体的な推進により、緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費等に弱みが見られ、平成26年度前半には、実質GDP成長率がマイナスとなったところであります。

そのような中で、平成27年度の地方財政対策において、地方財源の確保を含め、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額については、実質的に平成26年度地方財政計画と同水準とされております。

また、昨年5月に増田元総務大臣ら民間有識者でつくる日本創成会議が、 全国の市区町村の半分に当たる896自治体が将来消滅する可能性があると のことを指摘。これを受けて、政府は、まち・ひと・しごと創生総合戦略が 閣議決定をされております。

こうした状況を踏まえ、平成27年度の予算の編成につきましては、新たに策定される第4次浦臼町総合振興計画に沿って、実質公債費比率のさらなる改善を目指す財政健全化を基本としながら、地方創生等の各種振興策や支援策を盛り込み、まちづくり基盤の形成に資するように取り組んでおります。

予算全体としては、道の駅及び鶴沼第2団地の建設や役場庁舎及び小学校の大規模改修など、投資的経費が大幅にふえているが、各種目的基金の繰り入れによる財源確保を行った予算編成となっております。

さて、予算内容の主なものを品目別に申し上げます。

歳入では、町税が前年比9.7%減の2億1,876万9,000円となっております。行財政集中プランの見直しにより、固定資産税及び軽自動車税の税率を標準税率に戻したこと、また米価の下落により農業所得が減少したことによる減となっております。

各種交付金については、ふえているものもありますが、総額としては減と なっております。

本町で最も大きな割合を占める地方交付税については、地方財政対策上では、総額0.8%の減額となっておりますが、昨年と同額の13億3,00 0万円を計上しております。

分担金及び負担金につきましては、広域保育所入所費負担金、農業廃棄物等処理負担金、基幹水利施設受益者負担金が主なものでありますが、基幹水利施設受益者負担金や徳富ダム負担金等が増加したことにより、前年比48.6%増の3,060万円の計上となっております。

使用料及び手数料につきましては、公営住宅や鶴沼公園施設使用料、幼稚園保育料が主なものですが、公営住宅使用料の減少等により、前年比1.0 %減の6,069万円を計上しております。

国庫支出金ですが、前年比190.3%増の2億3,539万2,000 円を計上しており、鶴沼第2団地の建設や小学校大規模改修に係る国庫支出 金の増が主な要因となっております。

道支出金は2億1,491万6,000円で、前年比66.8%の増となっておりますが、これは多面的機能支払交付金推進事業補助金の増額が主な要因であります。

町債は、前年比132.5%と大幅にふえております。道の駅建設、役場 庁舎耐震化工事や小学校大規模改修に係る起債が主な要因であります。

また、財源補てん分の臨時財政対策債を8,500万円計上しており、町債合計で7億1,560万円となっております。

繰入金につきましては、前年比100.0%増の8億2,532万1,000円を計上しております。内容といたしましては鶴沼第2団地建設等の普通建設事業の財源とするための公共施設建設基金2億5,820万円、ふるさと応援基金からは道の駅建設等に7,837万6,000円、街路灯維持基金74万6,000円、繰上償還の財源補てんのため減債基金9,715万円に加え、一般財源の附属分として財政調整基金3億9,084万7,000円をそれぞれ繰り入れすることといたしております。

続きまして、歳出について申し上げます。

道の駅建設等の大型事業を計上していることから、総額で前年比40.5%の増額となる予算編成を行ったところであります。

性質別経費で、主な事業及び増減要因を申し上げますと、人件費で行財政 改革集中プランの見直しにより町独自削減を廃止したため、前年比5.2% 増の4億9,511万2,000円となっております。

物件費は、役場及び小学校の耐震化大規模改修に伴い、備品等がふえたため、15.3%増の4億161万2,000円となっております。

維持補修費は、道路ストック総点検事業等の増により、前年比18.3% 増の4,054万8,000円、扶助費は前年度比16.9%増の1億1,302万6,000円となっており、これは障害者福祉サービス給付の増によるものであります。

補助費については、ふるさと納税返礼品、多面的機能支払交付金推進事業補助金や消防負担金等がふえたことにより、前年比34.4%増の5億9,614万8,000円となっております。

また、公債費は前年比5.7%減の6億3,223万8,000円を計上しております。公債費につきましては年々減少しております。平成25年度決算では平成24年度に続き実質公債費比率が18%下回りました。

しかし、さらなる健全化を目指し、平成22年度から平成26年度まで継続的に実施している縁故債等の任意繰上償還を平成27年度につきましても 実施するために9,715万円の費用を計上しております。

投資的経費においては、道の駅建設事業、役場庁舎耐震大規模改修事業、小学校大規模改修事業、鶴沼第2団地建設事業の増等により、前年比170. 6%増の13億1,895万7,000円となっております。

繰出金は、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計においては減額となりましたが、国民健康保険特別会計においては増額となり、繰出金総額前年比1.0%増の1億3,322万9,000円となりました。

各特別会計における増減の主な要因については、それぞれの予算大綱においてご説明したいと存じます。

また、性質別予算における構成比については、建設事業費が34.8%となり、投資的経費にかかる費用が多くを占めている状況であります。

以上、平成27年度一般会計予算規模は37億8,400万円で、前年比40.5%の増額計上となっており、詳細につきましては配付いたしております別冊の歳入歳出予算書案及び予算案説明資料をご高覧賜りたいと存じます。

なお、一般関係予算の提案と概要説明並びに国民健康保険特別会計予算大綱、後期高齢者医療特別会計予算大綱、さらに下水道事業特別会計予算大綱等につきましては、副町長、担当課長よりご説明を申し上げます。

以上でございます。

〇議 長

それでは、特別会計について、川畑副町長。

○副町長 (川畑智昭君)

それでは、まず平成27年度国民健康保険特別会計予算大綱を申し上げます。

平成27年度浦臼町国民健康保険特別会計予算案の概要についてご説明申 し上げます。

本町の国民健康保険特別会計の運営状況は、依然として続く厳しい雇用環境や国民健康保険制度の構造的な問題である低所得者層の増加に伴う税負担の増、さらには医療費の増加による税額の上昇など厳しい状況にあります。

国保加入者の負担軽減のため、基金による賦課金への補てんや医療費の増加を抑制するための保健事業など、健全で合理的な国保運営を続けていくため、平成27年度における国民健康保険事業予算を計上したところです。

予算案では、例年同様空知中部広域連合から求められる分賦金が歳出の中心となっております。

平成27年度当初予算においては、医療費の増加により会計予算が前年度より大きく増額したところでございましたが、本年度は平成26年度の医療費は減少したものの、療養給付費交付金及び前期高齢者交付金の交付額が大幅に減額される事情により1億9,590万円で前年度対比約5.2%増となってございます。

歳入につきましては、空知中部広域連合からの分賦金として求められる国 民健康保険税、保健医療事業特定健診事業等に充当するための基金繰入金、 また基盤安定負担金や財政安定化支援負担金など、一般会計繰入金が主なも のとなっております。

歳出につきましては、空知中部広域連合への分賦金を中心に国民健康保険 事業に必要な経費を計上した次第でございます。

以下、主な歳入につきましては、国民健康保険税として1億3,613万7,000円の計上となり、前年度比約2.6%の増額となっております。

歳出につきましては、総務費として1,594万7,000円、主に国保 事務事業の人件費1,544万6,000円を計上しております。 空知中部広域連合への分賦金として1億7,027万9,000円、保健 事業費として927万4,000円を計上いたしております。内容といたし ましては国保被保険者40歳以上75歳未満を対象とした特定健診特定指導 事業費が主なものとなっております。

繰入金は、国民健康保険税の急激な上昇を抑制するために、基金から補てんを行うため、基金繰入金1,007万円を計上し、一般会計からの繰入金は4,962万5,000円となっております。

以上が、平成27年度浦臼町国民健康保険特別会計予算案の大綱でありますが、収支の詳細につきましては予算書案をご高覧いただきくださいますようお願い申し上げます。

続きまして、平成27年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

高齢者の医療保険事業の円滑な推進を図るため、例年同様に医療給付に要する費用、事業に要する事務経費等必要な予算の計上をいたしております。

本年度につきましては、被保険者数は若干増加する推計となっておりますが、保険料の賦課額は減少が見込まれ、システム機器更新も完了しましたことから、前年度を下回った予算となっております。予算総額は4,160万円で、前年比10.7%減額となりました。

歳入につきましては、保険料が1,934万9,000円で、前年比3.8%減額。一般会計繰入金として保険基盤安定負担金1,170万3,000円及び事務費繰入金1,044万2,000円で前年比16.1%の減額でございます。

一方、歳出につきましては、主なものとして後期高齢者医療広域連合納付金が3,251万7,000円で、前年比3.6%の減額、一般管理費は人件費をはじめとし893万円で前年比29.7%の減額でございます。

以上が、後期高齢者医療特別会計予算案の体系であります。数値の詳細に つきましては予算書案をご高覧いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、平成27年度浦臼町下水道事業特別会計予算案についてご説明申し上げます。

下水道は、生活環境の改善を図り、水循環の中で重要な役割を担っており、 公共用水域の水質を保全する上で欠くことのできない根幹的施設でございま す。

本町の下水道事業は、流域関連特定環境保全公共下水道事業として、汚水管渠延長1万8,674メートル、整備面積100.9へクタールの整備を完了しており、水洗化率は約83%まで推移しております。

本年度におきましては、下水道施設の適切な維持管理に努め、経営安定化 に向けて財源確保のため、水洗化率及び収納率の向上を目指し、本年度予算 案の総額は歳入歳出それぞれ8,260万円を予算計上いたしております。

以下、歳出について申し上げますと、総務管理費56万1,000円、下 水道建設費153万8,000円、下水道維持管理費1,386万9,00 0円、公債費6,658万2,000円、予備費5万円であります。

一方、歳出に見合う歳入といたしましては、下水道使用料1,982万1,

000円、繰入金等6,137万9,000円、町債140万円であります。

以上が、浦臼町下水道事業特別会計予算案の大綱であります。数値の詳細 につきましては予算書案をご高覧いただきますようよろしくお願い申し上げ ます。

以上です。

○議 長

次に、議案第25号 平成27年度浦臼町一般会計予算の提案及び概要説明を求めます。

川畑副町長。

〇副町長 (川畑智昭君)

それでは、まずお手元に配付しております平成27年度浦臼町各会計歳入 歳出予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第25号 平成27年度浦臼町一般会計予算。

平成27年度浦臼町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億8,400万円 と定める。

2項、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳 出予算」による。

(債務負担行為)

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入最高額は5億円と定める。

平成27年3月10日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

それでは、最初に第1条第2項に定めております歳入歳出予算についてご 説明いたします。

ここからは、お手元に配付しております各会計予算の説明資料により説明 させていただきたいと思います。横長の資料となってございます。

それでは、平成27年度各会計予算案の説明資料のまず1ページをお開き いただきたいと思います。

ここには、平成27年度浦臼町各会計予算一覧表を掲載しております。一

般会計と特別会計4会計のものを27年度、26年度を比較いたしまして登載してございます。

4会計合わせますと、27年度では41億410万円ということで、前年度比10億9,580万円の増額でございます。率にいたしまして36.4%の増でございます。

各会計ごとでは、一般会計におきまして前年度比40.5%の増、国保会計は5.2%の増、後期高齢者医療が10.7%の減、下水道会計が0.1%の減となっております。

詳細については後ほどご説明いたしますが、一般会計につきましては、鶴沼第2団地の建設、道の駅つるぬまの再開発、行政センター耐震改修等の大型事業、国保会計では分賦金の増額が予算額の主な増加要因となってございます。

それでは、2ページをお開きください。

平成27年度一般会計歳入歳出予算の、ここでは目的別ということでご説明申し上げます。

まず、上段の方の括弧書きは平成26年度の当初予算を掲示しております。 下段の部分につきましては今回の予算提案となっているところでございます。

それでは、歳出の方からご説明申し上げます。

1 款の議会費です。 4, 0 4 8 万 2, 0 0 0 円の計上でございます。対前年比 6. 6 %の増でございます。金額として 2 5 0 万 4, 0 0 0 円の増加となってございます。

2款の総務費につきましては9億1,343万9,000円、対前年比55.7%の増となってございます。金額といたしまして3億2,678万円の増となっておりますが、増額の約3分の2は行政センターの耐震補強、大規模改修工事2億473万5,000円が占めております。そのほかでは職員給与費といたしまして2,093万9,000円、社会保障・税番号制度システム整備事業1,661万7,000円の増額、またふるさと納税関係といたしまして、記念品及び事務経費2,549万9,000円、基金積立金480万円の増が主な要因となってございます。

3款の民生費につきましては3億1,576万1,000円でございます。 対前年比2%、金額で621万2,000円の増加でございます。主な増額 要因といたしましては、障害者福祉サービス給付費が1,235万7,00 0円、空知中部広域連合負担金が539万2,000円の増となっております。

反対に減額といたしまして、高齢者及び子育て世帯に対する臨時福祉給付金537万5,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金801万5,000円の減となってございます。

続きまして、4款の衛生費につきましては1億6,663万2,000円、 対前年比12.4%の減でございます。金額では2,368万3,000円 の減額となっております。主な要因につきましては塵芥収集車購入完了で867万2,000円、合併処理浄化槽設置整備事業の数量減により445万5,000円、保健センター屋上防水改修工事完了で656万7,000円の減額となっております。

5款の農業水産業費につきましては2億5,942万9,000円の計上でございます。対前年比43.6%の減、金額で2億45万9,000円の減でございます。大幅な減額となっておりますが、要因といたしましては国営樺戸土地改良事業にかかわる負担金の一括償還完了によるもので2億9,372万円の減となっております。

反面、増加の要因といたしまして、農地・水・環境保全向上活動支援事業が27年度より多面的機能支払交付金事業への移行に伴いまして、国・道の交付金を町が歳入として受けてから支払う方式となったため、差額分7,107万8,000円の増額となっております。

その他といたしまして、基幹水利事業において、電気料金の高騰により945万5,000円の増となってございます。

続きまして、6款の商工費につきましては5億5,890万8,000円の計上でございます。対前年比807.5%、金額にいたしまして4億9,731万7,000円の増額でございます。これにつきましては道の駅つるぬまの再開発に伴う事業費の増によるもので、建設工事費管理業務委託備品購入費等の関連経費合わせまして5億1,261万5,000円の計上となってございます。

続きまして、7款土木費で5億8,550万7,000円の計上でございます。対前年比226.5%の増でございます。金額では4億615万3,000円の増となりますが、これにつきましては鶴沼第2団地整備事業3億4,077万3,000円、除雪ロータリー車購入5,593万8,000円が主な要因となっております。

次に、8款消防費でございます。1億4,514万7,000円の計上でございまして、率にして38.3%の増、金額にして4,018万9,00円の増となっております。増加の主な要因といたしまして、水槽つきポンプ自動車の購入負担額2,588万1,000円、新庁舎移転に伴います備品購入費655万4,000円などを含む組合負担金の増となっております。

9款の教育費につきましては1億6,295万7,000円、率にいたしまして93.1%の増でございます。金額では7,857万2,000円の増額となりますが、2カ年目となります小学校の大規模改修工事7,577万円及び関連備品の整備で257万2,000円、外国語助手派遣業務委託費271万3,000円の増額が主なものとなってございます。

10款の災害復旧費につきましては50万円を計上しております。対前年比90%の大幅減となっておりますが、これにつきましては昨年当初より計上した支浦臼内川の災害復旧工事2カ所の事業完了によるものでございます。

11款の公債費につきましては6億3,223万8,000円、対前年比5.7%の減でございます。金額では3,808万5,000円の減額でございます。この公債費の中には繰上償還分9,715万円を計上しているところでございます。

12款の予備費につきましては、昨年同様300円の計上でございます。以上、歳出全款合計で37億8,400万円でございます。

次に、3ページをお開き願います。

このページは、平成27年度一般会計の歳出予算の性質別一覧表となっております。ここでは増減幅の大きな部分のみご説明申し上げたいと思います。まず、表の一番上、人件費につきましては4億9,511万2,000円の計上でございます。対前年比5.2%の増2,465万5,000円の増額となっており、職員給与の独自削減の廃止が主な要因となってございます。

次の表、2段目、物件費につきましては4億161万2,000円の計上です。対前年比15.3%の増5,331万4,000円の増となっております。主なものといたしまして社会保障・税番号制度システムの整備に関するもの1,553万6,000円、基幹水利事業にかかわる電気料金1,000万円、役場電話交換機の更新456万9,000円、地域おこし協力隊にかかわる経費330万円が主な要因となってございます。

3段目、維持補修費につきましては4, 054万8, 000円の計上です。対前年比<math>18.3%、金額で627万9, 000円の増額となっております。主な要因としては道路ストック総点検業務委託<math>340万円の増等によるものとなっております。

4段目の扶助費につきましては1億1,302万6,000円の計上です。 対前年比16.9%、金額にして1,631万4,000円の増額となって おります。増額の主なものといたしまして障害者福祉サービス給付費1,2 35万7,000円の増となっております。

5段目、補助費につきましては5億9,614万8,000円の計上です。 対前年比34.4%、1億5,244万5,000円の増額です。主な要因 としては多面的機能支払交付金事業8,588万4,000円、水槽つきポ ンプ自動車の購入負担金2,588万1,000円、ふるさと納税返礼品2, 386万6,000円等による増となってございます。

6段目の建設事業費につきましては13億1,895万7,000円の計上となっています。対前年比170.6%、8億3,144万9,000円の大幅な増額となっております。主な事業といたしまして道の駅つるぬま整備事業、行政センター耐震大規模改修工事、鶴沼第2団地建設工事、小学校大規模改修工事と大変規模の大きな工事費がかさんだことが要因となってございます。

次に、10段目、積立金につきましては4,963万円の計上です。対前年比2,793.9%、4,791万5,000円の増額となっております。 これにつきましては、昨年は当初予算に計上していなかったふるさと納税で いただいたご寄付を基金に積み立てることにしたことによるものでございま す。

次に、歳入についてご説明申し上げます。 2ページにお戻り願います。

まず、1款町税でございます。2億1,876万9,000円、前年比9.7%の減、金額で2,343万1,000円の減額となっております。内訳といたしまして、個人住民税で714万7,000円の減、法人住民税で232万9,000円の減、固定資産税で1,613万8,000円の減、軽自動車税で199万3,000円の減です。減額の要因といたしましては、個人住民税では農業所得の減少が、また固定資産税と軽自動車税につきましては標準税率の変更と土地評価額の低下によるものとなってございます。

2款の地方譲与税につきましては4,440万円の計上でございます。前年度比0.7%の減、30万円の減額でございます。

- 3款の利子割交付金につきましては24万円の計上です。
- 4款の配当割交付金は33万円の計上でございます。
- 5款の株式等譲渡所得割交付金は5万円の計上でございます。
- 6款の地方消費税交付金につきましては2,290万円の計上、対前年比8.4%の減、210万円の減額でございます。

7款の自動車取得税交付金につきましては430万円の計上、前年比31. 7%の減、200万円の減額でございます。

- 8款の地方特例交付金につきましては13万円、前年と同額でございます。
- 9款の地方交付税につきましては13億3,000万円、前年同額の計上 でございます。普通交付税といたしまして12億4,000万円、特別交付 税といたしまして9,000万円を計上したところでございます。
- 10款の交通安全対策特別交付金につきましては49万円の計上でございます。
- 11款の分担金及び負担金につきましては3,060万円の計上です。対前年比48.6%の増、1,000万5,000円の増でございます。これにつきましては基幹水利施設受益者負担金430万6,000円の増、同じく徳富ダム受益者負担金4,420万円の増が主な要因となってございます。
- 12款の使用料及び手数料につきましては6,069万6,000円の計上でございます。対前年比1%の減となっております。
- 13款国庫支出金につきましては2億3,539万2,000円の計上です。190.3%の増、金額で1億5,430万9,000円の増額でございます。これにつきましては鶴沼第2団地建設事業に対する1億500万円、除雪ロータリー車購入に対する2,920万円、社会保障・税番号制度システムの整備に対する1,373万7,000円が主な増額要因となっております。
- 14款の道支出金につきましては2億1,491万6,000円の計上です。前年比66.8%の増、金額で861万2,000円の増額でございます。主な要因としては先ほど申し上げた農地・水・環境保全向上活動支援事

業が多面的機能支払交付金事業へと移行したことにより、国、道の負担金を町で受けることに変更されたものによるものでございます。6,441万1,000円、道営土地改良事業促進費補助金503万9,000円、基幹水利事業に対する補助金717万6,000円の増額が要因となってございます。

15款の財産収入につきましては679万2,000円の計上でございます。

16款の寄付金につきましては4,800万1,000円の計上、ふるさと納税による寄付金を当初より計上することによる増となってございます。

17款の繰越金につきましては1,000円の計上でございます。

18款の諸収入につきましては2,507万2,000円の計上でございます。6.8%の増、金額で159万5,000円の増額でございます。これにつきましては介護予防事業費委託金、包括的支援事業費委託金の増によるものでございます。

19款の町債につきましては7億1,560万円の計上でございます。132.5%の増、金額で4億780万円の増額計上となっております。これにつきましては道の駅つるぬま建替事業にかかわる過疎債4億1,360万円、行政センター大規模耐震改修事業1億410万円、小学校大規模改修事業6,330万円、臨時財政対策債8,500万円等を計上してございます。

最後に、20款繰入金につきましては8億2,532万1,000円の計上でございます。対前年比100%の増、金額にいたしますと4億1,264万6,000円の増額計上となっております。ここでは鶴沼第2団地など普通建設事業の財源として公共施設建設基金から2億5,820万円、道の駅建設、ふるさと納税への返礼品等にふるさと応援基金から7,837万8,000円、繰上償還の原資として減債基金から9,702万8,000円、財政調整基金から3億9,084万7,000円を取り崩し計上しているところでございます。

以上が、歳入37億8,400万円に対する説明でございます。

続きまして、第2条、債務負担行為についてご説明申し上げます。予算書にお戻りいただきまして、9ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、第2表、債務負担行為でございます。第1段目の道の駅つるぬまにかかわる指定管理といたしまして、平成27年度から平成36年までの10年間における指定管理料を規定するものでございます。限度額につきましては、金額での設定とはせず、当初に締結する基本協定書または毎年度取り交す年度協定書に定める額をもって限度額とするとしています。

次の雪寒機械購入費につきましては、平成27年度から平成29年度の3年間を期間とし4,500万円を限度額として設定しております。これはダンプ車両については発注から納車まで24カ月以上要すると業者に回答されていることから、27年度に発注し、3年以内の納車を見込んでの設定となっております。

最後に、国営かんがい排水事業樺戸2期地区維持管理助成金につきまして

は、平成28年度から平成31年度までの4年間を期間とし800万円を限度額として設定しております。本助成金につきましては平成27年度予算計上分を含め5年間の助成継続を規定するものとなってございます。

次に、第3条、地方債についてご説明申し上げます。次ページをごらんください。

まず、起債の目的でございます。臨時財政対策債といたしまして、限度額 8,500万円、起債の方法については証書借り入れ、利率につきましては 6.5%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金については、利率見 直しを行った後において、当該利率見直し後の利率とするものでございます。

償還の方法につきましては、政府資金につきましてはその融資条件による ものでございますし、銀行その他の場合におきましては債権者と協定するも のによるものでございます。

ただし、財政の都合により使用期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借りかえすることができるものでございます。

臨時財政対策債につきましては、税収等の歳入財源を補う措置といたしま して、道から示された発行可能額の範囲内で設定するものでございます。

以下、起債の方法、利率、償還の方法については同様でございますので、 省略させていただきます。

行政センター大規模改修耐震改修事業につきましては、事業費の一部として1億410万円を限度額として充当を予定するものでございます。

3点目の道の駅つるぬま建替事業につきましては4億1, 360万円を限度額として事業費に充当するものです。

次の道路ストック総点検事業につきましては、事業費の340万円の一部 として110万円を限度額として充当を予定してございます。

雪寒建設購入事業につきましては、事業費5,593万8,000円の一部1,460万円を限度額として借り入れを予定するものです。

橋梁長寿命化事業につきましては1,340万円のうち810万円を限度額として充当予定をするものでございます。

消防ポンプ自動車整備事業2,580万円につきましては、購入費本町負担額2,588万1,000円に充当を予定しているものでございます。

小学校大規模改修事業につきましては、事業費7,577万円の一部として6,330万円を限度として借り入れ予定するものでございます。

ただいまご説明いたしました 8 件の限度額合計で 7 億 1 , 5 6 0 万円となってございます。

以上が、平成27年度一般会計予算案の概要でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〇議 長

次に、議案第26号 平成27年度浦臼町国民健康保険特別会計予算の提 案及び概要説明を求めます。

竹内課長。

○くらし応援課長(竹内富美代君)

議案第26号 平成27年度浦臼町国民健康保険特別会計予算。

平成27年度浦臼町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,590万円と定める。

2項、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳 出予算」による。

(一時借入金)

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定よる一時借入金の借り入れ最高額は4,000万円と定める。

平成27年3月10日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

歳入歳出予算の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。歳出から説明申し上げますので、136ページをお開きください。

国民健康保険の被保険者の医療給付保健事業に係る経費でございます。

1款総務費1,594万7,000円、前年比143万7,000円の減。 総務費の主な経費は国保事務に係る2名の人件費1,545万9,000円、 徴収事務経費24万3,000円でございます。人事異動によります人件費 の減及び法改正によるシステム改修が平成26年度で終了したことによる減 となったものでございます。

2款空知中部広域連合納付金1億7,027万9,000円、前年比1,078万7,000円の増。連合からの分賦金請求によるものでございます。 3款町支出金30万円、保険税の過年度分の還付金経費で前年同額でございます。

4款保険医療費927万4,000円、前年比35万円の増。保険事業経費、特定健診事業経費及び従事者の人件費で、人件費の昇給が増額の主な事由でございます。

5款予備費10万円、前年同額でございます。

以上、歳出合計1億9,590万円でございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので、135ページをごらんください。

1款国民健康保険税1億3,613万7,000円、前年比350万5,000円の増。中部広域連合からの分賦金により試算した税で、被保険者に賦課する税額でございます。

2款財産収入5万8,000円、財政調整基金の預金利子でございます。

3 款繰越金1,000円、4 款諸収入9,000円は前年同額でございます。

5 款繰入金5,969万5,000円、前年比617万円の増。保険基盤 安定繰入金等の増額による一般会計からの繰り入れ増及び分賦金補てん額の 増によるものでございます。

以上、歳入合計、歳出同額の1億9,590万円でございます。

以上が、議案第26号 平成27年度浦臼町国民健康保険特別会計予算の 概要でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議 長

次に、議案第27号 平成27年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算の 提案及び概要説明を求めます。

竹内課長。

○くらし応援課長(竹内富美代君)

議案書163ページになります。

議案第27号 平成27年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算。

平成27年度浦臼町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,160万円と定める。

2項、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳 出予算」による。

平成27年3月10日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

歳入歳出予算の内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により説明申 し上げます。歳出から説明いたしますので、165ページをお開きください。

7 5 歳以上の方及び一定程度の障害のある 6 5 歳以上の方の医療保険給付 事業に係る経費でございます。

1款総務費895万9,000円、前年比374万5,000円の減。後期高齢者医療システムの導入が平成26年度に終了したことが減となりました要因でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金3,249万1,000円、前年比1 25万5,000円の減。広域連合から示された負担金でございます。

3款諸支出金10万円、前年同額でございます。

4款予備費5万円、前年同額でございます。

以上、歳出合計4,160万円。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので、164ページをごらんください。

1 款後期高齢者医療保険料1,927万8,000円、前年比82万6,000円の減。

2款使用料及び手数料1,000円、前年同額でございます。

3款繰入金2,22万円、前年比417万4,000円の減。一般会計

からの事務費保険基盤安定繰入金で連合への負担金、システム改修終了による事務費繰入金の減によるものでございます。

4款繰越金1,000円は前年同額でございます。

以上、歳入合計、歳出と同額の4,160万円でございます。

以上が、議案第27号 平成27年度浦臼町後期高齢者医療特別会計の予算の概要でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

〇議 長

次に、議案第28号 平成27年度浦臼町下水道事業特別会計予算の提案 及び概要説明を求めます。

加賀谷課長。

〇産業建設課長 (加賀谷隆彦君)

予算書190ページをお開きください。

議案第28号 平成27年度浦臼町下水道事業特別会計予算。

平成27年度浦臼町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,260万円と定める。

2項、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳 出予算」による。

(地方債)

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の最高額は6,000万円と定める。

平成27年3月10日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

まず、地方債からご説明いたします。195ページをお開き願います。

第2表、地方債、起債の目的、石狩川流域下水道事業。限度額140万円。 起債の方法、証書借り入れ。利率6.5%以内。ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率。償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件により銀行その他の場合にはその債務者と協定するものによる。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に書きかえることができるとしております。

続きまして、歳入歳出予算についてご説明申し上げます。歳入歳出別予算

別事項明細書をご説明いたします。191ページ、192ページをお開きください。

まず、歳出からご説明いたします。

1 款下水道費1,596万8,000円の計上でございます。前年比59万7,000円の増額となってございます。

2款公債費6,658万2,000円の計上です。前年比49万7,000円の減額となってございます。

3款予備費5万円で、前年度と同額となってございます。

続きまして、歳入をごらんいただきたいと思います。

1款分担金及び負担金2,000円の計上で、前年と同額となってございます。

2款使用料及び手数料1,982万1,000円で、前年比64万円の増額となってございます。

3 款繰入金6, 137万5, 000円の計上で、前年比64万円の減額となってございます。

4款繰越金1,000円で、前年と同額となってございます。

5款諸収入1,000円で、前年同額となってございます。

6款町債140万円、前年比10万円の増額でございます。

歳入歳出それぞれ8,260万円、前年比10万円の増額となってございます。

以上が、平成27年度浦臼町下水道事業特別会計のご説明でございます。 ご審議賜り、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。 以上でございます。

〇議 長

以上をもって、一括議題の提案及び説明を終わります。 お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第23、議案第19号から日程第32、 議案第28号までの10件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別 委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定したいと思います。

これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と言う人あり〕

〇議 長

異議なしと認めます。

したがって、日程第23、議案第19号から日程第32、議案第28号までの10件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。休憩中にただいま設置されました予算審 査特別委員会を開催して、委員長並びに副委員長の互選を行ってください。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時40分

○議 長

会議を再開いたします。

諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告します。

委員長に小松正年議員、副委員長に東藤晃義議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎散会の宣告

○議 長

これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。したがって、本日はこれにて散会といたします。

なお、16日は10時から予算審査特別委員会を開催します。

大変きょうはご苦労さまでした。

散会 午後 3時43分

浦臼町議会第1回定例会 第2号

平成27年3月20日(金曜日)

○議事日程

- 1 一般質問
- 2 議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第20号 浦臼町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正 する条例について
- 4 議案第21号 浦臼町税条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第22号 浦臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部 を改正する条例について
- 6 議案第23号 浦臼町道路占用条例の一部を改正する条例につい て
- 7 議案第24号 浦臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例に ついて
- 8 議案第25号 平成27年度浦臼町一般会計予算
- 9 議案第26号 平成27年度浦臼町国民健康保険特別会計予算
- 10 議案第27号 平成27年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算
- 11 議案第28号 平成27年度浦臼町下水道事業特別会計予算
- 追加1議案第29号 平成26年度浦臼町一般会計補正予算(第11号)
- 13 発議第 1号 浦臼町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 14 請願第 1号 農協関係法制度の見直しに関する請願書
- 15 請願第 2号 TPP交渉等国際貿易交渉に関する請願書
- 16 意見書案第1号 農協関係法制度の見直しに関する意見書
- 17 意見書案第2号 TPP交渉等国際貿易交渉に関する意見書
- 18 意見書案第3号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従 事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書
- 19 所管事務調査について (総務・農林建設常任委員会、議会運営委員会)

○出席議員(9名)

議長 9番 冏 部 敏 也 君 副議長 8番 靜 川 広 巳 君 1番 中 川清 美 君 2番 7 松 正. 年 君 3番 柴 田典 男 君 4番 東藤晃義君 5番 折 坂 美 鈴 君 6番 松 田 征 靖 君 7番 牧 島 良 和君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

ОЩЛ	11 100 0 1 2							
	町		長	斉	藤	純	雄	君
	副	町	長	Ш	畑	智	昭	君
	教	育	長	浅	岡	哲	男	君
	総 務	課	長	河	本	浩	昭	君
	総 務	課 主	幹	石	原	正	伸	君
	くらし	応援課	長	竹	内	富 美	代	君
	くらしん	な援課主	三幹	横	井	正	樹	君
	長寿福	畐祉 課	長	大	平	雅	仁	君
	長寿福	祉課主	幹	杉	Щ	優	子	君
	長寿福	祉課主	幹	齊	藤	淑	恵	君
	産業員	建設 課	長	加賀	谷	隆	彦	君
	産業建	設課主	幹	上	嶋	俊	文	君
	産業建 派 遣 士 推 進	上地改	良	田	村	泰	昭	君
	出 納	室 主	幹	武	田	郁	子	君
		委 員局 次	会 長	大	平	英	祐	君
	農 業 事 務	委 員 局	会 長	宮	本	英	史	君
	教 育 委	委 員 員	会 長	今	田	厚	子	君
	農業委	員会会	長	佐	藤	浩	司	君
	代表鹽	左査 委	員	星		和	行	君
○出席事務局職員								
	局		長	遠	Щ	敏	温	君
	書		記	日	出	華	代	君

◎開会の宣告

〇議 長

おはようございます。

本日の出席人員は9名全員でございます。定足数に達しております。

◎開議の宣告

○議 長

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表の2日目に基づき順 を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第1 一般質問

○議 長

日程第1、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位1番、東藤晃義議員。

○4番(東藤晃義君)

第1回の定例会に、議長のお許しが出ましたので、質問させていただきた いと思います。

また、風邪引いていますので、ちょっと聞きづらいかなと思いますけれど も、ご了承願います。

私の質問というのは、国道の街灯のLED化についてをお聞きしたいと思います。

平成11年に町と町内会により、国道沿いに30灯建てられました、これは鶴沼地区ですけれども、そのうち18灯が第2町内会で電気料、管理費など負担をするよう取り決めが行われて、現在に至っています。建設当時は戸数も多く、町おこしの観点もあったと思われます。道路側に180ワットのナトリウム灯、歩道側には200ワットの水銀灯が、現在設置されております。

また、センサーもついております。道路側が終夜点灯で、歩道側は5時間 程度で消えています。

また、浦臼市街地は、東西南北で町内会が分かれております。町からの交付金をいただいていますけれども、電気料などの支払いで消えております。戸数が減少して1戸当たりの負担がふえております。今後、国道沿いのLED化の変換を検討していただきたいと思います。

以上です。

○議 長

町長、答弁願います。

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

東藤議員のご質問にお答えをいたします。

現在、町が管理している国道の街路灯は、鶴沼地区に30基、浦臼地区に52基があります。ちなみに、晩生内地区にはありません。

そのうち鶴沼地区は18基、浦臼地区は35基が、町内会より電気料及び 管理費の一部を負担をしていただいております。

平成24年度に町内会の街路灯339基すべてをLEDと交換し、電気料の負担の軽減を図ってまいりました。

また、その折、町は負担の公平を図ることから、国道に設置している街路灯もLEDへ交換したときと同等の電気料となるよう、町内会からの電気料の負担金は軽減をしております。

これにより、議員指摘の国道の街路灯を現在LEDへ交換したとしても、町内会の電気料の負担軽減にはつながらないのが現状であります。

しかし、町内会の戸数が年々減少し、街路灯の電気料の負担が厳しくなっていることも認識をしております。今後、国道街路灯の電気料については、町内会や街灯組合とも協議をして検討していきたいというふうに思います。 以上です。

〇議 長

東藤議員、再質問ありますか。 東藤議員。

○4番(東藤晃義君)

町長の答弁の中に、LED化した額で町内会に負担してもらっているということを聞きました。平成24年に農村部をはじめ、街路灯を見直し、LED化にしたのですけれども、国道沿いは、歩道側は水銀灯で車道側がナトリウム灯ということなのですけれども、町内会の負担。自分のところの町内会を言うのもどうかなと思いますけれども、ちなみに鶴沼第2が一番多いのです。

続いて、浦臼3、浦臼3の2、浦臼4の順に、負担金がなっているのです。 当然、街灯が国道にあるからかなとは思っております。

LED化に換算した電気料というのもちょっと私にはわかりませんけれども、せめて歩道側だけでも、そして車道側に一般車両が通過するのに街灯必要なのですか。国道から離れたところなんか、街灯なんか一つもないですよ。もう朝方まで、私もたまに夜帰ってきたら、11時ごろ帰ってきたときには、もう歩道側は消えて、ないのです。車道側はこうこうとついておりますけれども。

ただ、町内会の負担を軽減していただいているようですけれども、200ワットと言ったら、家庭ぐらいだったら、かなりのワット数なのですけれども、水銀灯だから多少は違うとは思いますけれども、ぜひ歩道側でもLEDにして、24年にほかやったときから、まだそんなに月日はたっていませんけれども、あまり間を置いてしまうと、多分そのままで終わってしまうのか

なとは思っております。

私ども余りよくわかりません。街灯組合という組織があるので、とにかく言いませんけれども、せめて歩道側だけでもLED化して、そしてもう少し、最近変質者とか防犯のためにも長い時間をつけて車道側を本当に消してもいいようなものだけれども、せっかくついているのだから何時間はつけてもいいかなと思いますけれども、そういうのを考え直していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議 長

斉藤町長。

〇町長 (斉藤純雄君)

LED化ということでありますけれども、国の方で今、このLED化に対する補助がほとんどない状況でありまして、24年度にやったときもほとんど町の単費ということでやってきております。

これからの流れとしては、そういうエコというか、再利用的な部分ではLEDの方に流れていくというふうに思いますけれども、質問の中身は町内会の電気料の負担、その軽減というものが主だというふうに理解しますので、そこは何とか形になるように検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議 長

東藤議員、再々質問ありますか。

東藤議員。

○4番(東藤晃義君)

町長おっしゃいましたけれども、町内会に負担少なく、本当にもう戸数が、第2町内会ばかり言って申しわけないのですけれども、以前は100戸以上あった戸数が、もう今は70戸。1戸当たりの負担割も多いので、ぜひとも検討していただきたいと思って質問を終わります。

〇議 長

答弁よろしいですか。

〇議 長

発言順位2番、靜川広巳議員。 靜川議員。

○8番(靜川広巳君)

それでは、議長のお許しをいただきましたので、第1回定例会において、 町長に質問させていただきます。

認定こども園の実現ということで質問をさせていただきます。

認定こども園は、就学前の子供に幼児教育と保育を提供する機能であり、 保護者が働いている、いないにもかかわらず受け入れができ、教育と保育を 一体的に行う施設と理解しております。

少子化が進む今日、住民が安心して子供を産み育て、将来を担う子供たちがすくすくと育てる環境は、町にとっても最重要課題と思っております。

国が子ども・子育て関連3法を制定したことにより、町は地域の子育て家庭の状況や子育て支援へのニーズを把握し、地域に合ったものを計画的に整備し、取り組みを進めることができることとされていることから、浦臼町も27年度から子ども・子育て支援事業をスタートさせますが、これを踏まえて現段階での認定こども園の実現に向けては、どのような状況なのか、また町としての考え方はどのようなものか、お伺いをいたしたいというふうに思っております。

以上でございます。

〇議 長

町長、答弁願います。 斉藤町長。

〇町長 (斉藤純雄君)

靜川議員のご質問にお答えをいたします。

認定こども園の建設については、執行方針でも述べたとおり、子ども・子育て支援計画に沿って、前向きに検討をしてまいります。

1月の議員懇談会の折に、現状と今後の進め方について説明をさせていただきましたが、そのときと大きく状況は変わってはおりません。2月27日に非公式ではありますが、民間事業者と協議を進めている段階でございます。町しては公設民営方式が一番町に合っている形との考えでおりますが、さまざまな課題もあります。今後引き続き協議を行ってまいりたいと思います。以上でございます。

○議 長

靜川議員、再質問ありますか。 靜川議員。

○8番(靜川広巳君)

今、町長、1月の懇談会で、そのときと状況は変わっていないというときのそのときという状況をどう判断するか、私もちょっと迷うのですが、あのときの状況は、ある程度、公設民営化を含めて、場所をどこにするのが理想かという話もちょっとされたような気もしますが、そういったことも含めてのそのときという意味で受け取ってよろしいのかと思いますが、実は私もそのときから、ちょっといろいろ考えて行動をとってみたのですが、その前に一つ、例えば公設民営化をやると考えた場合に、認定こども園は4つの形態がありますね。幼保連携型と、それから幼稚園型、保育所型、あと地方裁量型というのがありますが、まず、この部分では町としてはどのような関係を選ぶのか、関係したいのかというのを1点お聞きしたいと思います。

〇議 長

竹内課長。

○くらし応援課長(竹内富美代君)

浦臼町としては、認定こども園を新設するという形になりますので、保育 所型となります。

〇議 長

今、靜川議員の質問の中には、場所についての質問も、いいですか。 再々質問ありますか。

靜川議員。

○8番(靜川広巳君)

それでは、保育所型ということですが、あと公設民営方式というのは、やはり民営化になった場合、民営ということでお願いするということなのですが、実は私もちょっと個人的に、当然民営化なのですから、ある幼稚園、それから保育所を実際に経営しているところと話をさせていただいてみました。

それは皆さんもご承知のとおり、浦臼町にもゆうあいの郷がありますけれども、そこの関係は深川市で幼稚園やっていますので、ちょっと個人的に実は話をして考え方を、考え方と言いますか、プロの考え方を若干聞かせていただいたことがあります。

実はこれを喋るのに幼稚園の今の部分と、実は社会福祉協議会の部分と両 方話をしなければいけないので、ご理解いただきたいというふうに思ってい ます。

要は、幼稚園を多分やっぱり中央につくりたいというふうに私は思います。 幼稚園を当然中央に持って来るためには、幼稚園だけをそこに建設をして運 営するというのは、やはりそこで経営をしていただける民営の方々が指定管 理をするわけでしょうけれども、だれかということになるのでしょうが、あ る程度やっぱりプロ的な部分も当然必要だろうというふうに思います。

これは例えばです。例えば、ゆうあいの郷が今やっていらっしゃる部分を 含めて、その人方が民営化として考えていただけるという部分を、ちょっと お話をしてみたのですが、これは例えばですよ。今、社会福祉協議会が訪問 介護というのを実はやっております。それを持っております。訪問介護とい う事業を持っています。この事業費が900万円近くあります。

私も社会福祉協議会の理事なものですから、ちょっと考えるのですが、社会福祉協議会が、これから浦臼町で何をしようかということを考えたときに、今までやってきたこういう訪問介護だとか、そういった部分を、まだずっと今後続けるかというふうになったときに、社会福祉協議会は今後やはり、こういった部分よりも予防に徹するような考え方に持っていくのが当然だろうという仮定とします。

そうした場合に、この訪問介護の部分を切り離すこともできると思います。 この部分を切り離して民間に委託をするという場合、その場合に幼稚園と訪 問介護を一緒に引っつけるということが私は可能だというふうに思います。

そこの中でありますと、当然事務所も持たなければいけないので、要は認定こども園の場所と、それから訪問介護の事務所的なものを併設することによって中央に置くことができるというふうに、やっぱり考えられるのかなというふうに私は思っています。当然そこに、もしやっていただけたら、もし

かすると、ゆうあいの郷の訪問介護部分を逆に中央に持ってこられるのかなと。そこで幼稚園経営とそういった部分を、そこで一緒くたにやれる合理的な考え方ができるのではないかなというような気がしています。やはり幼稚園を中央に持って来ることが町民にとっては一番理想だろうと思いますので、こういった部分を想定しながら検討していくことが一番いいのではないかなというふうに、私は個人的に思っています。

こういった検討の段階を、やはり組み立てていく必要があるのかなという 気がしていますが、その辺ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議 長

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

最初の答弁でお話したように、まだ水面下での協議という段階であります。 今、靜川議員の言われたような社会福祉協議会の部分についてまで、今現在、 町しては考えてはいないということであります。いろいろな問題、課題があ ります。

それから、やってくれる民間事業者の思い、それから町の思い等々ありますので、そこは今後、慎重に検討していきたいというふうに思いますし、その過程の中で、また議員はじめ、いろいろな方のご意見をお聞きしたいというふうに思います。

以上でございます。

〇議 長

再々質問。

○8番(靜川広巳君)

それでは、最後ですけれども、この事業に向けて、大体どういう方向と言いますか、どういう時間、それから時期、そういった部分を今後どういうふうに求めて、大体どのぐらいまでに考えているのか聞かせていただきたいと思います。

○議 長

斉藤町長。

○町長(斉藤純雄君)

一般的な公共施設を建設する場合は、まず基本設計をかけると。その後に 実施設計、そして次の年に建設という行程が一般的なものだというふうに思 います。

ただ、そうすると大体4年後、開所的な時間になるのですけれども、皆さんの意向的にはもっと早くというようなものも感じておりますので、そこについては少し短くするような方策もあるのかなというふうな思いはありますけれども、一般的にはそういうことだと思います。

○8番(靜川広巳君)

以上です。

〇議 長

発言順位3番、折坂美鈴議員。

○3番(折坂美鈴君)

平成27年第1回定例会におきまして、町長に3点の質問をしたいと思います。

まず、第1点目であります。

乗り合いタクシー利用の検証を。

本町では25年10月より、乗り合いタクシーの本格運行を始めました。26年10月からは、乗降場所が新たに3カ所追加になり、町営バス晩生内線の定期券で乗れる、これは第1便を除くようでありますが、そのようになったりと利便性の向上を図っておりますが、この改正後の4カ月間の利用状況を前年同期と比較してみますと、運行便数の合計が25年は432便、26年は429便、利用者数は25年で延べ588名、26年で延べ575名と減っています。

1日の平均運行便数は25年で5.3便、26年で5.4便と、ほとんど変わらない状況であります。

砂川市は乗り合いタクシーを今年から本格運行するとしていますが、25、26年度の一定期間の試験運行で利用料金の引き下げと予約を1時間前までとしたことで、利用者が1年目の60倍に急増したと言います。

本町とは人口やタクシーの台数も大きく異なり、単純な比較はできませんが、1年目の結果を的確に検証し、研究をされた結果が出ていると考えます。

浦臼町で行ったアンケート調査結果によりますと、乗り合いタクシー利用登録者180名のうち、115名の回答があったわけですが、実際に利用されている方は56名、59名は利用していないという回答がなされました。回答されていない65名の方は不明ですが、確実に利用されている方は、登録者の3分の1程度と非常に少ない状況です。

乗り合いタクシーを公共交通と位置づけるならば、より多くの町民に利用していただくことが重要な課題であり、利用率の促進は公共交通の重責を担う事業者の収益アップにもつながると考えます。今まで利用していない人が利用していただくように工夫をしなければ、事業者の赤字分の2分の1を負担している町の負担が、ますますふえることになると考えるものであります。

- 1. 高齢者にも利用しやすいよう、予約方法や手続の簡略化についての検討や時間帯と利用目的ごとに、具体的な利用の仕方を解説するパンフレットをつくって配布してはいかがでしょうか。
- 2. アンケートによりますと、町外施設利用の目的は通院が60%を占めるのでありますから、長寿福祉課との連携で乗り合いタクシーの補完的な事業として、町外の移動にも利用できるシルバータクシーチケットを検討できないでしょうか。
 - 2点目の質問であります。

農家の生産意欲向上に、町独自の緊急支援策を。

2014年産の米価の暴落に、稲作を経営主体とする本町の多くの農家は、

経営基盤を揺るがす大変な事態に陥っております。今後の展望も不透明な中、 生産意欲減退が心配されるところであります。

ホクレンは15年産米の種子の購入費について、一袋20キロ入りでありますが、一袋当たり2,000円の助成を決めました。自治体独自での何らかの助成の動きも出てきていると聞いておりますが、本町でそのような考えはないのか伺います。

新しいことにチャレンジしたくても投資に回す資金さえも捻出できない農家が、たくさんいます。独自の低金利資金の新設や振興作物に対するハウス助成、新しいことにチャレンジする人には無利子のチャレンジ資金など、策を講じていただきたいと思います。このままでは農家の生産意欲が後退し、離農者も続出、町の存続自体が危うくなるのではないでしょうか。JAとも協議し、早目の対策を強く望むところです。

最後の質問になります。

町の特産品のブランド化に取り組んで。

国は農政の中長期指針となる基本計画で、飼料米への支援を明確にしました。米の受給安定のため、農家の所得を確保するため、飼料米の拡大の動きは理解するところでございますが、一方で、おいしいお米がとれる米どころの本町で、良食味米を目指して工夫を凝らしてきた米農家は、主食用米をつくりたいのが本音ではないでしょうか。

私の考えは、浦臼産特別栽培米を町のブランド米として位置づけ、町は販売促進までかかわる。農家も自分たちの米を自分たちで売ることで、農家の長期的な所得向上に町が支援することになるのではないかと考えています。そのためには、安心・安全な良食味米にこだわり、高付加価値をつけ差別化をすることです。

高知県本山町では、特別栽培米「土佐天空の郷」を軸にした取り組みが地域活性化の成功例として政府の「ディスカバー農山漁村の宝」に選定をされました。

北海道では北空知の北竜町は、町を上げてクリーン米の生産に取り組んでいます。北海道と北竜町、JAきたそらちで購入した温湯消毒機で、ほとんどの農家が農薬を使わない種もみ消毒をしています。北竜町はほかにも黒千石大豆の加工や販売に熱心に取り組んでいます。広域農協としては、JAとまこまい広域が安平町、厚真町、むかわ町と北海道の補助で温湯消毒施設を設置するなど、農家がクリーン農業に取り組みやすい環境づくりに貢献をしております。

本町では道の駅という農産物を広くPRし、販売できる場があります。ふるさと納税の記念品として人気の高いお米は、JAに任せていては浦臼町の特産品をPRするという趣旨にそぐわない。浦臼町の安全・安心なブランド米の基準を確立して、実践する農家や生産グループの直接的な所得増につなげるべきと考えます。

米だけではなく、浦臼町の特産品をブランド化し、消費者とつなげる、こ

れは販売するという意味なのですけれども、これが町ができる長期的な農家 支援と言えるのではないでしょうか。新しく整備した道の駅を農家が販売の 場として活用することが、まさに町が投資をした意義があると言えると私は 考えます。

〇議 長

町長、答弁願います。

斉藤町長。

〇町長 (斉藤純雄君)

折坂議員のご質問にお答えをいたします。

本町の乗り合いタクシー事業につきましては、平成25年10月から本格運行を始め、平成26年10月には利用者アンケートなどをもとに連絡施設の追加などの改良を行い、利用者の皆様には概ね好評をいただいております。

また、路線バスとの接続に配慮した運行となっており、町営バス奈井江線の利用者の増加にもつながっていると考えております。

ご指摘の高齢者に利用しやすい予約方法や手続の簡素化についてでありますが、手続については、利用登録、利用予約ともに電話1本で手続が完了することから、今以上の簡素化は難しいと思いますが、当日予約を可能とした場合、新たに発生する問題もあり、引き続き慎重に検討していきたいと思います。

利用方法を解説するパンフレットにつきましては、利用登録された方に乗り合いタクシーご利用案内を配付しており、利用の手順がわかりやすく記載をされております。この利用案内を町内回覧をし、今以上に利用者がふえることを努めてまいりたいと思います。

次に、町外への移動にも利用できるシルバータクシーチケットについてでありますが、国の補助金を活用し、地方創生先行型の事業としてタクシー料金利用助成事業を実施したいと考えております。

対象となる方は、毎年4月1日現在、70歳以上の方、身障手帳、精神福祉手帳、療養手帳等を持っている方、要介護または要支援認定を受けている方で、町税等の滞納がない方としており、申請により300円の利用券を20枚、1人6,000円を交付したいと思っております。

町内事業者が運行する通常のタクシーのほか、乗り合いタクシー、福祉協議会が運行する福祉有償運送にも利用が可能としております。

今後においても毎年検討を加え、住民にとって、より利用しやすい公共交通の確立を目指してまいります。

次に、町独自の支援策についてのご質問でありますが、先般ホクレンが2015年産米の種子購入代金に対し、1袋当たり2,160円を全道JAに対し支援するという緊急対策を発表しました。2014年の米価下落に伴う農家収益の減少に対応した対策と思っております。

また、農家の生産意欲の減退が懸念されることは、議員ご指摘のとおりであります。

米価下落、農家の生産意欲向上に向けた対策を考えたとき、水稲作付面積維持の観点からも種子助成のような前向きな支援は有効な対策であると考えており、今後実施に向けて支援内容を決定していきたいと思っております。

なお、助成規模など具体的な内容等につきましては、購入実績の確定を待つことになりますが、できるだけ早急に支援できるよう努めてまいります。 ご理解をいただきたいと思います。

次に、町独自の低利資金及び振興作物に対するハウス助成の新設をしては とのご質問でございますが、JA北海道信連の農業関係ローン、JAのプロ パー資金のほか、現行の制度資金を含めると多種多様な資金が存在しており、 活用資金に応じて金利負担の違いはあるものの、営農に係るあらゆるニーズ に対応可能であると考えております。

このため、現状においては、町独自の資金創設については考えておりません。

振興作物に対するハウス助成につきましては、転作制度における振興作物 はあるものの、現状において具体的な振興作物が定まっていないということ も、また事実であります。

今後の農業情勢や農家の自発的な作付振興に向けた機運の高まり、道の駅整備計画にもある農産物直売所における販売状況なども勘案し、町として振興すべき作物が具体化したときには、どのような支援が可能なのか、協議・検討してまいりたいと考えております。

3点目、町の特産品のブランド化に取り組んではとのご質問でございます。 本町は稲作を主体とし、畑作、園芸、畜産など、さまざまな作物を栽培し、 高品位な農産物が生産されております。これはひとえに農業者皆様方の努力 のたまものであり、我が町が全道的にも全国的にも誇れるものと自負してお ります。

浦臼町産の米の産地指定率は、全道の中でも上位にあると伺っております。これは長い年月をかけて農業者各位、JA、ホクレンなどが一丸となり米の販売戦略を考え実施してきた結果であり、既にブランド化されていると認識をしております。

しかし、さらなる高付加価値を考えるために特別栽培農産物の生産やイエスクリーンなどへの自主的な取り組みは、大いに歓迎するものであります。町としても農業者の所得確保の一環として、道の駅再開発に伴い農産物直売所を整備する予定でおりますので、農業者の皆様には大いに利用していただきたいと考えております。

国においても農業の体質強化、所得向上のため、六次産業化を推進していることから、町としても農業者の自主的な取り組みに対する支援を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

〇議 長

折坂議員、1点目の乗り合いタクシーについて再質問ありますか。

折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

町長の答弁をお聞きしまして、公共交通機関というふうに乗り合いタクシーを位置づけているということで、利用している皆さんには概ね好評ですよと。町営バス奈井江線の利用者の増加にもつながっていますよというお答えをいただきました。

私は利用していない方が利用するようになることを目標として、これから 考えていかなければいけないのではないかという質問をいたしましたが、ま ず、当日予約を可能とした場合には、新たに発生する問題もあるので、引き 続き慎重に検討していきたいという答弁でありました。

最後の方のお答えの中に、毎年検討を加え、住民にとって、より利用しやすい公共交通の確立を目指してまいりますというお答えがありましたので、これは大切な町の姿勢かなと思っております。住民にとって、よりよいものになるように、毎年検討は必要かと私は思いますので、当日予約の可能性についても、まだまだ今後検討していただきたいと思うところであります。

それから、町民への周知の方法として、利用案内を町内回覧するというふうに考えているということなのですが、その利用案内の内容についてなのですけれども、それについてお話をしたいと思うのですが、十勝にカチバスという民間会社がありまして、時に報道機関でも取り上げられておりますので皆さんも御存じかと思うのですが、一時は倒産寸前に陥った民間会社だったのですけれども、これは北海道特有の広大な土地、それから少ない人口、高齢化に燃料高騰と赤字経営は当たり前というのが地方都市のバス会社であると思います。社長はそれでもあきらめないで、お客さんとの距離を縮めようとして、社員が個別営業というのを始めたということです。

なぜ、バスに乗らないのかという率直な質問を聞いてまいりましたら、意外にもバスの乗り方がわからないという答えが多かったそうです。自家用車で外出するのが当たり前という北海道人は、バスの乗り方がわからないということだったのだなということで、前から乗るのか、後ろから乗るのか、切符はいつ買うのか、こういう基本的なこともちょっとわからず二の足を踏んでいたという事情もある。

それから、目的地に行くには何番のバスに乗って、何というバス停でおりたらいいのかと、そういうところもわからないから乗らないという方が多かったということです。

そこでバスの乗り方を教えて、この目的地に行くには何番のバスに乗って、ここでおりるのだよというようなバスの利用の仕方、こういう具体的なことを書いたパンフレットをつくって、各家にポスティングという方法をとっていったということを聞いております。1回バスに乗ってみて意外と便利だとわかったら何回でも乗るようになって、そして減り続けていた乗客数が、あるときから増加に変わったという、そういう十勝バスの成功例を見聞きしているところであります。

ですから、地道なオーソドックスな方法、営業活動、ポスティングという 方法をとったわけですけれども、それが成功したのかなというところで感心 して見ていたのですけれども、浦臼町でも乗り合いタクシーの利用者がふえ ないというのも、もしかしたらですけれども、乗り方がわからない人が、ま だたくさんいるのではないかというふうに考えたわけであります。利用者に は好評ということで、1回でも使ったことがある人は便利さに気づいており ますから、何度でもいろいろな用途で利用することを始めていると思います。 まさか個別営業をしろということを私は言っているわけではないのですけれ ども、乗り方がわからない人の利用をためらっている人の背中を押すという ことを、もう一度やるということは、まだできるのではないかと思っていま す。何時何分にどこそこに行くには、こういう使い方をすると便利ですよと いったような、そういう具体的なこと、相手は高齢者の方が多いのですから、 そういうことを教えてあげるということも一つの方法かな、利用者をふやす という一つの方法かなというふうに考えました。利用するのが高齢者だとい うことのイメージをもう少し膨らませて検討していただけないかという質問 をしたいと思います。

それから、私、シルバータクシーチケットを補完的にやっていただきたいということを質問しておりますが、このたびタクシー料金利用助成事業を実施するという、うれしい答弁をいただいております。きょう、傍聴者の方もいらっしゃいますので、対象者は浦臼町には何人ぐらいいるかとか、あと30円の利用券20枚交付するのですけれども、それをどのように使えるのか、一遍に使えるとか、これを1枚ずつしか使えないとか、あと町外の施設に行けるのに使えるのとか、そういうちょっと具体的なことをお聞きしたいと思いますが。

○議 長

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

議員の方から、たくさんいい意見をいただいたというふうに思います。も う少し町としても丁寧な形で、なるべく利用者がふえるような方策はとって いきたいというふうに思います。

具体的なものについては、担当の方からお答えをさせていただきます。

〇議 長

河本課長。

○総務課長 (河本浩昭君)

2点目のご質問のシルバータクシーチケットの関連でございますけれど も、先ほど町長申し上げた対象者、町内でおおよそ700名ほどを見込んで おります。

ただ、利用につきましては、全員が申請されるというようには見込んでご ざいません。

300円の利用券を20枚、6,000円分、申請により交付いたしまし

て、それは1枚ずつ使っても結構ですし、一度に全部使っても結構です。先ほど申しましたように通常のタクシー、それから乗り合いタクシー、それから社会福祉協議会が運行する福祉有償運送にも利用できるということでございます。

ですから、対象者が申請した場合、1枚300円分のチケットですので、乗り合いタクシーの基本料金が300円ですので、その金額に合わせたのですけれども、対象者につきましては、その乗り合いタクシー1回の運行がチケット1枚で無料になるというようなことでございます。

また、通常のタクシーにつきましては、実際のメーターに応じた料金から、 そのチケットを渡した枚数の分だけが金額が減ると。

それから、社会福祉協議会の福祉有償運送、利用の主な方は砂川市立病院 に通われている方が多いということでございますけれども、通常のタクシー の半額、片道たしか2,000円だったと記憶しておりますけれども、そこ からこのチケットを利用した枚数分だけ金額が減るということでございま す

以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。 折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

ただいま、タクシー料金と利用助成事業についてのご説明をいただきました。私は、この事業が今までやってきている事業の補完的に行うということに意義があると考えております。一般タクシーにも使え、乗り合いタクシーにも使える。福祉有償運送サービスにも使えるようにした。

それから、町外に行くときにも使えるし、300円のチケット20枚、それを一遍に使ってもいいし、自由に使えるというところで、選択肢が広がったと思っております。お一人が助成していただける金額は300円掛ける20枚ですから6,000円分なのですけれども、その6,000円分の権利を積極的に満額使おうとされる、そういうふうに利用しやすいのではないかと、画期的なことではないかと歓迎するものです。このチケットがあることで、もしかしたら乗り合いタクシーを利用してみようというふうに思う方がふえるといいなというふうに考えます。高齢者だけではなく高齢者を抱える今度ご家族の問題もありまして、高齢者を抱えるご家族は、送り迎えの負担が大きいのですね。

ですから、このタクシーチケットの説明をきっとされると思うのですけれども、この家族の方にも周知というのが重要ではないかと思います。この事業も、また今までと同じように経過とか効果とかを検証しながら、今後この助成の増額、6,000円ではなく、もっとたくさんの金額を助成していただくようになるといいなというふうに望んでおります。

今後のことについて何かお考えがあるか、周知の方法ですね。家族にも周

知したらいいのではないかという考えあるのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

〇議 長

河本課長。

〇総務課長 (河本浩昭君)

今おっしゃった部分も含めて検討していきたいと思います。

内容につきましては、広報あるいは全戸回覧で町民の皆様には周知します し、防災無線等でも周知をしたいと思っております。

以上です。

〇議 長

次に、2件目の農家の生産意欲向上の町独自の緊急支援策での再質問ありますか。

折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

種子助成についてということなのですけれども、本町の取り組みはというところでお聞きをしたところでありますが、今後実施に向けて支援内容を決定していきたいというような考えであるというご答弁でございました。助成規模など具体的な内容については今後ということですが、ピンネ農協との協議が進んでいる段階なのか、また近隣市町村との動向など調べていらっしゃる。何かわかる範囲でよろしいのですが、実施に向けて取り組んでいるところで今ここでお話できることがあれば、この点についてお聞きをしたいと思います。

米価の下落というものは、農家の収入をどれだけ下げたか。今回のその影響が町税、それから健康保険税、全部減少してくるわけでありまして、ひいては購買意欲も減り、町の経済の低迷につながるということを危惧するものであります。生産者の生産意欲向上のためには、町は当座の直接的な緊急支援策、それと長期的展望からの支援策、この両方が必要になると私は考えています。

今後の農家経営を安定させるために、もちろん農家1人1人が努力をするということは必要不可欠な問題でありますが、町も皆さんを支えますよという姿勢を示すことが農家の背中を押すことになるのではないかと考えますので、もし対策を今協議している最中だということであれば、農家の相談を受け付ける窓口のようなものがあってもいいのではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議 長

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

種子の購入代金への支援ということで、仮にと言いますか、以前、靜川議員だったと思いますけれども、そういう話をされて、そのときは私も答えとしてはJAピンネ、さらには、そこに加入している新十津川町と浦臼町とい

うようなことがありましたので、3者が同時に同じ支援をしていくようなことが一番いいなというお答えをしたつもりではおりました。

ただ、緊急的なもの、それから他町村、それからJAの考え等もありますので、それとは別に浦臼町がやっていくと、そういう方向でおります。

ただ、具体的に金額というのは、まだ今検討中でありますけれども、なるべく農家の方への支援を緊急対策として考えているところであります。

相談窓口というのは、よくちょっと私も理解がわからないのですけれども、 どういったものを想定しているのかはちょっとわかりませんけれども、役場 の職員、担当課も含めて、いろいろな相談は来られてしかるべきかなという ふうには思っております。

以上でございます。

〇議 長

再々質問ありますか。 折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

町独自の緊急支援策を考えているということで、私も大変うれしく聞いて おりました。

相談窓口については、窓口という正式なものをつくれということではなかったのですけれども、資金助成について、資金創設については考えておりませんというお答え。

それから、具体的な振興作物が決まっていないということもあるよという お答えでしたので、振興作物をまず決めるということが必要なのかなという ふうに考えております。

それから、農家の方が今、何に困っているのかを聞くというようなことで相談窓口をつくってはというイメージなのですね。具体的に、どういうことに困っているのか。支援策を考えているのであれば、では困っていることに対して、ここまではできるよとか、そういう農家の人の意見を聞きながら対策を考えることができるのかなと思ったので、そういうイメージで私は相談窓口というのを考えておりました。

それから、振興作物についてでありますが、一時期、ハウス助成というのをミニトマトについて何年間かやってくださっていたのですけれども、ある情報によりますと、市場の方はまだミニトマトをキャロルセブン、キャロルスターというのを今やっておりますけれども、まだあってもいいと、たくさんあってもいいというような情報を得ております。もしかしたらまだ、このミニトマトを振興作物にするという手もあるのかなというところもありますので、町としてもいろいろな情報を入れながら、町として何を振興作物と決めていくのかということは、具体的に決めていっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

〇議 長

加賀谷課長。

〇産業建設課長 (加賀谷隆彦君)

折坂議員のご質問にお答えいたします。

今の振興作物の案件でございますけれども、振興作物について現在、重点 作物という形で実施しているものといたしましてミニトマト、あとはブロッ コリー、スイートコーンと、この3種類が本町での重点作物として実施して いるところでございます。

また、そういう過去に確かにハウス助成とか、そういう助成方法も実施いたしましたので、今後、相談窓口というよりも先ほど町長から申し上げましたけれども、農業関係につきましては町の農政課、農政係のほうにご相談に来ていただくか、あとはJAピンネ組合さんでございましたら、組合の中の関係機関とご相談をしていただいて、よりよい方法をとっていただきたいなというふうに思ってございます。

以上です。

〇議 長

続いて、3件目の町の特産品のブランド化にということでの再質問ありますか。

折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

町長の答弁の中で、特別栽培農産物の生産やイエスクリーンなどへの自主的な取り組み、大いに歓迎するというご答弁をいただきました。町も農業者の自主的な取り組みに対する支援を検討していくよという、うれしいお答えをいただきました。これは今後、何かやっていこうと、そういう希望を持ってやっていこうという農家の背中を後押しするものではないかと、大変うれしく思うものであります。

また、農林水産省は2025年度のカロリーベースの食糧自給率の目標、これを50%から45%に修正をしました。目標を高く掲げることは大事と思いますが、自給率を支える米の需要が減少していく状況が、とめることができないのかなという感じがします。

私は、これからは食に関しても二極化が進むのではないかと考えています。 消費者は、量は少なくとも質とか安全性を求めるか、とにかく安価なものを 求めるか、この二極化が進むのではないかというふうに考えています。

ですから、一つの方法、戦略として定めれば、本山町のように特別栽培米という高付加価値をつけたものが、地域の活性化に寄与した結果を生んだと言えるのではないかと思っています。日本でも本州以南は亜熱帯気候に近づいているような地球の温暖化でありますから、北海道が食味のよい米をつくれるところとアピールできるのではないかと思っております。

だから、主食用のお米に付加価値をつけること、これは意義があることだし、販売も視野に入れた戦略もありだというふうに考えています。北海道米の評価は、年々上がっているのではないでしょうか。

クリーン農業の推進については、ピンネ農協もやっております。私が質問

した北竜町の例や広域農協の例も挙げたのですけれども、北竜町は浦臼町と同じ人口規模であります。こういう小さい町でもやれるのだと。

それから、農協が合併したことでやれないということはない。広域でもちゃんとやれるのだというところをわかっていただきたく、実例を出したつもりであります。

温湯消毒機をグループや個人で購入しているところもありますので、温湯消毒機というのは、今のところ種子消毒の際の農薬の成分、これを大きく減らせるということで、減農薬には欠かせないものなのです。町が方向性を決めていただければ、新規にそのような取り組みを始めるグループや個人に、購入の助成もできるのではないかと考えておりますので、検討をいただけないかという質問です。

この温湯消毒機につきましては、もっと新しい技術が今出てきているそうで、JA全農がインコテック社が開発したというサーモシードという方法が新しい技術があると聞いております。高温加湿空気による種子消毒の技術を導入したそうで、実用化の動きもあるということです。今後、温湯消毒機に変わることになるのかなという、そういう期待もあるところです。

あとは販売に関してなのですけれども、私は道の駅を農家が販売の場として活用することを強く望むものでありまして、そこには例えば、市場の流通には乗らないようなもの、そういうのは安価で販売することもできますし、反対に町がブランド化した農産物、それには品質を保証するシールを張れば、高値で売ることもこれまた一つの方法だと思っています。道の駅を活性化の起爆剤としようとするならば、戦略として農産物の販売にも町はかかわっていくべきだと、私は思います。

私がこの考えに至ったのは、町政懇談会の中の質問に、ふるさと納税にお 米が人気なようですけれども、実際中身見てみますと、それをやっている事 業者はJAです。それを否定するものではないのですけれども、そこには浦 臼町の名前も出てきませんし、それで浦臼町の農家が直接潤うということに もなっていない。

そういうことから、町民の皆さんから、そこを改善して、農家の皆さんが 潤う方策ができないのかという質問があったものですから、その答弁に町長 は、品質とかそういうものが安定したものであれば、それは考えられるよと いう答弁をされたことがきっかけで、それならば、町でそういうブランド化 した米を浦臼町の自信を持って出せる米だと、浦臼町の米だというふうにし ていただいて、ふるさと納税にも使えるのではないかなという考えから、こ ういう質問を考えた次第であります。いかがでしょうか。

〇議 長

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

質問が長くて、最初のほうをちょっと忘れてしまったのですけれども、最 後のほうから行きたいと思いますけれども、ふるさと納税、非常に好評をい ただきました。

そして、けさもちょっと担当と調べるようにしたのですけれども、現状まで 1, 250 万円ぐらいピンネ農協へお願いをして、ピンネさんに入ったお金が 1, 250 万円ぐらい。 20 トンぐらいお米を寄附された方の方へ送っております。

そして、今も浦臼町の米ということでピンネさんには頼んでいますので、 浦臼町のお米が行っているということは事実であります。

そして今回、昨年のふるさと納税の大きく伸びたことに対して、お米を入れる袋に臼子ねえさんをちょっと入れてくれという話をしたら、農協さんもすぐやっていただきまして、もう既に、そういうパッケージというか、お米を入れる袋もちゃんと印刷をして協力をしていただいておりますので、徐々にでありますけれども、そういうことで、うちの町のものが全国の方にPRされるのではないかなというふうに思っております。

それから、最初のいろいろな付加価値をつけるとか、ブランド化というのは当然の話でありまして、昨年の米価下落もそうですけれども、同じものでつくっていると、どうしてもその部分が弱いということであります。町がかかわらないということではありませんけれども、やはり農家それから農協さんあたりが中心になりながら、何かを検討していく。その中に当然町も入っていくことはやぶさかでは全然ありませんので、そういった形が望ましいのかなというふうに思います。

以上です。

○議 長

温湯消毒についての質問がありましたけれども、助成ということだと思いますけれども。

上嶋主幹。

〇産業建設課主幹(上嶋俊文君)

温湯消毒についてでございます。

基本的にイエスクリーン、最低限イエスクリーンとかには、温湯消毒というのは必須ということで、特別栽培米とか特別栽培農産物になりますと、少し基準が上がる部分もありまして、最低限のイエスクリーンの取り組みには温湯消毒が大変有効であり、不可欠ではないかと考えておりますので、実際内容は別にして、そういう自主的な農業者の取り組みが定まってくれば、町も何をすべきかという部分も当然見えてくると思いますので、まずはそちらの方の組織づくりとかも含めて、町も農協も含めてかかわるなり、積極的に対応していきたいなと思っております。

〇議 長

再々質問ありますか。

折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

農家自身も自分たちの所得を上げるために、いろいろな形で、例えばそう

いうイエスクリーンなどの自主的な取り組みができる、そういうグループをつくるということに努力をしていきたいと思っております。

それに対して町が支援をしてくれるのではないかというお話も私は皆さん にしていけるかなというところで、大変うれしい答弁をいただけたと思って おります。

あと、ふるさと納税の記念品についてもブランド化ということを視野に入れながら取り組んでいらっしゃるということをお聞きして、また今後の課題ですけれども、それが直接、浦臼町の農家の皆さんの所得が上がることにつながればなというふうに、長期的な町の支援ということで期待をするところというところでございます。

あと、販売というところで、町もかかわれないかというところで、道の駅 に関して、ここで私、町長とお話をしたいと思っております。

予算審査委員会で私は町長に道の駅を 5 億円をかけて再開発をする意義というのもお聞きしたところでございますが、農業の振興のために必要な事業であるというふうにおっしゃってくださいました。この事業が起爆剤になればいいというふうにおっしゃってくださいました。私は、それが大変うれしかったです。地域の活性化のためだよと、額面どおりのお答えが返ってくるものと思っていたので、農業振興について一番におっしゃってくださったことが、私はうれしかったです。私も町長の考えに賛同する者の 1 人であります。

斉藤町長は、岸町長がためておいてくださった基金があります。今まで財政を圧迫していた中心蔵の借金もここで終わります。ふるさと納税もこんなに好調であります。

斉藤町長が町長に立たれたときの公約であった道の駅を建てかえるのは、 今しかないと思われたと思います。農業の収入が落ち込んでいる今だからこ そ、農家がチャレンジする場所を与えるためにやっているのだと、そういう 意気込みだと私は解釈をいたしました。私もそう思います。一刻の猶予もな いくらいだと思います。町長が静から動へとかじを切るのだとおっしゃった、 その町長の勇気に私はエールを送りたいと思います。

私たち農家は、国の政策に翻弄されてきました。農地の集約だ、規模拡大だと言われ、国の言うとおりにやってきたのです。その結果、今どうなったか。国の補助金は減らされ、米価は下落。大規模農家ほど収入の落ち込みは大きいのです。みんなが苦しんでおります。これからどうやって経営を立て直していこうかと模索している段階であります。

私は農家が生き残るためには、生産者と消費者が結びつくこと、これからは、これが重要なことだと思います。

道の駅つるぬまは国道275沿いで、札幌から最初の道の駅です。工夫次第で、たくさんのお客さんを呼べる要素が、たくさんあると思います。交流人口をふやすことで付随する経済効果、浦臼町の知名度を上げることで、たくさんの物流も生まれると思います。農業体験もやろうではありませんか。

浦臼町の自然の美しさ、人とのふれあいに感激して移住したいと思う人も出てくるかもしれません。町長の考えは、決して間違ってはいません。私はぜひこれを実現してほしいと願っているし、私だけではないのです。そう願っている人は、たくさんおります。

特に女性のパワーはすごいです。私が知っているお母さんたちは、みな前向きで明るく、地に足をつけて頑張っています。道の駅が新しくなったら乾燥野菜を売ろう、漬け物はどうかしら、そういう考えを持っている人たちがいることを、どうか忘れないでください。

今、新年度予算の審議中であります。町長におかれましては、どうか最後 まであきらめずに信念を貫いていただきたいと思います。

写真愛好会の方もいらっしゃいます。道の駅が新しくなれば、写真を展示して皆さんに見てもらいたいと期待しておられます。貸しホールとして他団体に貸せば、それも収入になると提案されておりました。

道の駅に関することでは、予算委員会で否決されたことで町長が受けたダメージは相当なものであろうと拝察します。察するに余りあります。

しかし、今後のためにも町長には最後まで信念を貫いていただかなければならない。なぜか。それは最前線でこの事業を実施のために奔走してきた職員たちのためでもありますし、皆さんの今後のためでもある。町長を信じて応援してくれた町民の皆さんのためでもあります。

それから、もしこの後、この本会議でもし否決されるという事態になったとしても、その責めは町長だけにあるのではなく、二元代表制である議会もまた責任を負わなければならないと思っております。ここに来るまでの協議が不充分だったことを私たちも深く反省しなければならないし、賛成派であれ、反対派であれ、未決の責任の重さを十分感じています。

最後に、町長に今後についての意気込みをお聞かせ願いたいと思います。

〇議 長

今の質問は、ブランド化ということでの質問だと思いますけれども、販売 ということで質問されているかと思うのですけれども、町長。

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

農産物の販売、やっぱりつくって、それをどう売るか、どのような値段で売るかというのが一番大事な部分だと思います。その部分の一番重要な施設としては、言われたように道の駅という思いは変わりませんので、これからもそこの思いは持って進めていきたいなと、そんなふうに思っています。

以上でございます。

〇議 長

ここで、暫時休憩といたします。

会議の再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時10分

〇議 長

全員そろっておりますので、予定時刻前でありますけれども、会議を再開 といたします。

発言順位4番、中川清美議員。

中川議員。

○1番(中川清美君)

第1回定例会におきまして、議長の許可をいただきまして、私の方から町長の方に2点質問させていただきますが、まず、浦臼町におきましては、ことしの冬は近年まれに見る暖冬少雪の年となりまして、非常に過ごしやすい冬となりましたが、いかんせん自然相手の職業であります農業者にしてみると、この暖冬少雪という気候が昨年の米の被害もあり、またこの気象がどのような結果となるのか、心配されながらの営農の開始となってきているところでもありまして、昨年は米の品質は青死米の大量発生のほか、卸業者において在庫のだぶつき、また消費者の米離れに拍車をかけまして、米価も1俵当たり60キロ9,000円の仮渡しとなりまして、農家経済において未曾有の結果となった年でありました。何とかして、ことしの作と価格に期待を寄せるところであります。

その中において、対策といたしまして、国においては安倍政権のもと20 14年の補正予算が成立しまして、円安や物価高で地方経済まで、いまだ効 果が見られない状況に対しまして、地域住民生活緊急支援交付金の景気対策 として、プレミアム商品券を発行することとなりました。

これに対しまして、第1回の定例会において私より質問としまして、プレミアム商品券でありますが、今回の発行は国からの発行でありまして、プレミアム分は町独自の助成となっております。

従来の龍馬券は町の発行でありまして、商工会が主体となって大変苦労されながら実施されていました。

現在の実情といたしまして町内において、生鮮品を扱う店はAコープのみとなりまして、以前までは商工振興策ということでありまして、Aコープでの利用はできないことでありました。

この現状を踏まえまして、今回はAコープでの利用に向けて拡大できない か検討を願いたいと思います。

また、2点目でありますが、今回ピンネ農協において中期経営計画が策定されておりまして、その中において老朽化建設の取り扱いが明記されております。そこには浦臼支所はもとより、Aコープの取り扱いも含まれております。

私は以前、農協常勤役員とも幾度も話をしてきた経過がございまして、その中においては、Aコープについては今後において、コンビニ化も検討しているということでありました。町としても当初、道の駅構想においてコンビ

ニ誘致を計画していたわけなのですが、なかなかコンビニの会社の方から、いい話がいただけず断念するということとなりまして、その後、町有地を利用してコンビニの誘致を考えているということで新聞にも載っておりましたが、なかなかこの問題に対しては、実現が難しいのではないかなというふうに私は思っているところであります。

ここに来てJAと町の思惑が一致しておりまして、正式な場をもって浦臼町の今後の町のあり方について、ぜひ両者協議を持つべき最良のタイミングと思いますが、町としての考えを聞かせていただきたいと思います。

以上です。

〇議 長

町長、答弁願います。

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

中川議員のご質問にお答えをいたします。

1点目でありますけれども、プレミアム付き商品券発行事業につきましては、平成27年度は国の補正予算を活用して実施することは議員のご指摘のとおりであり、本議会補正予算として計上しているところであります。

本町ではこれまで商工会事業での取り組みとして実施していることから、 今回も商工会会員商店のみの利用となっております。

ただし、議員ご指摘のAコープでの利用を望む町民の声もあることから、 現在、商工会では利用に向け、JAピンネと協議をすることの報告をもらっ ているところであります。

町としても町民がより多くの商店で利用できることが最善と考えておりますので、よい協議結果となるよう期待をしているところであります。

次に、2点目のご質問でございます。

町としても町内唯一、生鮮食品を扱っている同店舗の住民生活への重要性、 必要性は非常に高いと認識しております。今後、正式な話がありましたら、 町としても積極的に協議には参加してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇議 長

中川議員、1件目のプレミアム商品券での再質問ありますか。 中川議員。

○1番(中川清美君)

今の答弁いただいたわけなのですが、ちょっと町としても勘違いしているのかなというところも指摘させていただきたいというふうに思っておりますが、以前の龍馬券、商品券なのですが、それは商工振興策として町で出した商品券なのですよね。

今回の商品券は、地方創生における安倍政権のもとの国の補正予算で出た 商品券なのです。お金の出所は国なのですよね。プレミアム分は町で出しま すよということなのですが、そこで考えてもらいたいのは、町の企画の商品 券ではないのですよ。国の予算の中の商品券です。

その中で利用の店を決めることなのですが、国の方の指針としては、各市町村が全体の発行額、助成率、対象商品や取扱店など、ルールを決めると。これは市町村が決めると新聞報道であるわけなのですが、今回の内容については、商工会に利用は丸投げですよ、これね。商工会で決めてくださいというふうになっているのです、町が。それはちょっと違うと思うのですね。これはしっかりと町が責任を持って、取り扱いはどことするのか、そこはしっかり考えるべきではないかなというふうに私は思うのですが、その点、しっかりと私は町の方で考えていくべきだと思いますが、町の考えをお聞きしたいと思います。

〇議 長

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

これまでも5年、6年もプレミアム付き商品券事業は、うちの町でもやってきております。それをすべて商工会の金券の上にプレミア分をつけるという形でやってきておりますので、今回の国の補正の部分は、プレミアの部分だけであります。600万円と道からの150万円合わせて750万円をプレミア部分として国の予算をつける、道の予算をつけるということでありますので、基本的には今までと同じ形でいいのだろうなという思いで、このような形をしております。

ただ、議員の言われている思いもいろいろな町民から、Aコープで使いたいのだというような声も聞くのも事実でありますので、そこを酌みしていただいて今、商工会は農協さんとお話をされているのだというふうに思いますので、その結果を待っているところであります。

以上でございます。

〇議 長

再々質問ありますか。

中川議員。

○1番(中川清美君)

町長の今の答弁の中で、非常にあいまいな言葉遣いが一つあったのですけれども、いいだろうなと。非常にそこは違います。ここはこの商品券の性格、本質をしっかりと考えてやっていただきたいなというふうに考え直して、姿勢を見せていただきたいなというふうに思います。

また、今回この商品券なのですが、利用先ということでもあるのですが、 よその町でありましたら、生鮮食料品とか買うところもいっぱいあるわけな のですよね。その中において、浦臼町でいけばAコープしか、もう残念なが らなくなってしまったのですね。

そこで、しっかりと買い物ができるか、できないかということは非常に大きな問題があると思うのです。買い物する側にしてもね。

そして、また浦臼町でも1店舗しかないところでの利用制限をつけるとい

うことは、ちょっとこれも幅広く考えたらですけれども、独占禁止法に若干ながらでも抵触する可能性も含まれるのではないかなというような気もしますが、これは本当に法的なことで、なかなかいろいろな面があり難しいところもありますが、ぜひそういうような観点から、しっかりと考えを持っていただきたいなというふうに思いますが、今後において商工会と町としっかりとした、また話し合いの場を持ってやっていただけるのか、再度お聞きしたいと思います。

○議 長

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

いろいろな場合に町民が一番混乱をする。今回はAコープが使える。

でも、やはり今までのやつでやると、そこが使えないというような、そういう混乱だけは避けたいという思いがあります。

議員のおっしゃることも重々わかりますので、今、商工会の方で、かなりいい形では答えが出るのではないかというふうな思いがありますので、必要であれば、また商工会の方にもそういった形で使えるような方向で、農協さんが商工会に入ってくれるのが一番いいという思いはありますけれども、そんなことは話をしていきたいと思います。

以上です。

○議 長

2件目のAコープ改築に向けての再質問ありますか。 中川議員。

○1番(中川清美君)

2点目の質問ですけれども、本当に1点目とほとんど内容も意味合い的に は似たようなことになろうかと思います。

今回、農協の中期経営計画において、老朽化の建物の改修という位置づけが、この中期計画3年間の中でうたわれているところでありまして、Aコープにおいては、非常に私も10年以上前に農協の役員もやらせていただいて、その中においてAコープの中身というものも非常に熟知しているものであります。

その中に、常にやはりAコープは赤字だったのですね。なかなか頑張っても利益が出てこないというのが状況でありまして、その中でしっかりとAコープを立ち直していかなければならないという思いが非常に強く感じて、私も当時を頑張ってきた1人でもありました。

今回、中期計画に、農協の計画の中に改築が考えられているということなのですが、町としては、お年寄りが杖ついて、また荷車を押しながら買いに来るわけですよね。私も見ていますけれども、本当に信号を渡って買って帰るというところなのですが、今回この改築に合わせて町とぜひともタイアップをしていただきたい。

何をタイアップするかというと、そこに買い物に来ていただいたら、ぜひ

ともそこにコミュニティーの場を町としても考えて併設できないかと。そこで買い物に来た人同士がお茶を飲みながら、またいろいろ世間話、またいろいろな話をしながら帰って行くと、そういう和みの場があってもいいのではないかなと、私は常にそう思います。それをすることによって、Aコープ側もしっかりとそこで対応もしていける。365日、店があいているときに、そういうことも可能かなと。

また、その中に今回、町の方においては地域おこし協力隊員も募集もするということでもあります。道北の方も下川町においては、そういうところに地域おこし協力隊員を配置して、いろいろなサポート等もしてやっているのが現状なのですね。

そういうことを、コミュニティーの場も併設するということによって、唯一浦臼町に残される生鮮食料品の存続、またJAとの協力体制によるそういう意味合いから、今回の地方創生の創生資金として国の方にコンビニ化について予算申請、合わせて町としても協力体制をとって、そういう予算を申請することによって、お互いに町とJAが手を取り合って、この浦臼町の買い物難民防止に歯どめがきくし、そういう効果も絶対これは必要でないかなというふうに思っているところであります。

そういう27年度の策定する総合戦略に、ぜひとも町の方で農協と話を進めて実現できないか、考えを聞かせていただきたいと思います。

○議 長

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

今月初めに組合長さんと鎌田専務が私のところに来まして、中心蔵の火事の大体の今の状況を報告に来られました。

そして、全体のその話が終わった後に、本当に非公式といいますか、私の 方から今回のプレミアム商品券における、なぜ商工会に入ってくれないのだ というようなお話と、今、議員言われましたAコープの解体、改善、改良、 そういったこともお話を私の方からいたしました。

組合長とその場はそれなりのお話でありましたけれども、頭出しはしておりますので、そういうことでの会議を持つ機会は出てくるというふうに思っております。

以上でございます。

〇議 長

再々質問ありますか。

○1番(中川清美君)

総合戦略の中で、考えはあるのか、ないのか、その点。

〇町長(斉藤純雄君)

5 カ年の総合戦略の中にというお話でありますけれども、それらについて もまだまだいろいろな皆さんのアイデア、意見聞く機会があると思います。 今ここで私がそれを入れる、入れないということには、ちょっとならないと は思いますけれども、有効な一つの議題、話題ではあるというふうには思っております。

以上でございます。

〇議 長

再々質問ありますか。

中川議員。

○1番(中川清美君)

非常に5年という計画の中で、なかなかという答弁ではありましたが、私の方からすると5年は非常に緩い考えだなと。もうこれは1年、1年もう刻々と迫っている非常に大変な問題であるというふうに、私は非常に重く認識しているところであります。

Aコープ、本当に経営は厳しい中、非常に努力してやっています。さすが経済団体の事業所だなというふうに私は感じておりまして、その中で全国監査機構というのがありまして、そこでJAピンネも監査が入っているわけなのですが、そこでしっかりと指摘されるのがやはりAコープの部門の赤字なのですよね。

今現在そのAコープの赤字をどこで補てんしているかというと、JAは金融共済の出た利益を、それで埋め合わせをして、Aコープの赤字でも地域のためのAコープだということで、しっかりとそこは経営を続けていると。本当に大変苦労のしている中での経営状態が続いている。これは経済団体としては、しっかりとして当然やるべきことだろうと、私はそう思っております。

また、その中で、今まで町の状況をかんがみますと、以前ゆうあいの郷の 今の増床部分ありますよね。その部分には町として5,000万円の補助を 出しているのです。

また、そのほかにもその以前には、私は議員になる前でしたが、運営助成として金額は恐らく1億円以上あったと思うのですが、出されてきているところであります。

また今回、昨年、晩生内のワークセンターの豊寿会においても晩生内の校舎の無償譲渡、また建てかえのところの解体とか、いろいろそういう業者には町としてもやっぱり必要であるという観点から、応援されてきているのです。

ここで比べるということではありませんが、町内唯一の生鮮食料品店の存続にかかわる問題なのです。私も農協の常勤役員といろいろ話をしてきましたが、しっかりとした方向性が見えなければ、撤退はもうあり得るというふうに考えています。これはやはり、これ以上の赤字経営の存続が続けば、最終的にはそう考えるものが経済かなというふうに思っております。しっかりとそこで町として、浦臼町における企業の応援について、しっかりと軸足をとらえてすることによって、この浦臼町の買い物難民防止に、これは一番即効性のある策だと私は考えるところであります。

私も今回、議員4年目ということで、次この場で訴えることができるかど

うかはまだ確約はありません。その中において私の最後の締めとして、これだけはぜひとも言っておいて、町としてしっかりと前向きな姿勢をとっていただきたいと。今回の答弁ありましたが、今後正式な話がありましたら、町として積極的に協議には参加してもらいたいと考えているのですけれども、町長これは逆ですよ。話があったらではないのです。これは町側がボールを投げなければいけないですよ。ぜひとも存続してやってくれと。そのために町としては、これだけの応援もしますよと。ここが大事なのです。いすに座っていて来てください。そうしたら町の町の店のあり方、活性化は考えますよ。こうではないのです。やはり町が責任持って、この町のこれからの活性化、またはしっかりとした買い物ができる状況をつくるには町側がJAに出向いて、それもやっぱりしっかりとした内容を持っていかなければならないことなのです。私はそう強く重く思っている1人であります。そこら辺しっかりと町として、町みずからが先に出向くという考えがあるのかどうか聞いて、最後の質問とさせていただきます。

〇議 長

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

議員と同じ考えで、やはり買い物をするところがなくなるというのは、町がなくなるということに直結します。

ただ、社会福祉事業団への補助金と民間の経済団体というか企業へのお金の入れるというのは、また意味合いが若干違うだろうなという思いもありますので、そこは慎重にしながら、ただ時間的な余裕もないというも重々認識はしておりますので、何らかの形はとっていきたいと思います。

以上でございます。

〇議 長

12時も近くなっておりますので、ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

会議の再開は、午後1時半からといたします。

休憩 午前11時44分 再開 午後 1時30分

〇議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、発言順位5番、牧島良和議員。

牧島議員。

○7番(牧島良和君)

平成27年度第1回定例会にあたり、町長に大きく2点質問をするものであります。

先日、議員懇談会の席上、大きな問題で2点提案といいますか、町の考え

方も含めて、現況の報告があったところであります。

1点目は、浦臼町歯科診療所の存続についてであります。

内容については今、<u>与え</u>をしながら考え方を述べたいというふうに思うわけですが、実質経営が東日本医療大学とのかかわりで、実質的には経営が赤字という中の報告でありました。

私は町内の皆さん方から若干の意見をお聞きする中で、交通の便を抱えている方。自分で車で行かれる方は、それように町外にも出向かれているというのが実際であります。

しかし、歯の治療というのは年を重ねるごと、利用も含めて多いのかなというふうに思いますし、私自身もここ診療所に通いながら、メンテナンスを受けているところです。先日も3回ほど通いまして、メンテを受けてきたところであります。

今後においてでも報告にあるように、今の委託契約をして28年3月まで行くわけですれども、こういう中で言われる赤字が見込まれているということでありますので、私はこれから新しいお医者さんを求めるというのは、なかなか大変なことではないのかなと。かつて診療所の問題もいろいろありましたけれども、考えてみるところ、これからの過疎を迎えていく、あるいは人口減が予想される中で、地元での歯医者さんというのは大きな働きをするものだというふうに思っております。

したがいまして、考え方として現状の精査・検討を重ねて、28年度以降 の町での補てんをしながら契約を更新され営業を続けていただくと、その方 向がよいのではないかなという考えで今おります。

このことについてもまさに町民議論としながら町理事者、担当の皆さん方が積極的に議論を重ねながら、また組み立てていくということが大事かというふうに思いますけれども、私の現状の意見を述べておきたいというふうに思います。いかがお考えでしょうか。

二つ目には、認定こども園の早期実現を求めるということで起こしております。

先般、本町における子ども・子育て支援計画がつくられ、報告がなされて おります。町民に対しては、まだ事細かなところでは、これからのことだと いうふうに思います。

とりわけ本町では保育所がなく、また幼稚園整備がおくれている現状にあります。くらし応援課から議員懇談会の席での認定こども園の今後の進め方ということでの説明を受けたところであります。選択のあれこれは四つほどに分けられながらおりますけれども、どこをどういう形で選ぶのか。午前中の審議もありましたけれども、これからだということでもありました。

みどり幼稚園は昭和41年の建物については建設であります。平成3年に 増改築を進めて、既に39年の時間が経過をしております。

また、25年度での事務報告書にあります耐力度調査というのをやって進めているわけですけれども、ここでは点数として4,615点とありますけ

れども、この意味は、数値はどういうような状態を意味するのか、改めてお 伺いをするものであります。

そこで、どういう形にするかという議論と合わせて時間的な組み立てから 言いますと、場所の問題も当然議論になっていくわけであります。今後の施 設の建て方の進め方といいますか、形からして、以前からもとの営林署用地 がありますけれども、ここは小学校のグラウンドにも近く、また史料館も近 場にあり、公共的広場が確保されております。多少建てかえによる時間的移 行がスムーズになるのではないかなと、私は考えているところであります。 この点について、町長いかがお考えでしょうか。ご答弁をお願いをいたしま す。

○議 長

斉藤町長、答弁願います。 斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

牧島議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の浦臼町歯科診療所の存続についてでございますが、平成18年度 から指定管理を医療大学に行っていただいて以来、ずっと経営難であったこ とは、1月の議員懇談会に申し上げたとおりであります。患者数も年々減少 し、平成25年度では500万円近い赤字経営となっております。

大学側からは、契約更新には全額補てんが条件であるという申し入れがあり検討中でございますが、町としては、現在の独立採算制方式による指定管理を行っていただくことが最良と考え、まず、医師向けの各冊子に公募の掲載をしたいと考えております。

応募期間は10月ごろと考えていますが、その前に各方面に医師を募集していることについて周知し、何とか平成28年4月からも引き続き歯科診療所が開設できるように努力してまいります。

2点目の認定こども園の早期実現についてでございますが、靜川議員のご 質問にもお答えをしたとおり、現在協議を進めている段階でございます。

また、建設地について議員の指摘の元営林署跡地、これらの案につきましてもすべてのケースを想定して検討してまいりたいと考えております。

開設時期、スケジュールですけれども、一般的には基本設計・実施設計、 そして建設と進んでいくような形になるかと思います。できるだけ早く開設 できるようにしたいと思っております。

幼稚園の耐力度についてのご質問ですけれども、耐力度調査とは、建物の 老朽状況を評価するものでございます。調査の結果、所要の耐力度に達しな いものについては、危険建物として改築事業の補助対象となります。

みどり幼稚園の耐力度調査の結果、全面改築または危険改築事業の補助要件として対象とされたものであります。 5,000点以下を危険点数とするという文部科学省の数値が出ております。

以上でございます。

〇議 長

牧島議員、1件目の歯科診療所についての再質問ありますか。 牧島議員。

○7番(牧島良和君)

本日は多くの傍聴者の皆さん方がお越しいただいていることもあわせて庁舎内の皆さんにお伝えするとともに、私ども議会活動をしながら、リゾート問題で一時、平成二、三年の時間に匹敵するほどの関心の中での本定例会かなというふうに思っております。せっかくお越しをいただいて、午前中の会議は終わっているわけですけども、私も予想だにしない皆さん方ではありますけれども、大変うれしく思うところであります。

歯科診療所の問題については、それではどういうことが報告されていたのだろうかと、若干理事者側からのお話を伺った部分で今、発言をしながら再度求めることといたしますけれども、平成21年度にあっては450万円、22年度では380万円、23年度では710万円、24年度では420万円、25年度で460万円、これが医療大学から報告がなされている運営状況の差し引き収入支出のマイナス勘定であります。それぐらいに経営というのは、赤字が募っているところだと。

町長が今言われたように、18年度から10年間の指定管理という業務の中で、契約の中で医療大学側は地域へ、浦臼町へ歯科診療としての機能を有する技術者、お医者さんを派遣してきているわけであります。

ちなみに1日当たり15人から20人というふうに報告をされています。 私、ここのところをどんなふうに理解してもらうのかという点で、私自身 も納得する意味で計算をしてみました。1人お越しいただく人数と、それか ら年間の二百四、50日、40日ぐらいの営業日数を掛けて、そして1年間 の400万円、500万円という数字は、お一人がお医者さんに行くときに、 歯科診療所へ行くときに医療行為として、もろもろ収入があるわけですけれ ども、医療大学側が1人お客さんお越しになれば1,500円、医療大学側 がマイナスを乗せているというような勘定になるのですね。

それで、年間町が施設を維持するために指定管理をしていく中で、医療大学側は、この赤字を何とか埋めてもらわなければ継続は無理ですよという、そういうお話だということでありますから、うちの町が年間400万円からのお金をそこに投資できるだろうか、どうだろうということではないかというふうに思うのです。

私が一番初めに言ったのは、そこのところを、町は手当てをして今の契約関係を、指定管理制度を継続していくほうが、いわゆる今までの信頼関係の上に立って、なおかつ地域で安心して受けられるということではないかというふうに思うわけです。お客さんの中には時間がかかってという話もありますけれども、よそに行ったときに、短くて済んだのだという話もあります。私は外に行っていないからわかりませんけれども、おうちを建てると同じように土台の歯を抜いたりなんかすると、一定の安定させていく形がおさまる

までの時間というのは、どうしても必要なわけですから、そこがやっぱり安全・安心・信頼をしながら、私たちが医療行為を受けるというところで、多くの町民の皆さん方が、うちの町の医療機関を使ってもらう、歯科診療所を使ってもらう、そういうところで、またお客さんも逆にふえていくということにつなげていくための努力もまた必要ではないかなというふうに思うのですね。せっかく駅と診療所と一つな形で、当時としては本当画期的な形で、本当に皆さん方、アイデアを出されてつくった駅舎との混合施設でありますから、ぜひ、この400万円、500万円、出せるか、出せないか。ここのところを再度構築していく必要があるのではないかと。私が今ここで、こういう形で発言しますけれども、理事者からは私どもに伝えられながら、なかなか町民には伝わらないのですね。

ですから、ちょっとかみ砕いた中で、きょうはせっかくお越しいただいているわけですから、ここの部分のお話をしました。傍聴者の皆さん方も地元に帰って、町に帰って、こういう話だぞということも含めて、ディスカッションしながら道筋をさぐっていくというふうにしていただきたいと思います。ぜひそういう意味で、だめ押しになるかもしれないのですけれども、2回目これで終わります。町長いかがですか。

〇議 長

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

町内に病院なり歯科診療所があることが、やっぱり一番の住民サービスではあります。私が24年に町長になってから、毎年次の年、報告がありました。

ただ、例年400万円、500万円、600万円の赤字は出ていると。

ただ、その中では、急にうちの町から撤退をするという話はありませんでした。今回初めて500万円ぐらいの赤字の補てんをお願いできないかというお話があったものですから、議会の方にもお話をしているという状況であります。

一番心配するのは、人口が少なくなる中で、歯を治す人も総体的に減るだろう。そうすると、今の500万円が膨れる可能性もかなりあるのかなという思いはあります。

ですから、もう少しちょっと時間をかけながら、慎重にはやっていきたい。 月形町では昨年ですか、火事になりまして1件減ったのですけれども、町で何もしないのに札幌にいた方が自分のお金で歯医者を建てて、そして今営業していると、そういうケースもあります。非常に町としては恵まれたようなケースでありますけれども、何とかうちの町もいろいろな先生がいれば、うちの町に来てやってくれると、そういう方もいるのではないかという思いがありますので、いろいろな方面に公募したり周知をしていきたいと、そんな努力はしていきたいと思います。

以上でございます。

〇議 長

再々質問よろしいですか。 それでは、2件目の認定こども園について再質問。

牧島議員。

○7番(牧島良和君)

制止されるかもしれませんけれども、指定管理をしているあれこれの中で、 やっぱり専契約があるわけですから、専契約との関係は保ちながら、こうい うことも視野に入れて行いますよということもお話をしながら事の次第に当 たっていただきたいというふうに思います。

2点目。認定こども園の形づくりであります。

午前中、靜川議員からもその要旨についての意見がありました。私は今、子供たちが 0 歳から 5 歳まで、年間 1 0 名前後の出生で推移をしています。何とかここの線はトータル的な施策、町のあれこれでもって若い人たちが根づいて、そして町に戻ってきて、そして家庭を営みながら子供たちが次の浦臼町につながっていくと、そういう形を期待もしますし、現実ここ近年の中では、そうした青年がいるというのも事実です。

ですから、そういう意味では本当に働きながら、なおかつ子育てをすると。 まさに、もう感覚というか、今の位置づけ自体が変わってきているわけです よね。 0 歳から、いわゆる人として形づくっていく、はいはいから立ち歩き まで行くこと一つ一つが、幼児教育の大きな視点として議論されるぐらいに 今なってきているわけですよね。

ですから、そういう意味で、子育てを安心して、そしてしっかりとやれる、 以前は幼稚園がありながら、そこを拡大、拡大しながら今の形。そして、な おかつ保育にも含めて、0歳からの対応を考えていく。

先般報告されているように、浦臼町でも子ども・子育て支援事業計画というのがつくられて、多くのアンケートのもとで、その声が集約されているわけですよね。私自身もこれを読み解くのにまだまだ、一度説明を受けただけですから読み解くのにまだ時間がかかっているのが現実なのだけれども、ここに書かれていることからすれば、本当に今までお答えいただいたように、4年も5年も待っていられないよという話なのですよね。

それで、前岸町長もそこに手がけた時期はあったようにもお伺いをしておりますけれども、この時期に及んで今の手狭さ、つぎはぎ、そして今説明をいただいた5,000点以下という、そこに施設としての町の責任を持った機能があるのかということだというふうに思うのですね。

ですから、ぜひ早々の検討を重ねて、何よりもお父さん、お母さん方の父母の皆さん方の直接的な対話も含めて組み立てていく、構築していく、そのことが大事だろうというふうに思います。

私自身は今までの条例、条文づくりの中でも公設、公営、これが一番だと 私は思っています。今でもね。

だけれども、年間10名からの出生率で、それが機能として果たせるだろ

うか、どうだろうかという私自身の迷いもあるのも実際です。

ですから、そこはお父さん、お母さん方との意見も、それから議論も踏ま えて、4年、5年、そういう時間はないのですよというふうに改めて言いた いのですね。

ですから、全体の計画は31年前。しかし、それはトータル的な組み立て の時間ですから、早めるということの考え方で1点。

それから、駐車場も史料館として機能しています。あわせて幼稚園の事の行事があれば、いわゆる町道、それから学校の通り道ということで通学路ということもあって、車がかなりとまります。催しがあれば、おじいちゃん、おばあちゃんも含めて、それからお一人に4人か5人ぐらい出席されるぐらいに来られるわけですから、車もかなりあります。

ですから、私はあそこの場所で、いわゆる今の園舎の部分は駐車場になったとしても建てかえして継続して園の施設として機能していくということを考えれば、私はあそこが一番ベストだというふうに今考えているところなのですね。時間を早めるよということでどうですか。

それから、施設のつくりよう、それから改良としてどうですかということ を改めてお伺いいたします。

〇議 長

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

全体のスケジュールについては、基本設計・実施設計を一度にやるという 方法もとっているところもありますので、最大1年は早くなるようなところ もありますので、そこは早くしたいなという思いはあります。

それから、まだ本当に正式な相手との協議ではありませんので、まだ公設 民営ということで、民営の方が受けてくれるのかどうか、まず受けられるの かというところでありますので、その答えによって今言われたような場所、 それから施設の大きさ、機能、そういったものは順次その後に協議をしてい きたい、そんなふうに思います。

○議 長

再々質問ありますか。

○議 長

発言順位6番、柴田典男議員。 柴田議員。

○3番(柴田典男君)

第1回定例会におきまして、議長のお許しを得ましたので、町長に道の駅 再開発事業に係る予算ということで質問をさせていただきます。

道の駅再開発事業に係る予算については、議会における先日の予算審査特別委員会において多くの議論がなされ、最終的に一般会計予算については否決すべきものとして採択されました。

私は今定例会において、既に通告として一般質問における道の駅再開発に

関する質問を起こしておりますので、改めて町長に対し、その内容について 伺いたいと思います。

私は道の駅再開発に対して反対をするものではありません。

しかしながら、今回提示された膨らみ続ける建設費を含め、そのプロセスに対し、警戒心を持つものであります。

一昨年、検討委員会を立ち上げて建設に対する内容検討を始め、先進地の 視察に10回前後の話し合いを進めてきたと伺っております。当初は3億円 前後の建設費という説明から始まっており、議会に対する取り組み説明でも 同額の提示を口頭で受けました。

その後、回を重ねるごとに事業費の増額説明が繰り返されてきました。次回の全員協議会においては、平成25年度より7回の説明回数がありました。その中で初めて建設事業費が提出されたのは、昨年9月3日に3億9,995万2,000円であります。

その後、12月17日に4億5,000万円、先月2月4日の協議会において4億9,900万円、そのわずか2週間後、2月20日に5億1,200万円であります。たった半年にも満たないうちに1億1,000万円以上の増額説明を受けました。信用性は次第に失われていきました。今回の設計が予想以上に膨らんでいく過程で、内容や設計の見直しを図るべくところを、あくまで進めていくその姿勢に疑問を感じます。

本来、本定例会においては、第4次浦臼町総合振興計画及び行財政改革集中プランを示さなければならないと思います。その上で施政方針が成り立っていくものであり、道の駅再開発がどのような位置づけで予算執行されていくのか示されていくものと思います。

将来の町づくりのために、今一番大切な少子高齢化対策をはじめとして、 産業振興、福祉政策、子育て政策、インフラなどの将来に向けた具体的計画 を示し、町民が納得のいく予算書案を提示していただきたかったと思ってお ります。

なぜ単年度に集中した前年度比1.7倍の13億1,895万円に及ぶ建設事業費を計上しなければならないのか、建設事業費構成比34.8%を占める予算編成は、しっかりとした年次計画を組むことにより解消できるものと思います。町税が9.7%も落ち込む状況の中で、町債を1.3倍の7億以上に組まなければならない。繰入金に至っては前年度比2倍以上の8億2,532万円を計上しています。そのうち3億9,000万円は一般財源不足のための財調取り崩しであります。

道の駅再開発の内容については、設計の見直しをはじめとして再検討の時間が必要と考えます。健全な財政運営に努めることが、町に求められていることなのではないかと考えます。道の駅は投資事業です。民間であれば利潤を追求しなければなりません。活性化のためにと言うでしょうが、もうけのない事業は地域を元気にはしません。民間の立場に立って考えるならば利益率を考え、投資の回収期間をあらかじめ設定すると、身の丈に合った形が見

えてくるのではないでしょうか。

町長は施政方針の中でチャレンジという表現を示していますが、理事者に あっては、チャレンジであってはならないと私は考えます。企画段階におけ る職員のチャレンジは大いに必要ですし、歓迎します。

しかし、理事者にあっては培った経験と判断力により、それらの中から、 町にとって、あるいは町民にとって何が最善手であるかを判断しなければな りません。挑戦であってはいけないと思います。

これから地方創生の具体的な議論に入っていくと思いますが、職員の企画力と実践力、それを引き出す理事者の理解と信頼そして判断力、それらが総合されて5年後、10年後に後悔の残さない町としての歴史をつくっていくことが理事者の責任であり、議会の責任だと思うのであります。

そこで、質問の内容を申し上げます。

平成27年度、ほぼ地方交付税と同額の13億1,900万円に及ぶ建設 事業費の中で、5億1,200万円を占める道の駅再開発は過度な高額費用 計上と考えるが、どう考えておられるのでしょうか。

もう一つは、本年に示すべき総合振興計画及び行財政改革集中プランの提示なしに施政方針が示されましたが、将来にわたる町づくりの各政策、対策、振興策を開示し、その中で道の駅再開発の位置づけを論じるべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議 長

町長、答弁願います。

斉藤町長。

〇町長 (斉藤純雄君)

柴田議員のご質問にお答えをいたします。

平成27年度予算において建設事業費13億1,900万円と、そのうち道の駅再整備事業5億1,200万円は過度な額ではないかとのご質問ですが、ことし鶴沼公営住宅建設事業3億4,000万円、行政センター耐震改修工事2億円、小学校の大規模改修事業7,500万円、そして道の駅の再整備事業5億1,200万円となっており、大規模な事業が重なってしまい、このような大きな額になった点は、もう少し配慮が必要だったと反省をしております。

しかしながら、道の駅整備事業については、当初深川市の道の駅規模を想定、工事費も概ね3億5,000万円程度と思っておりましたが、昨今の急激な円安による資材高騰や人件費上昇など、当初想定より2割も3割も事業費がふえていったのは事実でございます。

検討委員会を立ち上げ先進地視察、さらには関係者・出店者との協議などを踏まえて進めてきており、その過程での説明の十分、不十分はあったとは思いますが、浦臼町の基幹産業である農業を中心とした将来への町づくりを考えた場合、この整備事業によって雇用の場の増加、農産物の販路拡大、さ

らには交流人口増による町の魅力情報発信拠点など、すべてが町の活性化に つながる事業として、今回提示した金額は決して過度な投資額ではないと考 えております。

また、総事業費 5 億 1 , 2 0 0 万円のうち 4 億 1 , 0 0 0 万円は、町に有利な過疎債を活用することで、後にその 7 割が国から補てんされることになり、実質約 4 0 %の自己財源で事業実施できることも含め、決して過度な予算計上とは考えておりません。

次に、総合振興計画については第4次総合振興計画策定がおくれており、 いまだに完成していない状況にあります。

平成22年度から26年度までの浦臼町づくり中期計画においては、活力ある産業をつくる項目で自立性の高い農業経営の確立による今後の方策の中で、道の駅などで直売所を整備し、農産物販売の促進を図ることが明記されておりますので、このたびの道の駅整備事業もその計画に沿ったものと認識をしております。

以上です。

○議 長

柴田議員、再質問ありますか。 柴田議員。

○3番(柴田典男君)

当初、斉藤町長は道の駅再開発にかかわる私どもの説明の最初のお話では、いわゆるトイレが汚いと。あと駐車場が狭いということで、私は道の駅にかかるのだということで、その時点で私どもも、その時点から反対したわけではありません。それで活性化に結んでいくのであれば、それはいいことだということで見守っておりました。

ただ、今回いわゆる単年度に対して、これだけ予算が集中してしまった。 結果的にそうなったわけですけれども、それを先ほども言ったとおり、総合 計画の中で何年度のということで、その計画を順次立てていって、それでそ れにリンクした、財政改革集中プランとリンクしながら単年度の計画をしっ かりやってくれて、これでいけば大丈夫なのだという方策が見えてくれば、 私どもここまでならなかったと思うのですけれども、結局、当初、昨年の9 月の段階で4億円以下なのですよ。9月3日でね。

その後、協議会をやるたびに額がふえていくのですね。当初、町長から示された金額を私どもも地元に帰って説明するわけですよ。今度、町で道の駅ができるのだと。4億円も行かないでできるのではないかなという説明だよ。町で、自分の地元で説明するわけです。

ところが、次の協議会に来ると、額は上がっているのです。そうしたら私も今度地元に帰って、私が今度逆の立場として、またふえてくる、なぜだという質問を受けます。そこなのですよ。やっぱり皆さん、行政としてはプロなわけですから、そういう予算編成に対しては責任を持って立てていただきたい。

だから、そうやって単純に、たった半年の間で額がふえていく、どういうのでしょうかね。姿勢と言っていいのでしょうか。もっと設計段階であったのではないかということが、いわゆる今回のいろいろ膨らんでいったことに対する疑念です。

では、一応再質問としてお伺いしますけれども、私としては今、少子高齢 化。どこの町も少子高齢化対策ということが、やっぱり柱の政策としてなっ ています。

では、町長の考えとして、今2,000人を切らないために、町してもいろいろ考えなければいけないというテーマもあります。人口1人減ることによって、地方交付税は30万円ほど減るのではないかと自分の認識もあります。

今、町として取り組むために、例えばひとり暮らしの高齢者のために集合住宅をはじめとした高齢者福祉への取り組みでありますとか、子供の2歳児以下をあずける場所の施設ですとか、そういうこともあるのですけれども、そういうもろもろのいわゆる総合計画的なものも今回盛り込まれていると思いますけれども、どのように町長としては将来をお考えなのかを1点。

それから、総合振興計画と先ほども言いましたけれども、財政改革集中プランは、やはりリンクしているものだと思います。今回、我々には総合振興計画は示されておりませんけれども、隣の奈井江町では、1月に総合振興計画は出されています。それを議会は特別委員会を設けて、その振興計画だけ特別審査しています。そして3月の予算に新年度予算と合わせて示してくるわけですね。

そうすれば私どもも年次ごとの計画もわかるわけですから、非常に財政的なものがわかりやすいのです。

今回、わかりやすく言えば、単年度予算の中で貯金の取り崩し、表現変えますと繰入金ですけれども、8億2,532万円に及ぶ繰入金を計上しています。そして借金の方に、町債に7億1,560万円が町債として計上されています。

私の個人的な考えとしては、これは健全な財政運営とは言いがたいのではないかなと思います。これについてどうお考えなのか、二つ目。

それと集中プラン、私どもにも示されました。これが昨年の12月17日です。このときに合わせて道の駅についての説明は受けました。このときの道の駅の建設費用は4億5,000万円です。この全員協議会に示されている、これは26年度からが計画でなっているのですけれども、先日、予算委員会のときにも質問したのでちょっと重複するかもしれませんけれども、地方交付税がこのときでは15億2,400万円、実際の一般予算の方では13億3,000万円。これはわずか3カ月前なのですけれども、この違いと合わせまして、このときの建設予算が12億1,800万円、実際が13億円。このときの基金の取り崩しが2億1,000万円なのです。

だから、横の連携と言うのでしょうか、庁内の。それもやっぱり、もっと

連携しながらお互いにやっていくべきだったのではないかなというところがあるのですけれども、これで行った場合に今22、3億円ある基金の取り崩しから今回8億円取り崩して、大体例年足りなければ使うのが財調だと思うのですけれども、大体例年1億円、2億円ぐらいは、足りないときは使う。今までを見て見ますと、余ったから財調に入れたという経過があるのです。

将来的に見たときに、5年後この基金を幾らとして推計しているのか、あるいは10年後幾らとして推計しているのか、もし町長か担当でもいいですけれども、教えていただければ教えていただきたいと思います。

今回、道の駅に関しては疑問の点の一つに、もう一つ、先日の予算委員会でも質問しました。

ただ、きょうはちょっと非常に興味を持っている方々がいっぱい聞きに来ていますので、私どもがなぜこういうことになったのかという一端の中で一つ、やっぱりもう一つ質問させていただきたいのですけれども、2年前に検討委員会ができましたですね。この間も聞いたのですけれども、設計図がころころ、ころころ変わっていきました。当初はコンビニが一番左にあって、その隣にトイレがあって食の駅的なブースがあってという設計がありました。

その次に示されたのが、コンビニがない。商工会の事務所をこちらに移されればいいのでないかということで一部2階建てです。そのときまで自分もそれほど、それでもいいのかなという気持ちでおりました。

それから今度、舗装をはがなければいけないから、予算がふえていくから、 だからちょっとこっちを縮小しなければいけないとうことで、今度2階カットしました。

ところが、1 階部分の設計された部分は、そのまま残ってしまっています。 商工会が入るということで 2 階建てをして、それで予算がオーバーしそうだ から 2 階部分をカットして 1 階だけ残して、設計上は机、デスクを五つ、六 つ置ける状況と相談室をつくって、その事務所用のトイレも別につくりまし た。

だから結局、もし、そこに商工会これから、私の聞く限りにおいては入らないと思いますけれども、では、その相談室だけ、むだに残るのですね。そのまま設計が動いています。そこら辺をもう少し状況、状況に合わせた中で、設計をよく見直しながらやっていかなければならなかったところを、ただ結局、ものを建てることに走ってしまったというところが今回の問題を大きくしてしまった原因ではないかと自分は思っているわけです。

ですから、相談室等々について、もし回答があるのであれば、お伺いしたいと思います。

以上です。

〇議 長

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

最初の質問がよく覚えていないのですけれども、少子化人口減少の時代、そのための子ども・子育て支援、その事業と今回、道の駅のような、いわゆる経済活動。それは同じ土台には上がらないし、どちらが優先順位をつけるというものではない。そのとき、そのときに必要な事業を財政も考えながら提案をして、議会の同意を得てやっていくというのが行政だという思いがありますので、今回はそういう意味では、道の駅がこういうことで2年前から皆さんで協議をしていただいて、確かに議員おっしゃるとおり、短期間の中でお金が非常に流動していったという、そういうところの説明は私たちもかなり反省をしなければいけないという思いはあります。

ただ、大まかな事業として5億円とか、そういうお金だけで反対はしてほしくないなという思いはあります。事業としての本質として、うちの町にとって将来必要なのだということでの当初計画予算を上げて、皆さんにもご承認をいただいて実施設計、基本設計やってきているわけですから、そうなると、そこで最初の4億円ならいいのかとか、そのときに5億円ならだめだよとかというそういう問題ではないというふうには思います。いろいろな意味で上がってきたという事実はありますし、それについては私も非常に反省をしなければいけないというのはたくさんあると思うのですけれども、そこはそういうことで理解をしてほしいなという思いがあります。

それから、集中プランの財政の数字について担当の方が詳しいと思います。 15億円の交付税を今回13億円で載せておりますけれども、それはかなり 厳しく見ているという状況であります。毎年、町が見ているやつよりも2億 円ぐらいは多く国から来ておりますので、それはその都度、毎年基金の方に 積み立てていくということであります。今回はそういうふうに少し辛く見た 新年度の歳入予算ということであります。

ですから、そこで2億円の部分が、4億円の繰入金が半分になっているというようなことでご理解をいただけるのではないかと、そんなふうに思います。

それから、最初のコンビニ。これは私が、あそこにコンビニを誘致したら、 多分コンビニ会社は来てくれるだろうという思いでいたのですけれども、結局2社のコンビニについては進出してくれないというようなことで、そういう思いでいろいろまた図面も変わっていったというようなところがあると思います。

ただ、事務所の相談室云々については、指定管理が入る、どんな業者が入るかわかりませんけれども、そこでの有効活用は十分できると。研修したり、それから出店者が集まって何かトラブルがあったときに、そこでお話をすると。いろいろなことで活用できるので、それはむだなところではないというふうに思っております。

以上です。

〇議 長

財政推計の要請という質問ありますけれども。

河本課長。

〇総務課長 (河本浩昭君)

財政推計の件についてお答えしたいと思います。

先ほど柴田議員からご質問がありました財政推計でございますけれども、基金の額ということでございますけれども、単純に考えれば今回の27年度の基金の取り崩し額が変更になったということで31年度でございますけれども、単純に考えれば12億円が6億円に基金残高が減るということでございますけれども、ただ議会説明の際にも申し上げていたとおり、本町の歳入の半分近くが地方交付税で占められているということを考えますと、その財政推計については、交付税の額に大きく左右されるものであるということでございます。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

今の答弁で理解できないと。もう一回、課長ですか。 石原主幹。

〇総務課主幹(石原正伸君)

ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど柴田議員の方から言われました地方交付税の額15億2, 400何がしという数字は計画上の数字でございまして、現在、先ほど課長の方から説明がありましたように13億3, 000万円ということで計上しております。

その差額としては約2億円ぐらいの額を安全を見て歳入を少ない形で計上しているという内容でごさまして、先ほど説明があったのは、その分、基金としましても計画上ではおおよそ2億1,800万円ぐらいの繰入金であろうという想定で計画してございましたけれども、今現在8億2,000何がしという数字になっていますので、その差額分、計画との差額が6億円ぐらい繰入金がふえるであろということで、そのまま31年まで基金を同じ額で推計、減らしていきますと、31年の計画では、基金は残高12億4,000万円ぐらいを想定してございますので、そこから引いた残りが6億円ぐらいの残高になるのでないでしょうかという回答でございます。

ただ、交付税につきましては先ほど説明がありましたように、見込めない部分もございますし、財政推計上では相当の減り率といいますか、年間5%近く減るであろうという見込みで計上してございますので、そちらの歳入につきましてもどちらかでいうと、安全サイドでつくっている、少な目で計上している計画ということで考えていただければと思います。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

柴田議員。

○3番(柴田典男君)

わかりました。だから総合計画を出してほしいのですよね。

結局、やっぱり自分らとしては、自分ばっかりではない、町民としてもやはり5年後、例えば10年後に借金生活になったら嫌だよ。だから、町として、しっかり安心できるかじとりしてくださいというのが町民の希望ですから、そのために、ちゃんとした年次ごとの計画を立てる。その中で、町の駅はここだから建てたいのだと。これだけかかるから認めてほしいのだという考え方でやはり来てほしいし、今回のように、当初2億円の取り崩しが8億円になって、確かに健全な数字の出し方でやっていくのはいいのですけれども、今でいけば平成31年度に、今のままでいきますと6億円ということになりますと、今21億円、2億円の世界が、5年後でもう3分の1ぐらいになるという単純な計算で言えば、そういうことになってしまう。

だから、それが町の町民にとって不安材料ではありませんかというのが私 どもの意見です。

今回も確かに過疎債ということで7割が国から補てんされるということも 説明ありますけれども、完全によしわかった、国は7割ちゃんと補てんしま すよという約束事はこれからなわけで、この7割のうちの全額を保証される という保証もないはずなのです。過疎債は全国で100あって、それを各自 治体が取り合いすると思うのですけれども、それがもし大きな取り合いがあ れば、やはり割合として、この7割も減らされている感じで来るわけですか ら、全額保証されるということはないはずです。

ですから、将来地方交付税に至っても減額は予想されていくというここに もあるわけですから、やはり計画に沿った形の中で出していただきたい。道 の駅についても再度考えていただきたいと私は思います。

再々質問としては申しませんけれども、町長としての未来指針としてあればお伺いしたいですけれども、今回、道の駅再開発事業予算は議会を二分しました。多くの報道がなされ、現在多くの町民が注目している案件であります。町民の皆様にわかっていただきたいのは、賛成者、反対者それぞれが議員の責任として最大限の判断をした結果であり、すべてにおいて町のためであり、将来の町への思いの結果であるということをご理解いただきたいと思います。

これから地方創生として、町としての企画力が問われる時代に入っていくと思います。安定した財政運営を将来にわたって求めていくものであります。 再度申し上げさせていただいて再々質問を終わらせていただきますけれども、やはりこれから職員の企画力と実践力、それを引き出す理事者の理解と信頼そして判断力、それらを総合して本当にいい町をつくっていくことが理事者の責任であり、私も議会の責任だと思うところであります。

再々質問を終わりますけれども、何か指針があればお伺いしたいと思います。

〇議 長

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

最初から言っているように、うちの町は農業が基幹産業の町であります。 そこを軸に今、地方創生ということで地方がみずから自分のたちの町をどう 生かしていくかということをつくらなければいけないと、5カ年計画をこと し1年中でつくります。

そのときに、議員おっしゃるように財政を重視して何とか5年、10年という気持ちも十分わかります。

ただ、交付税が簡単に1億円、2億円減る時代ですから、基金を持っていても本当に国がちょっと厳しいことを言い始めたら15億円が13億円、12億円。

そうなってくると、持っているお金というのは、すぐなくなってしまうのですね。それよりは、やっぱり町が生きるための経済活動とか、そちらの方に投資する視点も私は必要だという思いで今回上げました。いろいろ皆さんにご迷惑かけたという思いは反省をしておりますし、議会の決定は、尊重はするつもりでおります。

以上でございます。

○3番(柴田典男君)

どうもありがとうございました。

○議 長

ここで、暫時休憩といたします。

会議の再開は2時40分といたします。

休憩 午後 2時31分 再開 午後 2時40分

〇議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第2 議案第19号~日程第11 議案第28号(一括議題)

○議 長

お諮りします。

日程第2から日程第11までの10件については、関連がありますので一括して議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議 長

異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第3、議案第20号 浦臼町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例につ

いて、日程第4、議案第21号 浦臼町税条例の一部を改正する条例について、日程第5、議案第22号 浦臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第23号 浦臼町道路占用条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第24号 浦臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について、日程第8、議案第25号 平成27年度浦臼町一般会計予算、日程第9、議案第26号 平成27年度浦臼町国民健康保険特別会計予算、日程第10、議案第27号 平成27年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算、日程第11、議案第28号 平成27年度浦臼町下水道事業特別会計予算は、一括議題とすることに決定いたしました。

本件につきましては、予算審査特別委員会に付託をしておりますので、審 査結果の報告を小松予算審査特別委員長に求めます。

小松議員。

〇予算審查特別委員長(小松正年君)

ただいま議題となっております議案第19号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ほか9件について、特別委員会における審査の経過及び結果についてのご報告を申し上げます。

3月10日に開会されました本会議で、議長を除く議員全員をもって構成する予算審査特別委員会が設置され、10件の議案が付託され、去る3月16日及び17日の2日間にわたり、慎重かつ熱心に審議をしたところであります。

この結果は別紙のとおり報告書に記載しておりますので、内容については 省略しますが、本委員会は議案第25号については、起立少数により否決すべきものと決定しました。

また、議案第19号から議案第24号まで、議案第26号から議案第28号までの9件につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定しましたので報告します。

以上で、報告を終わります。

〇議 長

ただいま、予算審査特別委員会委員長より報告がありました。

これより、討論に入ります。

お諮りします。

議案第25号 平成27年度浦臼町一般会計予算を除き、議案第19号から議案第24号まで、議案第26号から議案第28号までの9件について、一括して討論としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号から議案第24号まで、議案第26号から議案

第28号までの9件について、一括討論することに決定をいたしました。 これより、討論に入ります。

討論は9件を一括して行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第19号から議案第24号まで、議案第26号から議案第28号までの9件を一括採決いたします。

この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、原案 可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、議案第19号から議案第24号まで、議案第26号から議案 第28号までの9件については、原案のとおり可決されました。

これより、議案第25号 平成27年度浦臼町一般会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

討論がありますので、本案に対する反対討論の発言を許します。 中川議員。

○1番(中川清美君)

私は平成27年度の一般会計予算に反対するものとして討論いたします。 その理由として、道の駅にかかわる予算の計上であります。今回の予算計 上の根本的な計画において、基本構想が極めて流動的であり、しっかりとし た土台のもとの計画とは見えていません。

まず、建設予算で幾度の説明において、当初予算より2億円余りも膨らみ5億1,200万円までふえる結果となってきました。建設費用の高騰等を考慮しても納得できるものではなく、その計画性について町民に対しても説明がつきにくいと。

さらに歳入に至っては、基金より8億2,500万円の繰り入れに対して も計画性に欠如しており、将来的に見ても不安を抱くものである。

また、今現在における道の駅の一番問題点として上げられることとして、 冬の集客力不足が上げられると思います。今回の計画を見て冬期間の集客力 対策が示されておらず、新たに建設しても成果が上げられるのか危惧される ところであります。

さらに食のブースは冬も継続営業されますが、直売所においては、通年営業は厳しいものがあると思われます。計画によりますと加工品の販売等も考えておられるが、直売所のスペースを満たすほどの物量を見込めるか、また実現に向けた根拠が見当たらない。

私は道の駅再建には、しっかりとした出店者との協議、また直売所、出品

者の確実な人数の把握が根底にあるのが大原則で、その上で建築規模を策定するべきと考えます。今後5年、10年と見たときに、出品者を確保できるのか、確実性のある情報を求めるものであります。

私は今回の道の駅の再建に対して、全否定するものではありません。必要不可欠なものを進めるべきと考え、再度計画を練り直し、時間をかけて町民と議会の総意を得た構想が理想と考えます。

山登りにたとえますと、頂上を目前としながらも視界不良となれば一度下山し再アタックを試みるものであり、今そのときではと申し上げ、町長の英断を望み、私の反対討論といたします。

〇議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

8番、靜川議員。

○8番(靜川広巳君)

それでは、27年度一般会計予算につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

27年度一般会計予算につきましては、予算を総体的に社会情勢、地域活性化のための構成となっており、評価するものと思っております。

特に道の駅につきましては、この道の駅が構成され21年が過ぎております。当初の道の駅の目的をはるかに超え、地域に密着した駅へと進化しております。浦臼町道の駅が地域で果たし得る役割は、町の活性化の拠点として商工、農家、さらには町の活性化に重要な形をつくってくれる農商工女性グループの重要な活動場所として、訪れるドライバー、観光客、地域住民など、多様な人たちとの地域産業振興と交流の拠点として重要な役割を持つものと考えております。

また、道の駅は主要幹線道路に隣接している特徴があり、平成16年10 月の新潟県中越地震の際に、道路通行者、利用者、周辺住民の避難場所と防 災の拠点として注目を浴びております。

さらに平成23年3月11日、東日本大震災においても道の駅は駐車スペースを生かし、自衛隊の活動拠点や住民の一時避難場所、救援物資の運搬拠点として機能を果たし、重要な場所として位置づけられております。

今回の道の駅再開発は、主要幹線道路からの出入り口の整備、建物の一体化による広いスペースエリア、トイレ、駐車場の整備など、今必要とされる道の駅が持っている多面的機能を十分備えることとなり、この事業は新たな地域創出への拠点であり、地域活性化、経済効果、そして防災を兼ねた役割を持つ施設であり、事業予算につきましては地方債での対応もでき、交付税措置されるメリットもあり、何もない町からの脱却を目指すことのできる事業と考えられますので、一般会計予算は評価に値すると思っておりますので賛成の討論といたします。

以上です。

〇議 長

ほかに討論ありませんか。

3番、柴田議員。

○3番(柴田典男君)

私は平成27年度一般会計予算に反対する者として討論いたします。

予算大綱の中では財政健全化を基本としながら、町づくり基盤の形成の資 するように取り組んでいるとあります。

しかしながら、町税の減収が見込まれる中にあって、地方財政対策が総額 減額の現状でありますが、交付税は昨年と同額を計上しています。

にもかかわらず、本年度建設事業費が前年度比1.7倍の13億1,89 5万円の計上がなされ、構成比は34.8%に及びます。そのために町債を 1.3倍の7億1,560万円を組み、さらに繰入金に至っては前年度比倍 額の8億2,532万1,000円を計上しなければならない。一般財源不 足分の財調取り崩しは3億9,000万円に至っています。今後に向けた年 次計画を組めば、27年度に集中した前年度比4割増しの予算規模は、安全 ・安心の財政運営に改善できるものと判断いたします。

よって、今回提出された5億1,200万円に膨らみ続けた道の駅再開発 を再度検討するために、道の駅再開発事業を削除した一般会計予算を望むも のであります。

以上、反対討論の意見といたします。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

7番、牧島議員。

○7番(牧島良和君)

27年度一般会計について賛成する立場から討論をいたします。

先ほど来、審議されておりますように、この道の駅を含めた一般会計についてでありますが、とりわけ道の駅が大きな争点となっております。

基本計画から始まって議会は委員会それから懇談会、協議会、合わせて町が執行する町政懇談会等々、私の記録では12回ほどあります。その計画の中で押し迫った中での事業費膨張は、それぞれに施設の拡充あるいは補償、それから備品の購入等で膨らんだものであり、これは理事者が言われているように甘さの部分でもありますが、今の物品の購入時勢の中で、ある意味、予想できなかったものと考えております。

この時間的経過の中で言えば、今ほどもありました第4次計画等については昨年、26年12月17日、全員協議会が開かれております。そこでは財政プラン、そして第4次振興計画等についての議論がなされております。執行部側からは、この事案等々の審議の経過の中で4次振興計画の策定は残念ながら、まだ提示ができない。6月ごろになるとのお話でありましたし、私どもはそのことを理解し、全体ではそのことを良とした経緯があります。

今、振興計画を持たずしてとありますけれども、そうした議論を踏まえて 私たちはるる協議をしてまいりました。内容の充実も含めて位置、それから 駐車場、景観等々、安全の問題についても協議をしてきました。

今、これだけの問題になったのも新聞報道があって、いわゆる砂川市よりも滝川市よりもというところでの数字の膨大さが強調されておりますけれども、これはそういう意味では、町の側が町民に対しての情報発信の少なさ。これは委員会も含めて協議の中で厳しく指摘をしたところであります。それを推して今回の財政状況の中で組み立てられたことは、町部局での財政含めた計画の中で十分に内容検討され、それら改修含めて今後の政策運営の中で寄与するものとして今回提示されております。

経過討議の中でも冬の利用等についても田園空間博物館、あるいは坂本家の関係など、そうした資料館的財産をも展示しながらロータリー的にその展示、それから催しをしながら集客を求めていくことも協議され、私もそういう意見を言ってもまいりました。

いずれにしても予算は大変大きなものでありますけれども、全体として今、 地方債に全面的に頼るのではない前岸町長が財布のひもをしっかりと締め て、そしてためてきたお金の一部分、部分を今回の膨大ともある意味、私も 思いますその予算につぎ込んで、今だからできる予算として町長を先頭にし て皆さん方が計画、そして予算立てをしたものであります。

いかんせん私どもるる数字を言いますけれども、やはりここは町部局にゆだねながら、この予算執行について、その執行を求めるものであります。今後は、これらの運営に当たって、なお細部、微々細々にわたって討議をしながら内容充実を図ることを求めて賛成とするものであります。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第25号 平成27年度浦臼町一般会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案否決 すべきものです。

したがって、原案について採決します。

議案第25号 平成27年度浦臼町一般会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立可否同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決します。

議案第25号 平成27年度浦臼町一般会計予算については否決と採決します。

お諮りします。

ただいま斉藤町長から議案第29号 平成26年度浦臼町一般会計補正予算(第11号)が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と言う人あり〕

〇議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 平成26年度浦臼町一般会計補正予算(第11号)を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第29号

〇議 長

追加日程第1、議案第29号 平成26年度浦臼町一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原主幹。

〇総務課主幹(石原正伸君)

議案第29号 平成26年度浦臼町一般会計補正予算(第11号)。

平成26年度浦臼町の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,692万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ30億2,453万9,00 0円とする。

2項 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後 の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

平成27年3月20日提出。

北海道浦臼町長 斉藤純雄。

初めに、第2表繰越明許費の補正についてご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正1追加。表に記載のとおりでございますが、事業名、地方創生事業。金額3,662万5,000円。こちらは地方の好循環拡大に向けた緊急経済対策といたしまして、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し実施いたします地方創生事業を繰り越し事業として設定するものでございます。

続きまして、歳入歳出の補正につきましてご説明申し上げます。 9 ページ をお開き願います。 2款総務費1項12目地方創生事業費、補正額3,662万5,000円の追加でございます。地域住民生活等緊急支援のための交付金事業といたしまして、地方創生先行型として新規事業5事業、既存事業4事業に係るものとして、また地域消費喚起生活支援型といたしまして既存事業1事業に係るものを計上してございます。

初めに、地方創生先行型の主なものにつきましてご説明いたします。

1節報酬につきまして、総合戦略策定に係る審議会委員の報酬を追加し、 8節報償費につきまして、本年度から実施しております認知症検診事業ゆう ゆう検診に係る医師の謝礼を追加するものでございます。 9 節旅費につきま しては、認知症検診事業及び総合戦略策定に係る委員の旅費を計上するもの でございます。11節需用費につきまして、新規に実施いたしますタクシー 料金等利用助成事業に係るチケット印刷費並びに既存事業でございますお試 しハウスに係る経費につきまして計上するものでございます。13節委託料 につきまして、総合戦略策定に必要な人口動態の調査・分析及び将来人口の 変化に伴う影響度等を考察し、人口減少対策に向けた各種施策などについて 検討を行うための基礎調査業務に係るものとして648万円を計上してござ います。19節負担金補助及び交付金につきましては、子育て世代の支援策 としまして、おむつ及びおむつ廃棄用ごみ袋購入補助事業として374万4, 000円の追加、ベビー用品レンタル補助事業として162万円の追加、未 就学児童の保育料等の助成事業として234万2,000円の追加、また高 齢者等の通院及び買い物支援としましてタクシー料金等の補助事業として3 00万円の追加並びに既存事業として取り組んでございます住宅等リフォー ム補助に係るものを追加してございます。

次に、消費喚起型生活支援事業でございます。

19節負担金補助及び交付金につきまして、プレミアムつき商品券発行事業として町負担分20%と道負担分5%を合わせ25%のプレミアム率を設け3,000組を発売する事業として803万3,000円を追加するものでございます。20節扶助費につきまして、既存事業であります乳幼児等の医療費補助に係るものでございます。

ただいまご説明いたしました地方創生事業に係る追加補正のうち、既存事業に係る予算につきましては交付金等の申請手続中であることから、27年度の予算にも二重計上しております。事業の執行状況等により減額補正を上げさせていただく予定でございます。

9款教育費2項1目学校管理教育振興費、補正額29万9,000円の追加でございます。先般、小学校の教員1名の追加配置が決定となりまして、パソコン及び机等の備品購入に係るものを追加するものでございます。

歳出合計3,692万4,000円の追加でございます。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、7ページをお開き願います。

13款国庫支出金2項6目総務費国庫補助金、補正額2,881万9,00円の追加でございます。3節地域消費喚起生活支援型交付金として620万2,000円の追加。4節地方創生先行型交付金として2,261万7,000円の追加でございます。

14款道支出金2項1目総務費道補助金、補正額150万円の追加でございます。プレミアムつき商品券の発行事業に係る道の補助金でございます。

20款繰入金1項1目基本財産繰入金、補正額660万5,000円の追加でございます。財源調整に伴うものでございます。

歳入合計、歳出と同じ3,692万4,000円の追加となってございます。

以上が議案第29号 平成26年度浦臼町一般会計補正予算(第11号) の内容でございます。

十分ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

「「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第29号 平成26年度浦臼町一般会計補正予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、議案第29号 平成26年度浦臼町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 発議第1号

〇議 長

日程第13、発議第1号 浦臼町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明 を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については提案理由の説明を省略することに決定 しました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第1号 浦臼町議会委員会の条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 浦臼町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 請願第1号

〇議 長

日程第14、請願第1号 農協関係法制度の見直しに関する請願書を議題 といたします。

お諮りします。

請願第1号については、会議規則第92条の既定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしま した。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決します。

請願第1号 農協関係法制度の見直しに関する請願書を採択することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、請願第1号 農協関係法制度の見直しに関する請願書は、採択することに決定いたしました。

◎日程第15 請願第2号

○議 長

日程第15、請願第2号 TPP交渉等国際貿易交渉に関する請願書を議題といたします。

お諮りします。

請願第2号については、会記規則第92条の既定により、委員会への付託 を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員会への付託を省略することに決定しました。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決します。

請願第2号 TPP交渉等国際貿易交渉に関する請願書を採択することに 賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、請願第2号 TPP交渉等国際貿易交渉に関する請願書は、 採択することに決定いたしました。

◎日程第16 意見書案第1号

〇議 長

日程第16、意見書案第1号 農協関係法制度の見直しに関する意見書を 議題とします。

お諮りします。

本件については、ただいまこの趣旨に沿った請願が採択されたところです。 したがて、本件については、みなし採択としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号 農協関係法制度の見直しに関する意見書は、 原案のとおり可決されました。

◎日程第17 意見書案第2号

〇議 長

日程第17、意見書案第2号 TPP交渉等国際貿易交渉に関する意見書 を議題とします。

お諮りします。

本件については、ただいまこの趣旨に沿った請願が採択されたところです。 したがって、本件については、みなし採択としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と言う人あり〕

〇議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号 TPP交渉等国際貿易に交渉に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 意見書案第3号

〇議 長

日程第18、意見書案第3号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護 護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書を議題といたします。

お諮りします。

この意見書案第3号については、会議規則第39条第2項の規定により、 提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号については、提案理由の説明を省略すること に決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、意見書案第3号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護 従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書を採択いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、意見書案第3号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護 護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書は、原案のとおり可決されま した。

◎日程第19 所管事務調査

○議 長

日程第19、所管事務調査についてを議題といたします。

総務・農林建設常任委員長並びに議会運営委員長から、閉会中の事務調査 について会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

両常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査 に付することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と言う人あり〕

〇議 長

異議なしと認めます。

したがって、総務・農林建設常任委員長並びに議会運営委員長からの申し 出のとおり、閉会中の調査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

〇議 長

これをもって、本日の日程は、すべて終了いたしました。

したがって、本日はこれにて散会します。

なお、あす21日から24日は休会とし、25日午前10時より議会を再開します。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時18分

浦臼町議会第1回定例会 第3号

平成27年3月25日(水曜日)

○議事日程

1 議案第30号 議案第25号平成27年度浦臼町一般会計予算に 対する修正について

○出席議員(9名)

議長	9番	阳	部	敏	也	君	副議長	8番	靜	Ш	広	巳	君
	1番	中	JII	清	美	君		2番	小	松	正	年	君
	3番	柴	田	典	男	君		4番	東	藤	晃	義	君
	5番	折	坂	美	鈴	君		6番	松	田	征	靖	君
	7 悉	쏴	息	良	和	君							

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町	長	斉	藤	純	雄	君
副町	長	Ш	畑	智	昭	君
教 育	長	浅	畄	哲	男	君
総 務 課	長	加	本	浩	昭	君
総務課主	幹	石	原	正	伸	君
くらし応援詞	果長	竹	内	富 美	代	君
くらし応援課	主幹	横	井	正	樹	君
長寿福祉談	果長	大	平	雅	仁	君
産業建設調	果長	加賀	谷	隆	彦	君
産業建設課	主幹	上	嶋	俊	文	君
産業建設課付派 遣土地 改推 進 委 員	女 良	田	村	泰	昭	君
出納室主	幹	武	田	郁	子	君
教育委員事務局次		大	並	英	祐	君
農業委員事務局	. 会 長	宮	本	英	史	君
教育委員委 員	. 会 長	今	田	厚	子	君
農業委員会会	会長	佐	藤	浩	司	君

代表監查委員 星 和 行 君

○出席事務局職員

 局
 長
 遠
 山
 敏
 温
 君

 書
 記
 日
 出
 華
 代
 君

◎開会の宣告

〇議 長

おはようございます。

本日の出席人員は9名全員でございます。定足数に達しております。

◎開議の宣告

○議 長

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表の3日目に基づき順 を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第1 議案第30号

○議 長

日程第1、議案第30号 議案第25号平成27年度浦臼町一般会計予算 に対する修正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川畑副町長。

○副町長 (川畑智昭君)

議案第30号 議案第25号平成27年度浦臼町一般会計予算に対する修 正について。

議案第25号平成27年度浦臼町一般会計予算の一部を次のように修正する。

平成27年3月25日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

次のページをお開きください。

議案第25号平成27年度浦臼町一般会計予算に対する修正について 議案第25号平成27年度浦臼町一般会計予算の一部を次のように修正する。

平成27年度浦臼町各会計歳入歳出予算書1ページの議案第25号をお開きいただきたいと思います。

今回の修正内容につきましては、道の駅つるぬま建替事業に関係いたしま す予算をすべて削除するものでございます。

初めに第1条の修正でございます。

第1条中37億8,400万円を32億7,138万5,000円に改めます。

次に4ページ第1表 歳入歳出予算の一部を次のように改めます。

修正内容につきましては、参考資料にてご説明申し上げますので、参考資料の3ページをお開きください。

初めに歳出でございます。

6 款商工費、1項2目観光費、本年度予算5億4,854万2,000円を3,592万7,000円に改めます。

13節委託料、15節工事請負費、18節備品購入費、22節補償補填及 び賠償金におきまして、道の駅建設事業に関わる予算として合計で5億1, 261万5、000円を削除するものでございます。

次に歳入でございます。

参考資料の2ページをお開きください。

19款町債、1項3目商工債、本年度予算4億1,360万円を0円に改めます。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金本年度予算8億2,532万1,000円を7億2,630万6,000円に改めます。

内訳といたしましては、1節財政調整基金繰入金におきまして4,901 万5,000円を減額し、2節ふるさと応援基金繰入金におきまして5,0 00万円を減額するものでございます。

歳入合計、歳出と同じ37億8,400万円を32億7,138万5,0 00円に改めるものでございます。

次に歳入歳出予算事項別明細書の修正でございます。

参考資料の1ページをお開きください。

- 1総括、歳入の修正でございます。
- 19款町債、本年度予算7億1,560万円を3億200万円に改めます。
- 20款繰入金、本年度予算8億2,532万1,000円を7億2,63 0万6,000円に改めます。

歳入合計37億8,400万円を32億7,138万5,000円に改めます。

次に歳出の修正でございます。

6款商工費、本年度予算5億5,890万8,000円を4,629万3,000円に改め、財源内訳につきましても地方債並びに基金の減による修正をしてございます。

歳出合計歳入と同じ37億8,400万円を32億7,138万5,00 0円に改めます。

以上が第1表歳入歳出予算の修正内容でございます。

予算書1ページにお戻り願います。

次に第2条の修正でございます。

予算書の9ページをお開きください。

第2表債務負担行為の一部を次のように改めます。

事項、道の駅つるぬまに係る指定管理、こちらに関するすべての内容を削 除いたします。

次に第3条の修正でございます。

10ページをごらんください。

第3表地方債の一部を次のように改めます。

起債の目的、道の駅つるぬま建替事業、限度額4億1,360万円、こちらに関するすべての内容を削除いたします。

これにより、地方債の計は7億1, 560万円から3億200万円に改めます。

以上議案第30号 議案第25号平成27年度浦臼町一般会計予算に対する修正の内容でございます。

十分にご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第30号 議案第25号平成27年度浦臼町一般会計予算 に対する修正についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、議案第30号 議案第25号平成27年度浦臼町一般会計予算に対する修正については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

〇議 長

これをもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。 したがって、平成27年第1回浦臼町議会定例会を閉会といたします。 大変ご苦労さまでした。

散会 午前10時06分